

# 大野城市環境基本計画

## 地方公共団体実行計画（区域施策編）



大野城市指定天然記念物 大野小学校センダンの木

計画期間 自 令和 5年 5月  
至 令和 13年 3月



# 市長挨拶

近年、地球温暖化に伴う気候変動により、洪水や干ばつ、生態系への影響、人の健康への影響が顕著化しており、世界中の国々が地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減に向けた取組を強化しています。

我が国においても、温室効果ガスの削減を経済成長の機会と捉えるグリーントランスフォーメーション（GX）を提唱し、脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の3つを同時実現するためのロードマップを明らかにしています。



また、福岡県では、気候変動などによって動物と人との関係が変化し、新たな人獣感染症が発生することを予防するため、令和3年に「福岡県ワンヘルス推進基本条例」を制定し、人と動物の健康及び環境の健全性を一体的に守るための取組を示しています。

本市においては、令和3年に2050年（令和32年）までに温室効果ガス、いわゆる二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指す「ゼロカーボンシティ大野城宣言」を、令和4年には人と動物の健康と環境を守る「ワンヘルスの推進に関する宣言」を行い、様々な方面から地球温暖化対策に取り組むことを表明しました。

これらを踏まえ、今後の環境政策を実効性の高いものにするため、これまでの「大野城市環境基本計画」を抜本的に見直し、地球温暖化対策の具体的な実行計画を含む「大野城市環境基本計画・地方公共団体実行計画（区域施策編）」を策定しました。

本計画では、本市が目指す姿として「市民総ぐるみでつくる希望にあふれた脱炭素のまち」を掲げています。その実現に向け、市民の皆様のご協力・ご意見をいただきながら、充実した施策を積極的に進め、「自然豊かなふるさと大野城」を次の世代に引き継いでいくために万全を尽くしてまいります。

終わりに、本計画の策定に当たり、環境政策審議会委員の皆様には貴重なご意見・ご提言を賜りました。ここに改めまして深甚なる感謝の意を表します。

令和5年5月

大野城市長 井本宗司



# 目次

## 第1章 計画策定の背景と視点

1. 地球温暖化と世界の動き	1
(1) 地球温暖化とは	1
(2) 地球温暖化によるリスクと影響	2
(3) 世界の温室効果ガス排出量	3
(4) 国際的な意思決定	4
2. ゼロカーボンシティ宣言と本計画の方向性	5
(1) 地球温暖化防止に関する我が国の取組	5
(2) ゼロカーボンシティ大野城宣言と本計画の方向性	6
3. 計画策定の視点と位置づけ	7
(1) 計画策定の視点	7
(2) SDGs との関係性	7
(3) 計画の位置づけ	8
(4) 計画の対象範囲	9
(5) 計画期間	9

## 第2章 大野城市を取り巻く環境

1. 大野城市の特徴	10
(1) 自然条件（地勢）	10
(2) 自然条件（土地利用）	11
(3) 自然条件（気候）	12
(4) 社会的条件（人口）	12
(5) 社会的条件（産業大分類別就業者数）	13
(6) 社会的条件（工業）	13
(7) 社会的条件（商業）	14
(8) 社会的条件（自動車保有台数）	14
(9) 社会的条件（公共交通）	15
(10) 市域の温室効果ガス排出量	16
(11) ごみの排出量	18
(12) 二酸化炭素吸収源	19
2. 前計画の評価と市民の意識	20
(1) 前計画の評価	20
(2) 市民の意識	22

## 第3章 ゼロカーボンシティ大野城の実現に向けて

1. 大野城市が目指す姿	23
2. 基本方針と目標	24
(1) 計画の基本方針	24
(2) 温室効果ガス排出量の削減目標	25
(3) ごみの削減目標	26
(4) 二酸化炭素吸収量の目標	27
3. 実現に向けた施策	28
(1) 基本目標と施策方針	28

基本目標 1	市民総ぐるみで行動し、脱炭素を実現するまち	28
施策方針 1	ライフスタイルの転換	28
施策方針 2	ビジネスの転換	29
施策方針 3	再生可能エネルギーの最大限活用	29
施策方針 4	環境配慮型モビリティの推進	30
施策方針 5	市有施設における省エネの推進	30
コラム	再生可能エネルギーは大野城市内でどのくらい利用できるの？	31
基本目標 2	ごみとムダを減らし、資源が循環する脱炭素のまち	32
施策方針 6	市民と協働した4R+Renewableの推進	32
施策方針 7	事業系ごみの削減	33
施策方針 8	ごみ減量啓発と環境教育	33
施策方針 9	安定的かつ適正なごみ処理	34
基本目標 3	気候変動のリスクを抑制し、誰もが安心して快適に暮らせるまち	35
施策方針 10	気候変動の影響への適応	35
施策方針 11	良好な生活環境の確保	36
施策方針 12	市民と共働した公益的活動の推進	36
基本目標 4	豊かな自然を育み、多様な生物と共存するまち	37
施策方針 13	グリーンインフラの適正運用	37
施策方針 14	生物多様性の保全	38
施策方針 15	環境保全活動の推進	38
(2) 施策体系図		39

## 第4章 施策体系別の取組

基本目標 1	市民総ぐるみで行動し、脱炭素を実現するまち	40
施策方針 1	ライフスタイルの転換	40
取組 1-1	地域における情報共有の場の創設	40
取組 1-2	省エネ性能が高い住宅の普及促進	41
取組 1-3	家庭でできる省エネ行動の促進	42
取組 1-4	エシカル消費や地産地消の推進	43
施策方針 2	ビジネスの転換	44
取組 2-1	事業所における省エネ活動の推進	44
取組 2-2	環境に配慮した働き方への転換	45
取組 2-3	建物の省エネルギー化	46
施策方針 3	再生可能エネルギーの最大限活用	47
取組 3-1	太陽光発電システムの普及促進	47
取組 3-2	環境に配慮した電力調達の推進	48
取組 3-3	グリーンイノベーションの推進	49
施策方針 4	環境配慮型モビリティの推進	50
取組 4-1	クリーンエネルギー自動車の普及促進	50
取組 4-2	充電インフラの普及促進	51
取組 4-3	カーシェアリングの促進	52
取組 4-4	エコドライブの推進	53
取組 4-5	公共交通ネットワークの最適化	54
取組 4-6	歩くことを楽しむまちづくり	55
コラム	まちなかウォークアブル区域とは	56

施策方針 5	市有施設における省エネの推進	57
取組 5-1	建築物等の省エネ化の推進	57
取組 5-2	太陽光発電システムの率先導入	58
取組 5-3	再生可能エネルギー電力の活用推進	59
取組 5-4	庁用車の次世代化の推進	60
取組 5-5	省エネ・節電の徹底	61
基本目標 2	ごみとムダを減らし、資源が循環する脱炭素のまち	62
施策方針 6	市民と協働した4R+Renewableの推進	62
取組 6-1	家庭系ごみの削減	62
取組 6-2	プラスチックごみの発生抑制	63
取組 6-3	リユースの推進	64
取組 6-4	緑・廃木材のリサイクルの推進	65
施策方針 7	事業系ごみの削減	66
取組 7-1	事業所に対する適切な指導	66
取組 7-2	事業所における食品ロスの削減	67
施策方針 8	ごみ減量啓発と環境教育	68
取組 8-1	環境教育教材の普及	68
取組 8-2	ごみ減量と分別に係る情報発信	69
施策方針 9	安定的かつ適正なごみ処理	70
取組 9-1	安定的かつ適正なごみ処理体制の推進	70
取組 9-2	不法投棄の抑止	71
基本目標 3	気候変動のリスクを抑制し、誰もが安心して快適に暮らせるまち	72
施策方針 10	気候変動の影響への適応	72
取組 10-1	防災意識等の向上	72
取組 10-2	災害に強い都市基盤の整備	73
取組 10-3	地域防災拠点の対応力強化	74
施策方針 11	良好な生活環境の確保	75
取組 11-1	公害対策	75
取組 11-2	生活環境への負荷の低減	76
施策方針 12	市民と共働した公益的活動の推進	77
取組 12-1	環境美化活動の推進	77
取組 12-2	迷惑行為防止活動の推進	78
基本目標 4	豊かな自然を育み、多様な生物と共存するまち	79
施策方針 13	グリーンインフラの適正運用	79
取組 13-1	森林の適正な管理	79
取組 13-2	都市緑化及び市民と共働したみどりの創出	80
取組 13-3	農地保全と地元産物の消費	81
取組 13-4	文化財の保全	82
施策方針 14	生物多様性の保全	83
取組 14-1	地域の特性に応じた生物多様性の保全	83
取組 14-2	有害鳥獣対策の推進	84
施策方針 15	環境保全活動の推進	85
取組 15-1	官民共働による環境教育の推進	85
取組 15-2	おおのじょう緑のトラスト運動の推進	86

## 第5章 計画の推進と環境行動指針

1. 計画の推進	87
(1) 計画の進行管理	87
(2) 環境基本計画年次報告書の作成と公表	88
(3) 環境政策審議会	88
2. 行動指針	89
(1) 市が行うこと	89
(2) 市民の皆さんができること	91
(3) 事業者の皆さんができること	96

## 資料編

1. 温室効果ガス排出量の推計方法	100
(1) 温室効果ガス排出量の現況推計	100
(2) 温室効果ガス排出量の将来推計	102
2. CO <sub>2</sub> 吸収量の推計方法	104
(1) 森林のCO <sub>2</sub> 吸収量	104
(2) 都市公園・緑地のCO <sub>2</sub> 吸収量	104
3. 2030年度現状推計比CO <sub>2</sub> 削減目標の内訳	105
4. 市民アンケート調査	106
(1) 調査概要	106
(2) 調査結果	106
5. 事業者アンケート調査	112
(1) 調査概要	112
(2) 調査結果	112
6. 高校生アンケート調査	120
(1) 調査概要	120
(2) 調査結果	120

# 第1章 計画策定の背景と視点

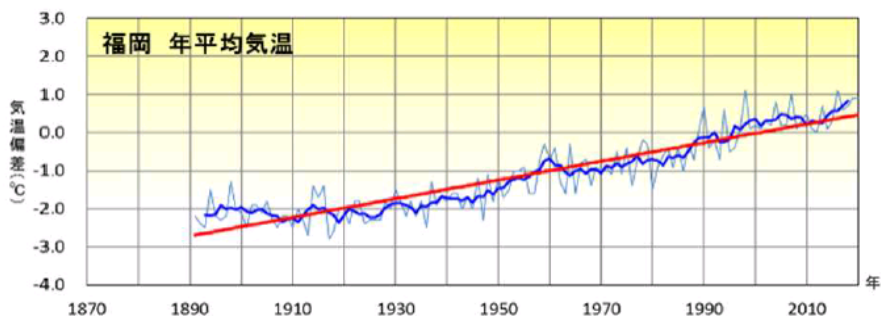
## 1 地球温暖化と世界の動き

### (1) 地球温暖化とは

- ・日本の平均気温は、変動を繰り返しながら上昇しています。長期的には100年あたり1.30℃の割合（福岡県では100年あたり2.55℃の割合）で上昇<sup>1</sup>しており、特に1990年代以降は高温となる年が著しく増加しています。これは全世界的な現象となっており、地球温暖化と呼ばれています。
- ・地球温暖化は、18世紀半ばの産業革命以降、化石燃料の使用や森林の伐採等により、大気中の熱を吸収する二酸化炭素等の温室効果ガスが急増したことが原因となっています。
- ・地球温暖化は気温の上昇だけではなく、異常高温（熱波）や大雨・干ばつの増加等の様々な気候の変化を伴っており、我々の生活に大きな影響を与えています。

2021年8月に公表されたIPCC報告書<sup>2</sup>では、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。」と断言しています。

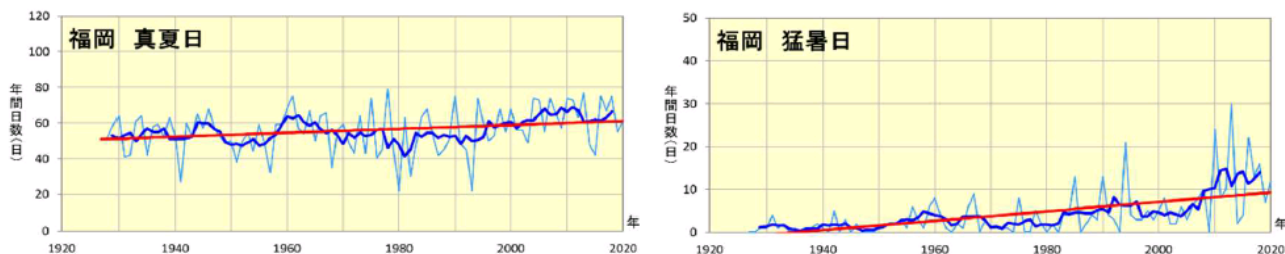
年平均気温の経年変化（福岡）



統計期間は1891～2020年。青の細線：各年の年平均気温の基準値からの偏差、青の太線：5年移動平均、赤の直線：長期変化傾向（有意な長期変化傾向がある場合のみ表示）。基準値は1981～2010年の30年平均値。

真夏日（左）及び猛暑日（右）の年間日数の経年変化（福岡）

福岡県では、最高気温30℃以上の真夏日と最高気温35℃以上の猛暑日が、それぞれ10年あたり1.1日の割合で増加しています。



統計期間は1927～2020年。青の細線：年々の値、青の太線：5年移動平均、赤の直線：長期変化傾向（有意な長期変化傾向がある場合のみ表示）。

出典：福岡管区気象台「九州・山口県の気候変動監視レポート」

<sup>1</sup> 平均気温の上昇：2023年1月4日更新の気象庁データに基づく数値。

<sup>2</sup> IPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）：195の国と地域が参加する政府間機構。人為起源による気候の変化や影響等に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から評価を行う。

## (2) 地球温暖化によるリスクと影響

- ・ IPCC の報告書によると、人為的な活動による産業革命以前からの世界全体の平均気温の上昇は、2020年（令和2年）時点で $1.09^{\circ}\text{C}$ <sup>3</sup>となっており、現在の度合いで温暖化が進行すれば、2030年（令和12年）に $1.5^{\circ}\text{C}$ に達する可能性が高いとしています。さらに、2100年には最大で $5^{\circ}\text{C}$ 以上平均気温が上昇すると予測しています。
- ・ また、温室効果ガスの排出を削減する努力を講じても今世紀の中頃までは気温の上昇が進むことが示されていますが、温室効果ガスを大幅に削減し産業革命以前からの気温の上昇を $1.5^{\circ}\text{C}$ 以下に抑えることができれば、気温上昇が $2^{\circ}\text{C}$ となる場合に比べてリスクを大きく軽減できることが報告されています。
- ・ 環境省が2020年（令和2年）12月17日に公表した「気候変動影響評価報告書」では、地球温暖化が進行した場合に将来予測される重大な影響として、農作物の品質低下や収穫量の減少、極端な大雨や勢力の強い台風による洪水、土砂災害等の発生、無降水日数の増加による渇水の深刻化、熱暑による高齢者の健康被害等が増大することが報告されています。
- ・ また、自然生態系や畜産への影響、節足動物（ヒトスジシマカ等）が媒介する感染症のリスクなどについて、緊急に対策を講じる必要があると報告されています。

## 既に起こりつつある/近い将来起こりうる気候変動の影響



### 農林水産業

高温による生育障害や品質低下が発生

- ・ 既に全国で、白未熟粒（デンプンの蓄積が不十分なため、白く濁って見える米粒）の発生など、高温により品質が低下。

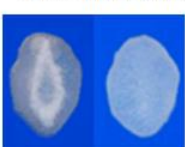


図 水稻の「白未熟粒」(左)と「正常粒」(右)の断面  
(写真提供：農林水産省)

- ・ 果実肥大期の高温・多雨により、果皮と果肉が分離し、品質が低下。



図 うんしゅうみかんの浮皮  
(写真提供：農林水産省)

### 自然生態系

サンゴの白化ニホンライチョウの生息域減少



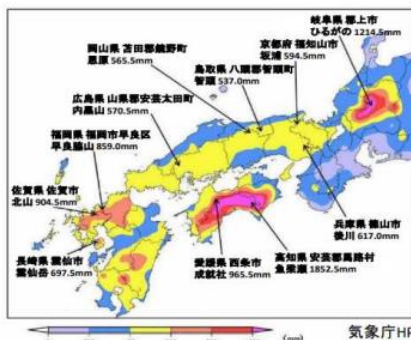
図 サンゴの白化  
(写真提供：環境省)



図 ニホンライチョウ  
(写真提供：環境省)

### 自然災害

平成30年7月には、西日本の広い範囲で記録的な豪雨



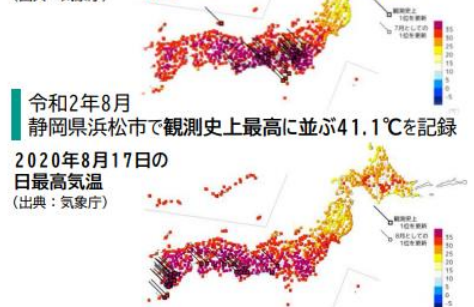
短時間強雨の観測回数は増加傾向が明瞭



### 健康（熱中症・感染症）

平成30年7月  
埼玉県熊谷市で観測史上最高の $41.1^{\circ}\text{C}$ を記録  
7/16-22の熱中症による救急搬送人員数は過去最多

2018年7月23日の  
日最高気温  
(出典：気象庁)



令和2年8月  
静岡県浜松市で観測史上最高に並ぶ $41.1^{\circ}\text{C}$ を記録

2020年8月17日の  
日最高気温  
(出典：気象庁)

デング熱の媒介生物である  
ヒトスジシマカの分布北上



図 ヒトスジシマカ  
(写真提供：国立感染症研究所  
昆虫医学部)

出典：環境省ホームページ

<sup>3</sup>  $1.09^{\circ}\text{C}$ ：IPCC 第6次評価報告書において公表された数値。日本の平均気温上昇は、世界全体の平均気温上昇に比べて大きい。その要因は、日本が、地球温暖化による気温の上昇率が比較的大きい北半球の中緯度に位置しているためと考えられる。

### (3) 世界の温室効果ガス排出量

- ・国連環境計画（UNEP）の「Emissions Gap Report 2020」によると、2019年（令和元年）における世界の人為起源の温室効果ガス総排出量は依然として増加しており、全体で532～650億トン-CO<sub>2</sub>（中央値591億トン-CO<sub>2</sub>）と見積もられています。
- ・2021年（令和3年）4月現在、日本を含む125か国と1地域が、2050年（令和32年）までに温室効果ガスを全体としてゼロにすることを表明していますが、2020年（令和2年）の世界の温室効果ガス排出量は、新型コロナウイルス感染症による経済活動の低下により減少したものの、パリ協定<sup>4</sup>の排出削減目標からはほど遠く、今世紀内に3℃以上の気温上昇につながる方向へと進んでいます。
- ・また、政府は現行ペースで二酸化炭素を排出し続けた場合、10年程度で気温上昇を1.5℃以下に抑える目標達成のために残されている累積排出量を使い切ってしまう<sup>5</sup>と予想しています。
- ・これからの10年間は、どのようにして脱炭素を具現化していくかが問われるとともに、その結果次第で世界の行方が左右される重要な期間となります。

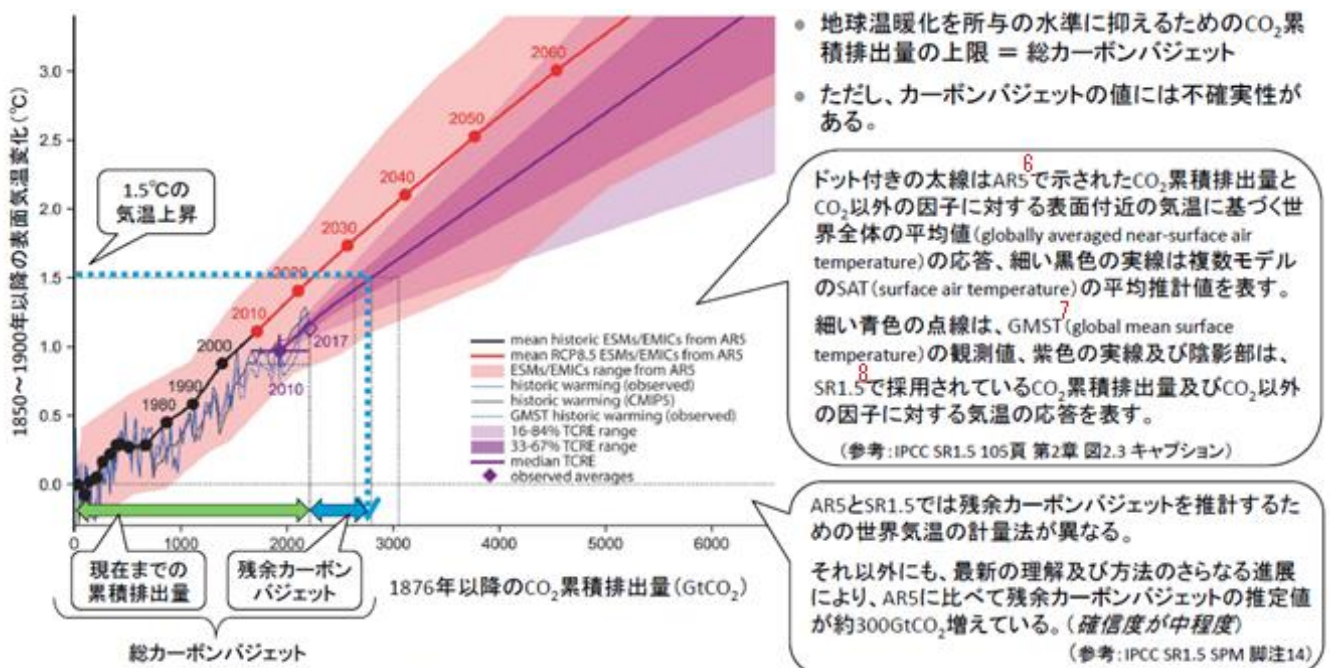


図. 1876年1月1日以降のCO<sub>2</sub>累積排出量と1850～1900年以降の気温変化

出典: 図, IPCC SR1.5 105頁 第2章 図 2.3 ※図中の記号・文は原図に追加したもの

出典: 環境省「IPCC「1.5特別報告書」の概要 (2018年7月版)

- <sup>4</sup> パリ協定: フランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議 (COP21) において2015年12月に採択された、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組み。
- <sup>5</sup> 2020年7月14日公表の環境省「電気事業分野における地球温暖化対策の進捗状況の評価結果について」より抜粋。IPCCが発表した「1.5℃特別報告書」のカーボンバジェット (気温上昇をあるレベルに抑えるために残された温室効果ガス排出量の上限) に関する推定を基にした予想。
- <sup>6</sup> AR5: 2013年から2014年にかけて公表されたIPCC第5次評価報告書。1860年頃から2011年までの人為起源CO<sub>2</sub>排出量を約1兆8,900億トン-CO<sub>2</sub>と報告している。
- <sup>7</sup> GMST: 陸域及び海氷の表面付近 (2m) の気温と海氷のない海面水温の平均値
- <sup>8</sup> SR1.5: 2018年に公表されたIPCC1.5特別報告書。産業革命前から2017年までの人為起源CO<sub>2</sub>排出量を1兆8,800億～2兆5,200億トン-CO<sub>2</sub> (中央値2兆2,000億トン-CO<sub>2</sub>) と報告している。

#### (4) 国際的な意思決定

- ・地球規模の気温の上昇は、世界各地に様々な問題を引き起こしており、温室効果ガスの排出削減に向けては世界各国が協調して取組を進める必要があります。
- ・その背景のもと、2015年（平成27年）に二つの国際的な意思決定がありました。

##### ① 持続可能な開発目標 SDGs（エスディーゼイズ）の採択（2015年（平成27年）9月）

- ・国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標 SDGs（Sustainable Development Goals）が掲げられました。
- ・SDGsは、2030年をゴールとする国際目標で、「経済」、「社会」、及びその土台となる「環境」の3つの側面について、17のゴールと169のターゲットにより統合的に解決する考え方を示しており、全ての国々が環境や社会が抱える問題にバランスよく取り組み、その根本的な解決によって、世界を持続させることを目指しています。

##### ② 「パリ協定」の採択（2015年（平成27年）12月）

- ・フランス・パリにおいて開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で、新たな法的枠組みとなる「パリ協定」が採択されました。
  - ・パリ協定は「京都議定書」<sup>9</sup>の後継となるもので、気候変動によるリスクを抑制するために、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を継続すること」が世界共通の長期目標とされました。
- ・①と②の国際的な意思決定の後、IPCCが2018年（平成30年）10月に公表した「1.5℃特別報告書」では、気温上昇を1.5℃に抑えるためには世界の二酸化炭素排出量を2030年までに45%以上削減し、2050年頃には実質排出ゼロに抑える必要があることが示されました。
  - ・日本を含む全ての条約加盟国が温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応の取組を加速しています。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国際連合広報センター 持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標

<sup>9</sup> 京都議定書：2020年までの地球温暖化に対する国際的な取組を定めた国際条約。1997年（平成9年）に京都で開催された国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で採択された。

## 2 ゼロカーボンシティ宣言と本計画の方向性

### (1) 地球温暖化防止に関する我が国の取組

#### ① 地球温暖化対策計画の策定（2016年（平成28年）5月）

2030年までに温室効果ガスを2013年比で26%削減する中期目標を掲げ、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るために国が取り組む施策を明らかにするとともに、長期目標として2050年までに80%の削減を目指すことが盛り込まれました。

#### ② 第5次環境基本計画の閣議決定（2018年（平成30年）4月）

国際・国内情勢の変化を捉え、将来世代の利益を意思決定に反映させて、国内対策の充実や国際連携を強化する必要性を挙げています。主にSDGsによる環境・経済・社会の統合的向上に向けた取組を進め、複数の課題を統合的に解決し、地域の資源が循環する自立・分散型の社会、いわゆる「地域循環共生圏」の創造を目指しています。



#### ③ 第5次エネルギー基本計画策定（2018年（平成30年）7月）

2030年に向けて、多様なエネルギー源を組み合わせる電気供給の安定化を図る「エネルギーミックス」の確実な実現と、2050年脱炭素化への挑戦が盛り込まれました。

#### ④ 気候変動適応計画の閣議決定（2018年（平成30年）11月）

気候変動適応法に基づく計画であり、気候変動の影響による被害を防止・軽減するため、各主体の役割や、あらゆる施策に適応を組み込むことなど、7つの基本戦略を示すとともに、分野ごとの適応に関する取組が網羅的に示されました。

#### ⑤ パリ協定に基づく長期戦略策定の閣議決定（2019年（令和元年）6月）

最終到達点としての「脱炭素社会」を掲げ、2050年までに温室効果ガスを80%削減すること、「環境と成長の好循環」の実現、エネルギー、産業、運輸、地域・くらし等のビジョン、それらの実現に向けた対策・施策の方向性が示されました。

#### ⑥ 首相によるカーボンニュートラル宣言（2020年（令和2年）10月）

首相の所信表明演説において、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言されました。

#### ⑦ 地域脱炭素ロードマップの公表（2021年（令和3年）6月）

ロードマップでは、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する脱炭素に国全体で取り組むため、特に2030年までに集中して行う取組・施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策が示されました。

#### ⑧ 地球温暖化対策計画の改訂（2021年（令和3年）10月）

改訂された地球温暖化対策計画は、日本が2030年度に温室効果ガスを46%削減すること（2013年比）、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを2021年4月に表明したことを踏まえ、二酸化炭素以外も含む温室効果ガスの全てを網羅し、新たな2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載して新目標実現への道筋を描いています。

## (2) ゼロカーボンシティ大野城宣言と本計画の方向性

- ・本市は、第6次総合計画にて「未来をひらくにぎわいとやすらぎのコミュニティ都市」を都市将来像に掲げ、都市と自然が共生した安全で安心なまちづくりを進めています。
- ・地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されています。
- ・先人たちが築いてきた「自然豊かな ふるさと大野城」を未来に生きる次の世代に引き継いでいくためには、脱炭素社会の実現に向かって今すぐ行動することが重要であるため、「ゼロカーボンシティ大野城」を2021年（令和3年）2月22日に宣言しました。
- ・国際社会の一員として、2050年までに市域の二酸化炭素排出量を実質ゼロとする目標の実現に向かって、市民や事業者の皆様と一体となって取組を進めます。
- ・また、「ゼロカーボンシティ大野城」の実現にあたっては、脱炭素を地域の成長戦略として捉えつつ、産業、暮らし、交通、公共等のあらゆる分野で、地域の特性を活かしなが<sup>ら</sup>、地方創生に寄与する施策を展開していくことが求められます。
- ・このため、本計画に合わせて「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）を一体的に策定し、脱炭素社会の構築に向けた取組を分野横断的に推進するとともに、自立・分散型社会の構築に向けた取組等を通して、地域の経済・社会的課題の解決にも資する計画とします。

### 「ゼロカーボンシティ 大野城」宣言

近年、地球温暖化が原因と考えられる気候変動の影響により、世界規模で猛暑、巨大台風、集中豪雨など、私たちを取り巻く環境は変化し、生命や暮らしが脅かされる「気候危機」と言うべき状況となっています。

2015年に合意されたパリ協定では、「産業革命前からの平均気温上昇の幅を2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力する」との目標が設定されましたが、2018年に公表されたIPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書では、「気温上昇を2℃よりリスクの低い1.5℃に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることが必要」と示されました。

本市は、「未来をひらく にぎわいとやすらぎの コミュニティ都市」を都市将来像に掲げ、都市と自然が共生した安全で安心なまちづくりを進めております。先人たちが築いてきた「自然豊かな ふるさと大野城」を未来に生きる次の世代に引き継いでいくため、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ大野城」の実現に向けて、市民や事業者の皆様と一体となって取り組むことを宣言します。

令和3年2月22日

大野城市長

井本宗司



### 3 計画策定の視点と位置づけ

#### (1) 計画策定の視点

- ・本市では、大野城市環境基本条例に定める基本理念の着実な実現に向け、大野城市環境基本計画を策定し、環境の保全及び創造に寄与する施策を総合的・計画的に推進してきたところであり、重要施策の多くの項目で目的を達成する成果を挙げています。
- ・一方、国は、2018年（平成30年）4月に閣議決定した「第5次環境基本計画」において、我が国が直面している、気候変動や生物多様性の損失といった環境課題、少子高齢化・人口減少社会の問題、人口の偏在に伴う地域活力の低下、AI<sup>10</sup>やIoT<sup>11</sup>等の技術革新を踏まえた経済の再構築といった諸々の課題が相互に関連し複雑化していることを捉え、環境・経済・社会を総合的に向上させていく取組が必要と結論付けています。
- ・本市においても、環境の課題だけでなく、経済・社会の課題を同時解決するような環境政策に転換していく必要があります。国の方針を踏まえ、経済成長を減速することなく近年の環境課題に関する動向や本市の環境の状況に適切に対応していくため、以下の視点を基に新たな大野城市環境基本計画を策定します。

計画策定の視点	<ul style="list-style-type: none"><li>・市民総ぐるみで持続可能な脱炭素社会の構築を目指す。</li><li>・働き方の変化やソサエティ 5.0<sup>12</sup>の進捗、技術革新等による経済・社会システムの変化を捉えながら、地球温暖化、生活環境、循環型社会に関する課題に取り組む。</li><li>・気候変動による影響に的確に対応し、被害の回避・低減を図る安全・安心なまちづくりを進める。</li><li>・二酸化炭素吸収源となる森林・緑地を保全し、自然と共生するまちづくりを進める。</li><li>・産学官民の様々な主体と連携しながら、環境問題の解決を図る。</li></ul>
---------	---

#### (2) SDGsとの関係性

- ・SDGsは2016年（平成28）から2030年（令和12年）までを期間とする国際社会共通の目標であり、「持続可能な社会を構築する」というゴールに向けて世界中が努力することを約束しました。
- ・その実現に向けては、各国政府だけではなく、地方自治体や事業者、市民の一人一人がSDGsを理解し、主体的に取り組んでいくことが求められています。
- ・また、SDGsの17のゴールは、水・衛生、エネルギー、持続可能な生産・消費、気候変動、生態系、海洋資源など、その多くが環境に関連しており、「誰一人取り残さない」「持続可能な社会を構築する」という理念が、ゼロカーボンを目指す本市の理念とも合致するため、本計画の施策に合わせてSDGsのゴールを表示し、環境問題や地域づくりの課題について、市民や事業者の皆さんと共通認識を持つために関連性を示します。

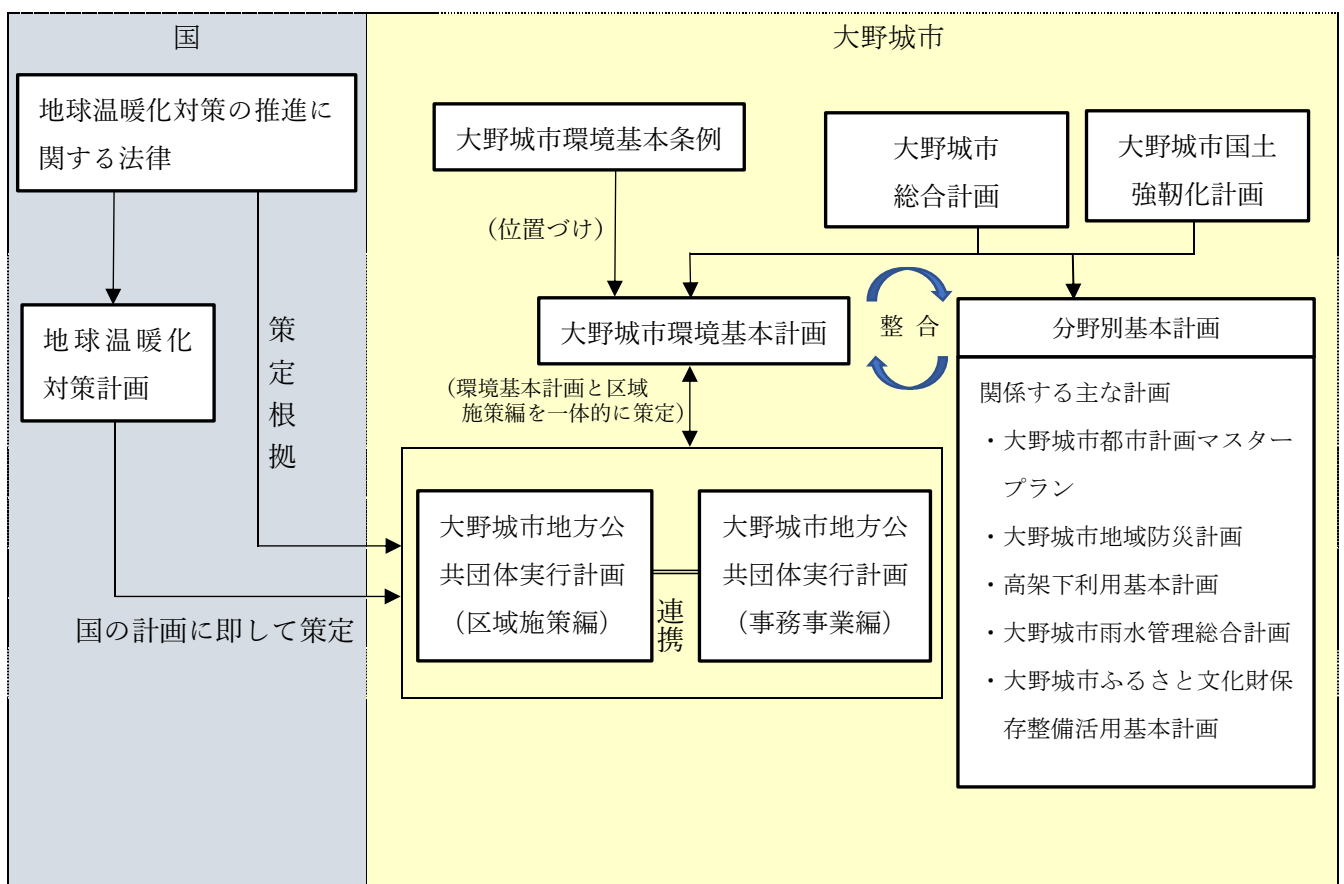
<sup>10</sup> AI: Artificial Intelligence (人工知能) の略。人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術といった広い概念。

<sup>11</sup> IoT: Internet of Things (モノのインターネット) の略。様々な物がインターネットにつながること。

<sup>12</sup> ソサエティ 5.0: AI や IoT 技術を駆使して仮想空間と現実空間を高度に融合させ、産業革命に匹敵するような変革を実現すること。未来社会の姿として政府が提唱している。

### (3) 計画の位置づけ

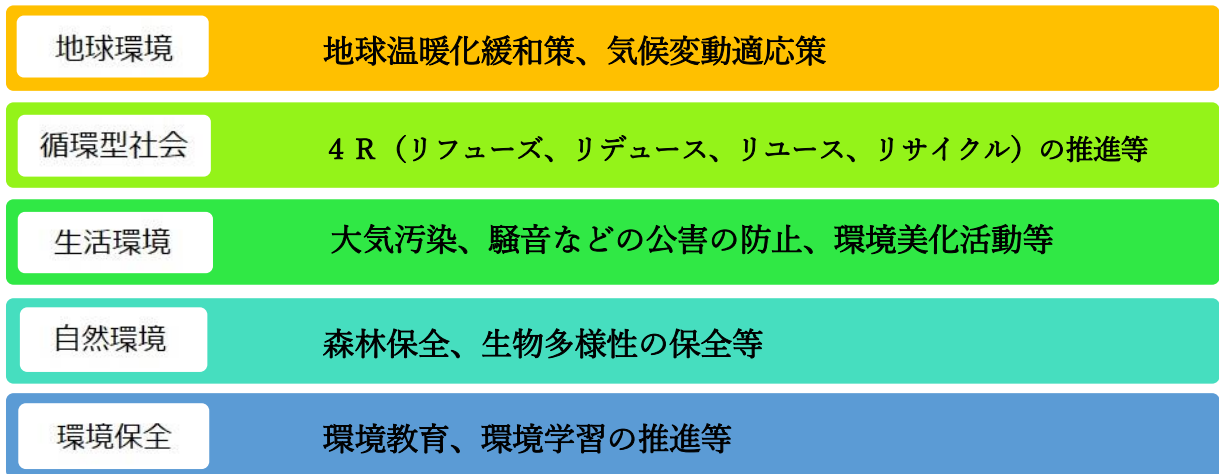
- ・本計画は、市のまちづくりに関する基本構想と基本計画をまとめた「大野城市総合計画」の実現を図るための環境分野の計画であり、都市計画マスタープランや地域防災計画など、各分野別の基本となる計画との整合性を図りながら、環境に関する取組の方向性を示すものです。
- ・また、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めるためには、市域における脱炭素の推進を本計画の基調とする必要があります。このため、本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく、地方公共団体実行計画<sup>13</sup>（区域施策編）（以下「区域施策編」という。）と一体的に策定する計画とし、市民、事業者、市などの関係するあらゆる主体が、脱炭素社会の実現に向けて共働して取り組んでいくための計画とします。



<sup>13</sup> 地方公共団体実行計画：地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づき、地域における地球温暖化対策の推進のために地方自治体に策定を求める計画。「事務事業編」と「区域施策編」の二つから構成され、「事務事業編」が地方公共団体の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画であるのに対し、「区域施策編」は地方公共団体の区域全体を対象として温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策を定める計画である。

(4) 計画の対象範囲

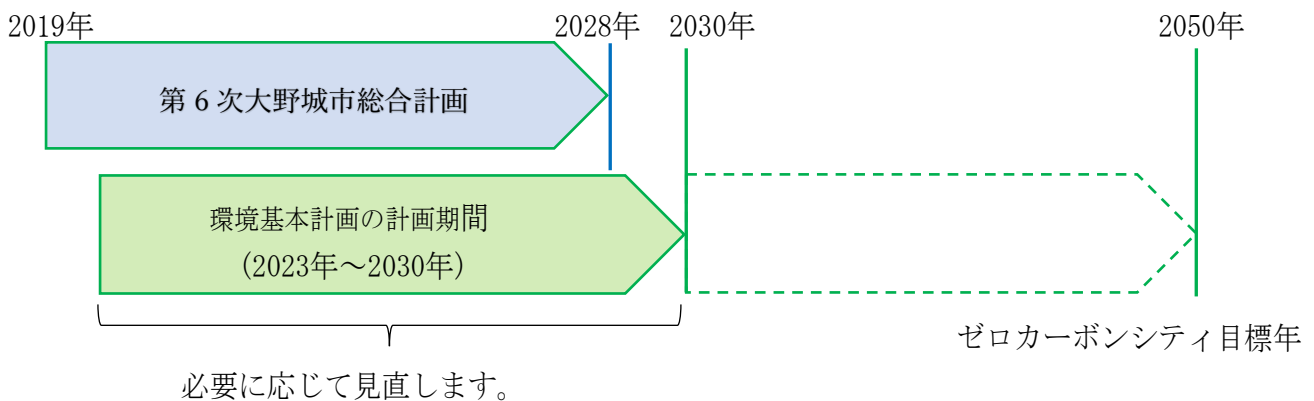
- ・本計画の対象とする範囲は、地球環境、循環型社会、生活環境、自然環境、環境保全の5分野とし、各分野で検討すべき施策は、本計画で定める4項目の基本目標に落とし込んで取組を推進します。なお、対象地域は大野城市全域とします。



- ・また、地球温暖化対策で対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六フッ化硫黄（SF<sub>6</sub>）三フッ化窒素（NF<sub>3</sub>）の7種類とし、各温室効果ガスは地球温暖化係数を用いて二酸化炭素の量に換算して排出量を算定します。

(5) 計画期間

- ・この計画は2023年度（令和5年度）から2030年度（令和12年度）までの8年間とし、最終年度を目標年度とします。
- ・また、総合計画における基本計画の策定や国内外の環境問題、環境政策の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。



## 第2章 大野城市を取り巻く環境

### 1 大野城市の特徴

#### (1) 自然条件（地勢）

- ・本市は東西約6キロメートル、南北約8.5キロメートルで、南北に細長く中央がくびれたひょうたん型をしており、面積は26.89平方キロメートルとなっています。
- ・市域面積の約4割を森林が占めており、北東部には大城山（四王寺山）や乙金山、南部から南西部にかけては牛頸山を中心とする小連山があり、都市部としては貴重な緑を残しています。
- ・これらの森林は、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を吸収するだけでなく、公益財団法人おおのじょう緑のトラスト協会（以下「トラスト協会」という。）が整備する五つの里山などを通して、市民に憩いの場を提供しています。

凡 例		
大宰府県立 自然公園	特別地域	
	普通地域	
大野城市第1種自然保護区域		
河川、水路、ため池		
保安林		
鳥獣保護区		
植生自然度 <sup>13</sup>	9、10	
	7、8	
天然記念物及び史跡等		
市街化区域		
市街化調整区域		



（里山）乙金さくらの森



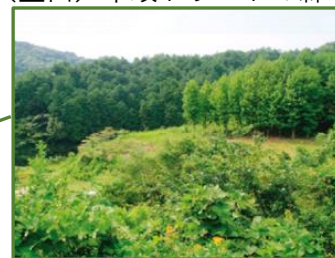
トラスト協会事務所  
（ふるかわ公園内）



（里山）平野台もみじの森



（里山）牛頸トラストの森



（里山）牛頸共生の森



（里山）牛頸さくらの園



<sup>14</sup> 植生自然度：環境省が概ね5年ごとに行う自然環境基礎調査において用いる自然の保全状態を表す指標。日本の植生を人為による影響度合に応じ10の類型に区分する。植生自然度10が最も人為の影響が少ない。

## (2) 自然条件（土地利用）

- ・本計画の上位計画となる大野城市第6次総合計画では、本市を次の4つの地域に区分して土地利用の基本方針を定めています。

### 中心市街地地域

- ・ 鉄道駅を核とし、商業・サービス業施設と中高層の共同住宅が集積する市街地と、旧集落を含む既存市街地が広がる利便性の高い地域です。

### 住居地域

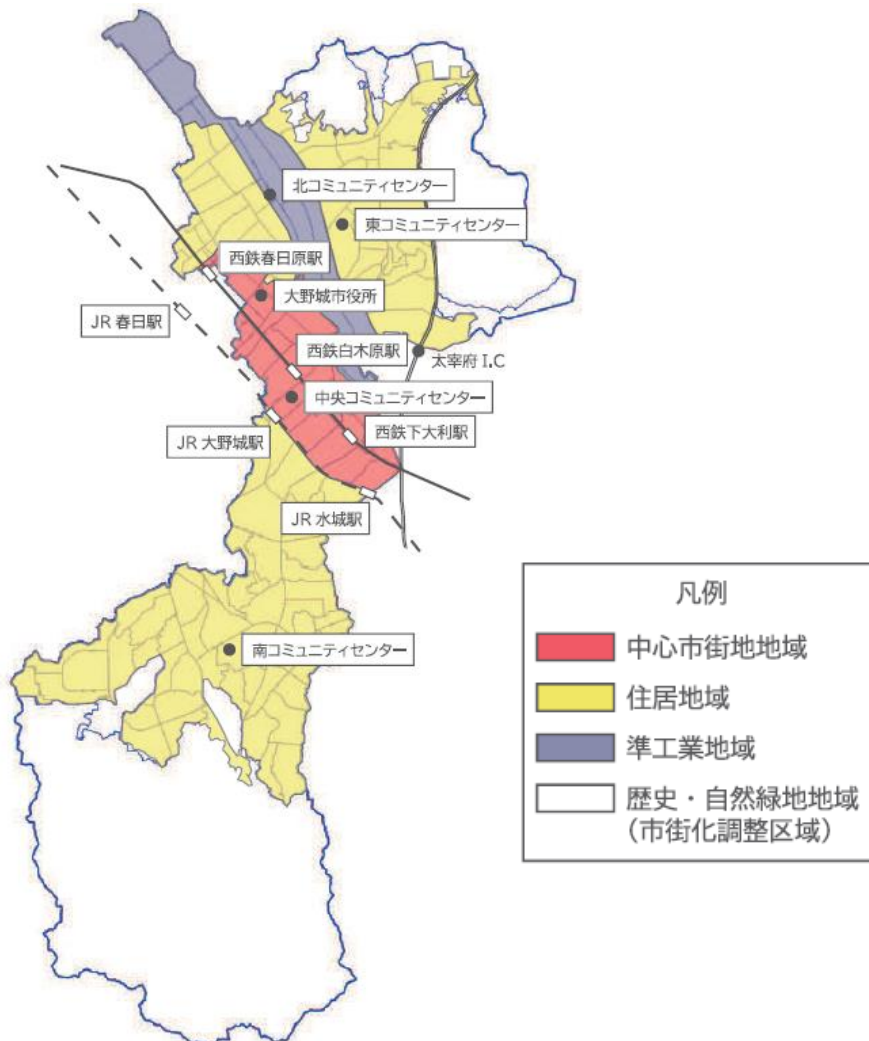
- ・ 幹線道路沿いに事業所、店舗、共同住宅などが連なり、郊外にはゆとりある住居が広がる地域です。

### 準工業地域

- ・ 国道3号線に沿った地域で、福岡空港、太宰府インターチェンジとのアクセスが良く、事業所・店舗などが立地する地域です。

### 歴史・自然緑地地域

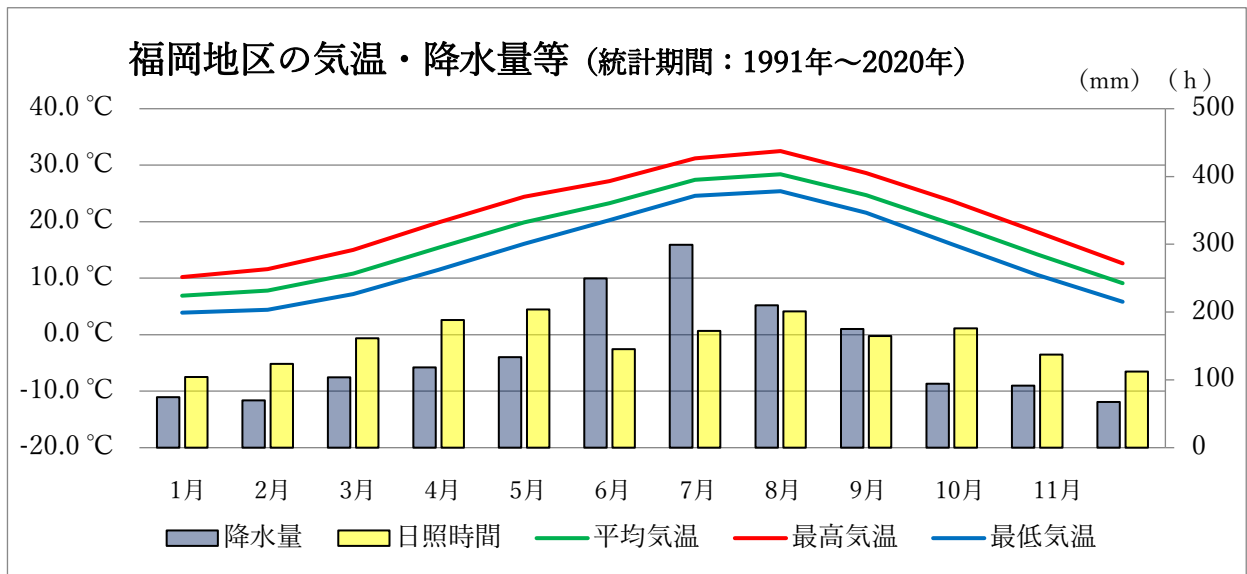
- ・ 福岡都市圏南部を代表する水、緑、田、畑、森林などの豊かな自然や遺跡、古墳などの歴史資源がある地域です。森林面積は市域の約4割、986ha<sup>15</sup>に及びます。



<sup>15</sup> ha（ヘクタール）：面積の単位。1haは10,000㎡

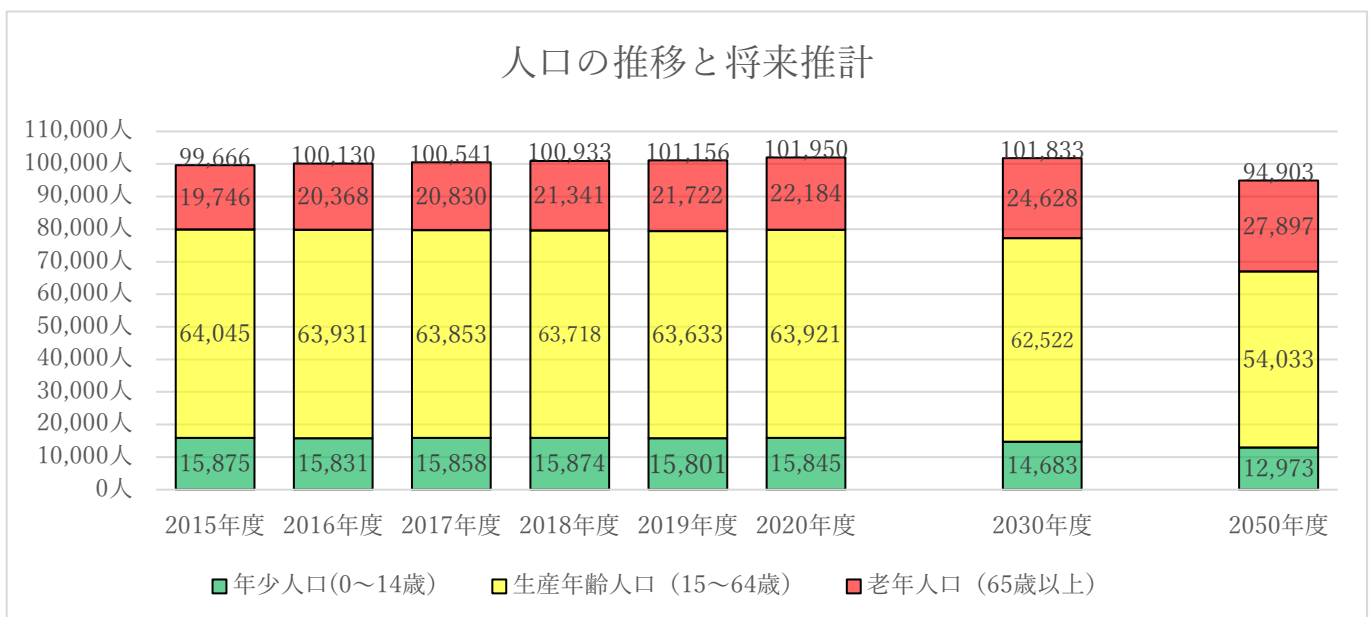
(3) 自然条件（気候）

- ・本市が属する福岡地区は日本海側に位置し、冬季は北西の季節風が吹きつける日本海型気候区の特徴がありますが、気温が0℃未満になる冬日は少なく年間を通してみると気候は温暖であり、日本海型気候と太平洋型気候の中間的な気候となっています。
- ・年間降雨量は1,870mmで全国平均並みとなっています。



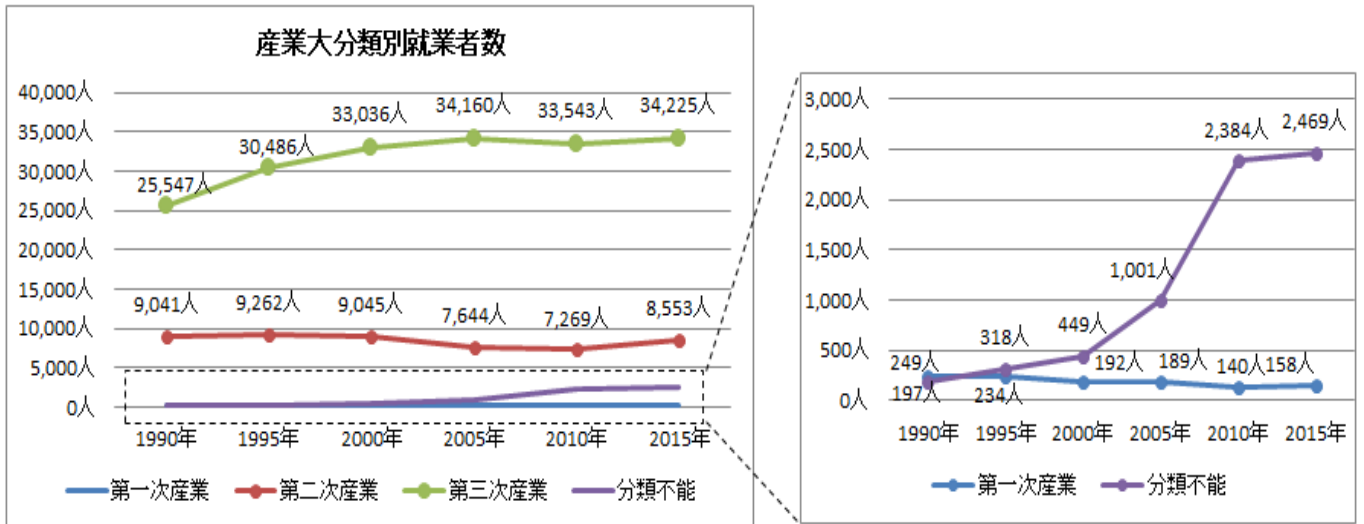
(4) 社会的条件（人口）

- ・本市の人口は過去10年間の人口動態において緩やかな増加傾向にあり、この10年間でおよそ7,000人増加し、2020年度（令和2年度）住民基本台帳年報では101,950人となっています。
- ・大野城市人口ビジョン将来推計では、2030年頃までは緩やかに増加しその後減少すると見込まれ、年齢別人口においては、年少人口（0歳～14歳）及び生産年齢人口（15歳～64歳）が減少し、老年人口（65歳以上）が増加する、いわゆる少子高齢化が今よりもさらに進むと思われます。



(5) 社会的条件（産業大分類別就業者数）

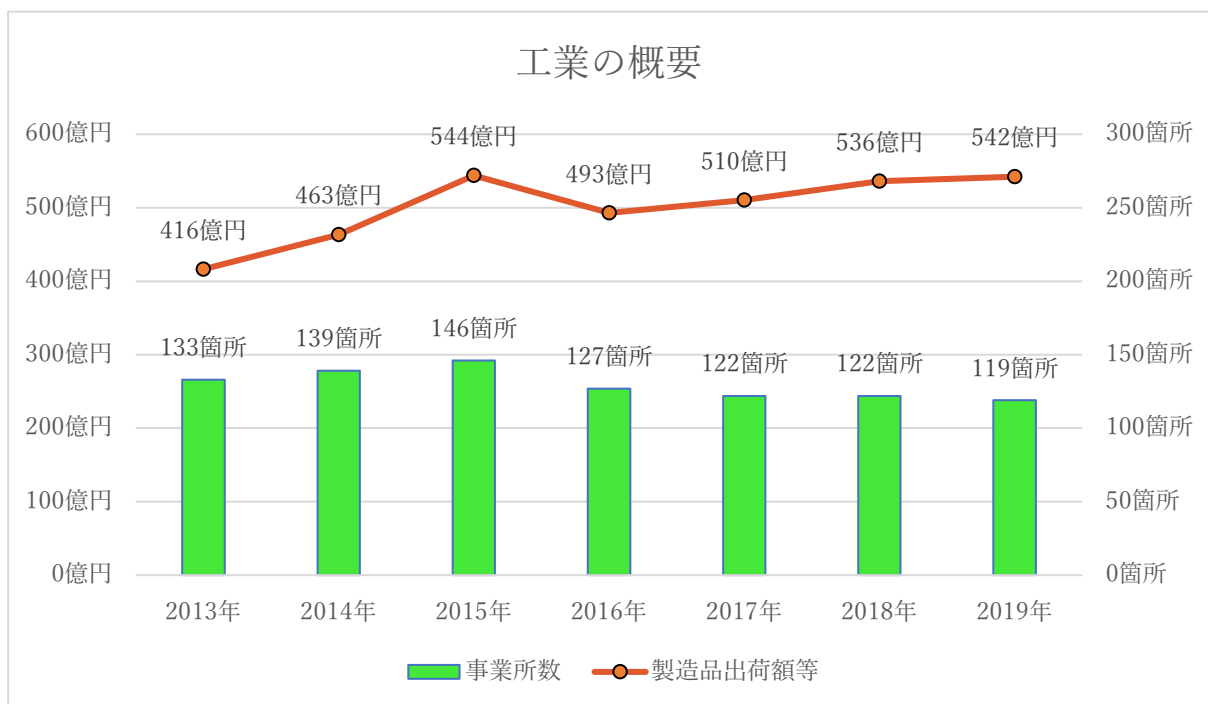
- ・ 本市の2015年（平成27年）の就業者数は45,405人で、人口増に伴い増加しています。
- ・ 第三次産業の就業者数が全体の約8割を占めており、全国の平均（約7割）よりも高くなっています。



出典：総務省統計局 国勢調査

(6) 社会的条件（工業）

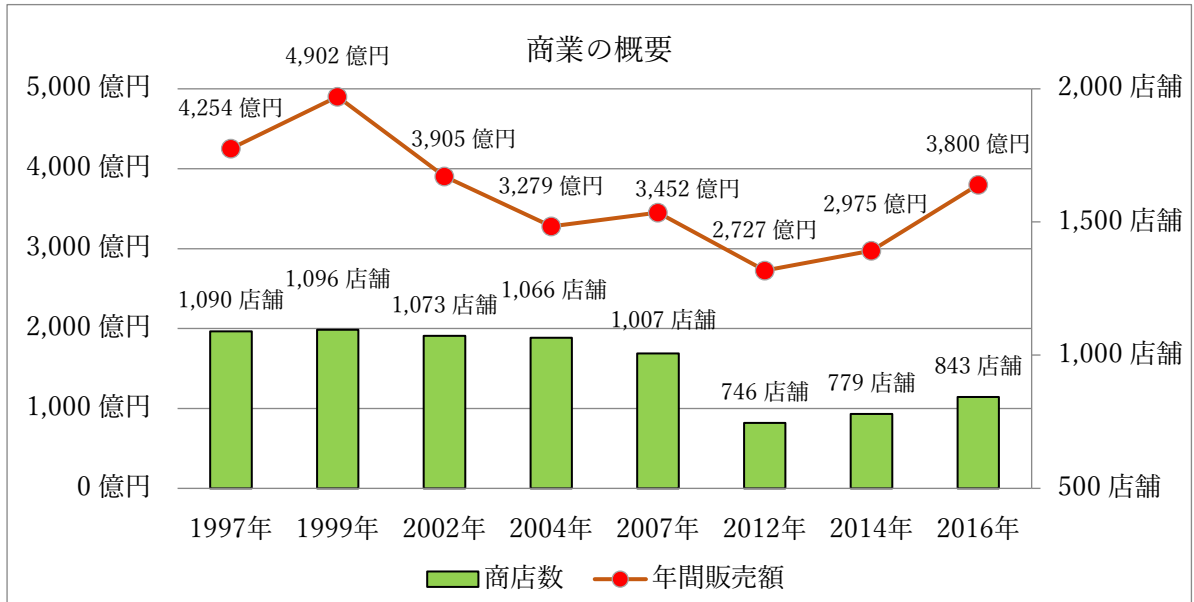
- ・ 事業所数は減少傾向気味ですが、製造品出荷額等は微増傾向となっています。
- ・ 2019年（令和元年）の事業所数と製造出荷額は119か所、約542億円となっています。



出典：工業統計調査及び経済センサス活動調査

(7) 社会的条件（商業）

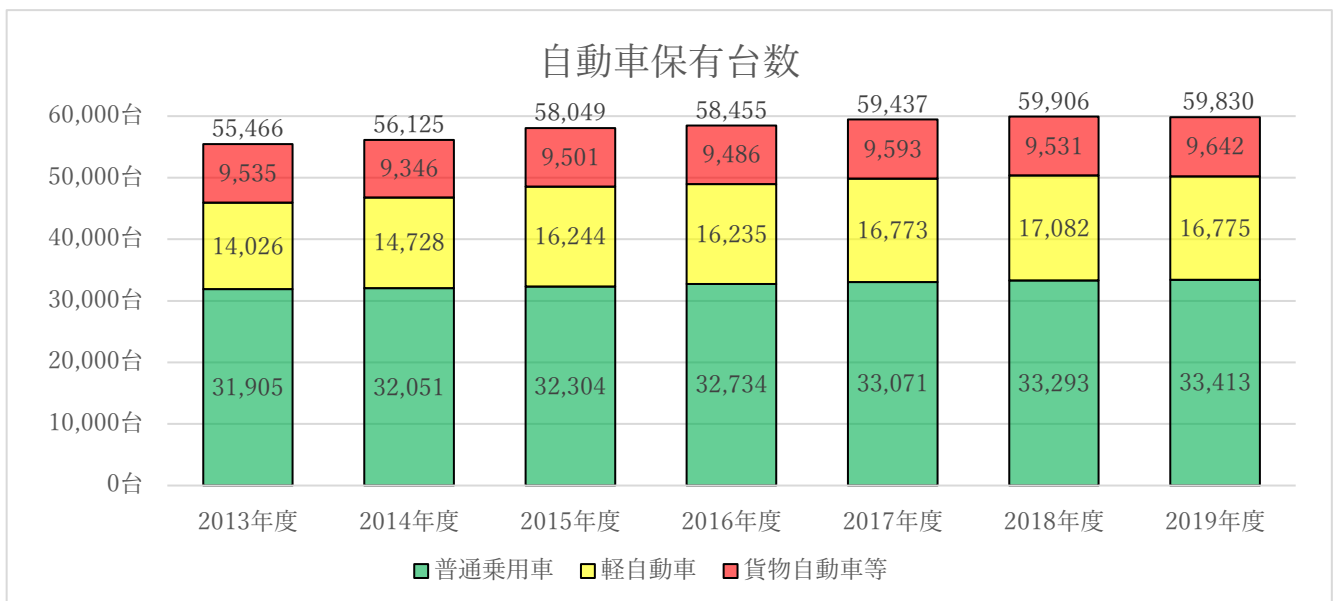
- ・ 卸売業、小売業を合わせた商店数の総数と年間販売額は下図のとおりです。
- ・ 商店数は2012年（平成24年）に最も減少した後は増加に転じています。
- ・ 2016年（平成28年）の商店数と年間販売額は、843店、約3,800億円となっています。



出典：商業統計調査及び経済センサス活動調査

(8) 社会的条件（自動車保有台数）

- ・ 自動車保有台数は微増傾向でしたが、2019年度（令和元年度）に横ばいに転じています。



出典：九州運輸局ホームページ 市町村別車両数統計（G表）

(9) 社会的条件（公共交通）

- ・ 市内の鉄道とバスを合わせた公共交通機関の1日の利用者は約25,000人<sup>16</sup>であり、移動の需要が高いと思われる生産年齢人口のうち、39%程度が利用していると推計されます。
- ・ 2020年度（令和2年度）は新型コロナウイルス感染症の影響により、公共交通全般で利用者が減少しています。

鉄道利用者

運行事業者	駅名	平均利用者	備考
西日本鉄道	下大利駅	12,227人/日	2020年度 乗降人数（改札を通過した人数）
西日本鉄道	白木原駅	8,226人/日	2020年度 乗降人数（改札を通過した人数）
J R九州	大野城駅	8,370人/日	2020年度 乗車人数
J R九州	水城駅	2,095人/日	2020年度 乗車人数

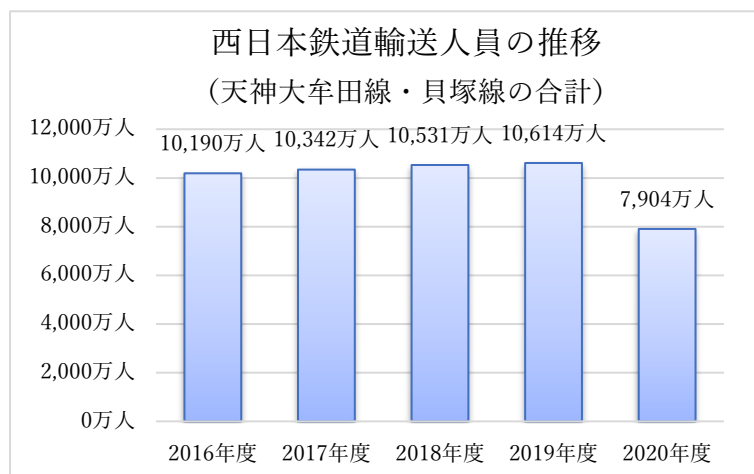
出典：JR九州旅客鉄道 HP 及び西日本鉄道株式会社 HP

バス利用者

運行事業者	種別	平均利用者	備考
西日本鉄道	路線バス	10,899人/日	2020年度 利用者数（市内6系統の合計人数）
大野城市	コミュニティバス	894人/日	2020年度 利用者数（市内4系統の合計人数）

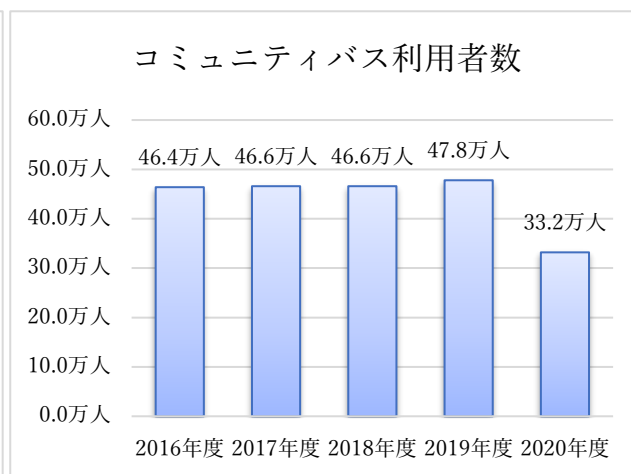
出典：西鉄バス二日市株式会社提供資料

鉄道輸送人員の動向



出典：西日本鉄道株式会社ホームページ 鉄道事業の概要

大野城市コミュニティバス利用者の推移



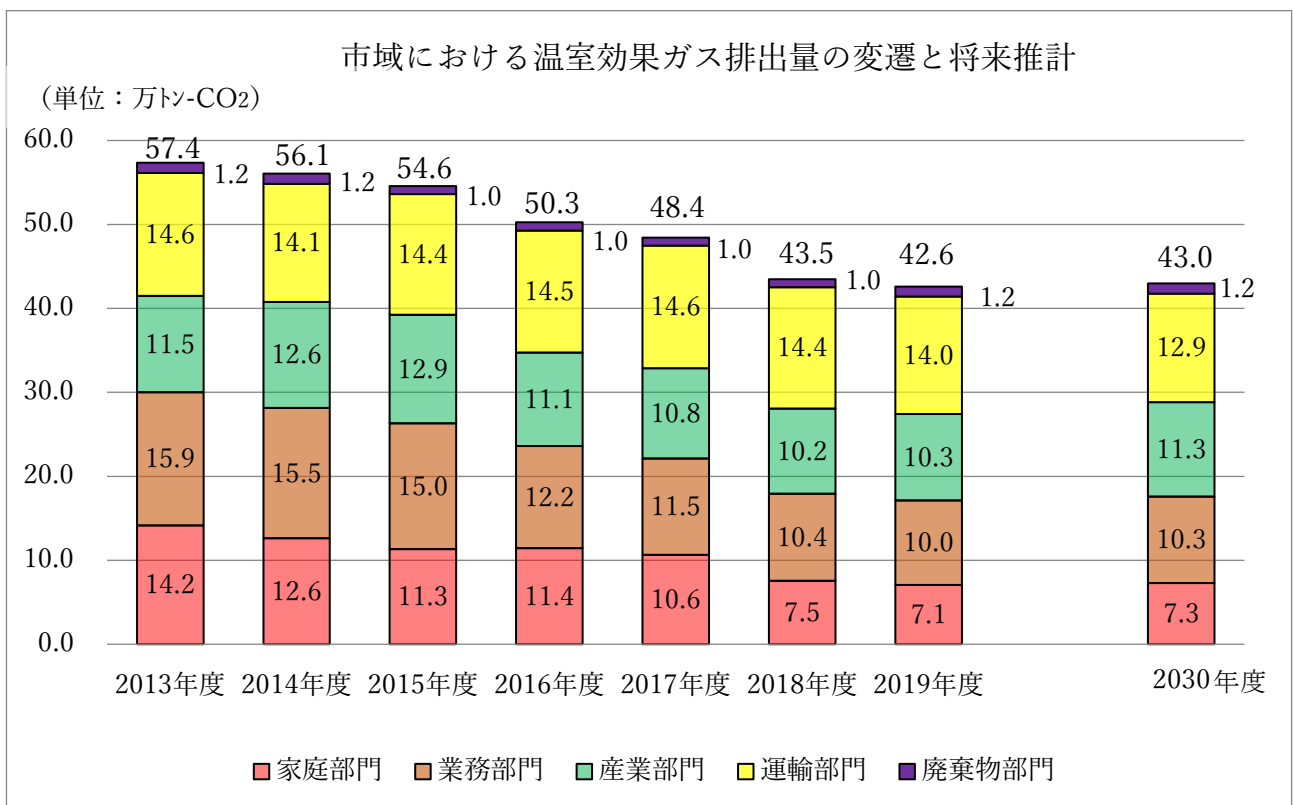
出典：都市計画課

<sup>16</sup> 西日本鉄道が運行する鉄道・バスの利用者数及びコミュニティバスの利用者数は、往路と復路の合計人数であるため、1/2 を乗じた人数を1日の利用者としみなす。また、鉄道駅で乗降するバス利用者人数は、鉄道とバスの複合利用者としみなし、1日の利用者数に算入していない。

(10) 市域の温室効果ガス排出量

① 温室効果ガス排出量の変遷

- ・ 2019年度（令和元年度）の温室効果ガス排出量は42万6千トン-CO<sub>2</sub>で、基準年度である2013年度（平成25年度）の排出量57万4千トン-CO<sub>2</sub>に比べて25.7%減少しています。
- ・ 全国的に電力の低炭素化が進んでいること、省エネ機器の普及などによりエネルギー需要が下がっていることがその要因として考えられます。
- ・ 部門別<sup>17</sup>に見ると、全体の削減が進む一方で産業部門と運輸部門が横ばい状態となっており、マイカーの増加やGRP（域内総生産）の拡大等がその要因と思われます。



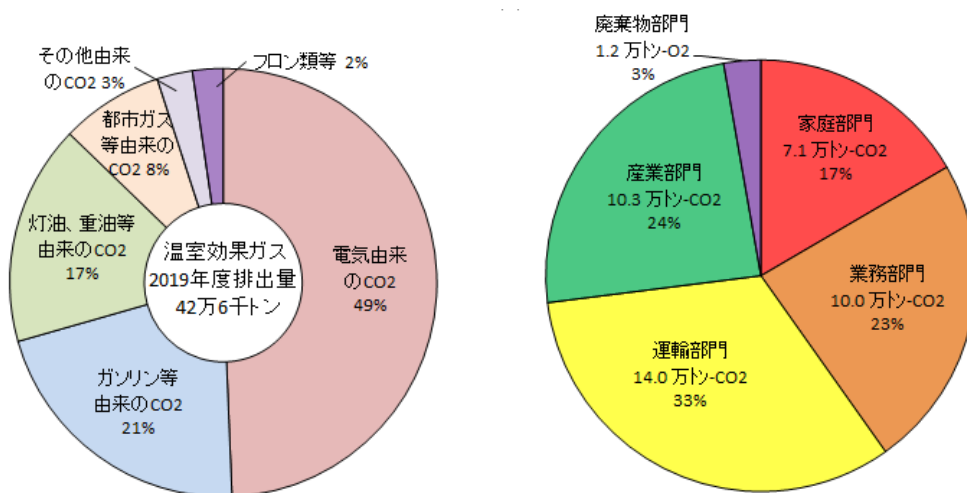
※各部門の排出量は四捨五入していますので、合計と合わない場合があります。

出典：経済産業省資源エネルギー庁 都道府県別エネルギー消費統計（データを加工しています。）

<sup>17</sup> 部門別（温室効果ガス排出量）：「家庭部門」は家庭におけるエネルギー消費に伴う温室効果ガスの排出量。ただし、自家用自動車からの排出は「運輸部門」に計上。「業務部門」は、事務所・ビル、商業・サービス施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う温室効果ガスの排出量。「産業部門」は製造業、農林水産業、鉱業、建設業におけるエネルギー消費に伴う温室効果ガスの排出量。「運輸部門」は自動車、鉄道におけるエネルギー消費に伴う温室効果ガスの排出。「廃棄物部門」は廃棄物の焼却処分及び廃棄物の埋立処分に伴い発生する温室効果ガスの排出量等。

## ② 市内温室効果ガス排出量の内訳

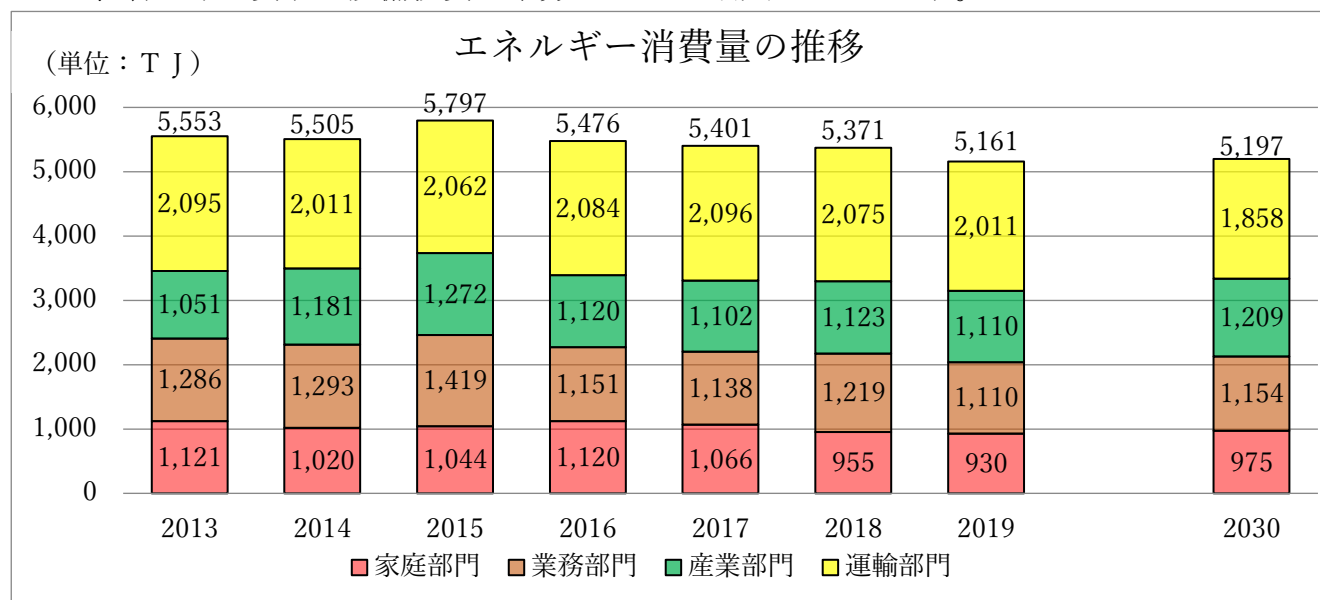
- ・ 温室効果ガスの98%は二酸化炭素となっています。
- ・ その発生源の7割は、電気<sup>18</sup>とガソリン等の使用によるものです。
- ・ 部門別では、家庭、業務、運輸で7割以上を占めており、二酸化炭素の排出が市民のライフスタイルと密接に関係している<sup>19</sup>ことが分かります。



出典：経済産業省資源エネルギー庁 都道府県別エネルギー消費統計（データを加工しています。）

## ③ エネルギー消費量の推移

- ・ エネルギー消費量は、運輸部門と産業部門で横ばい状態が続いています。
- ・ 産業部門では、製造業のGRP（域内総生産）が増大していることがその大きな要因と思われますが、従業員が10人未満の小規模事業者が製造業全体の8割近くに及ぶことから、省エネに資する設備投資が十分ではない可能性があります。



※各部門の排出量は四捨五入していますので、合計と合わない場合があります。

出典：経済産業省資源エネルギー庁 都道府県別エネルギー消費統計（データを加工しています。）

<sup>18</sup> 電気使用による二酸化炭素の直接排出はないが、国のマニュアルでは電気の使用については間接排出を採用しているため、電気事業者が発電過程で排出した二酸化炭素を算定している。

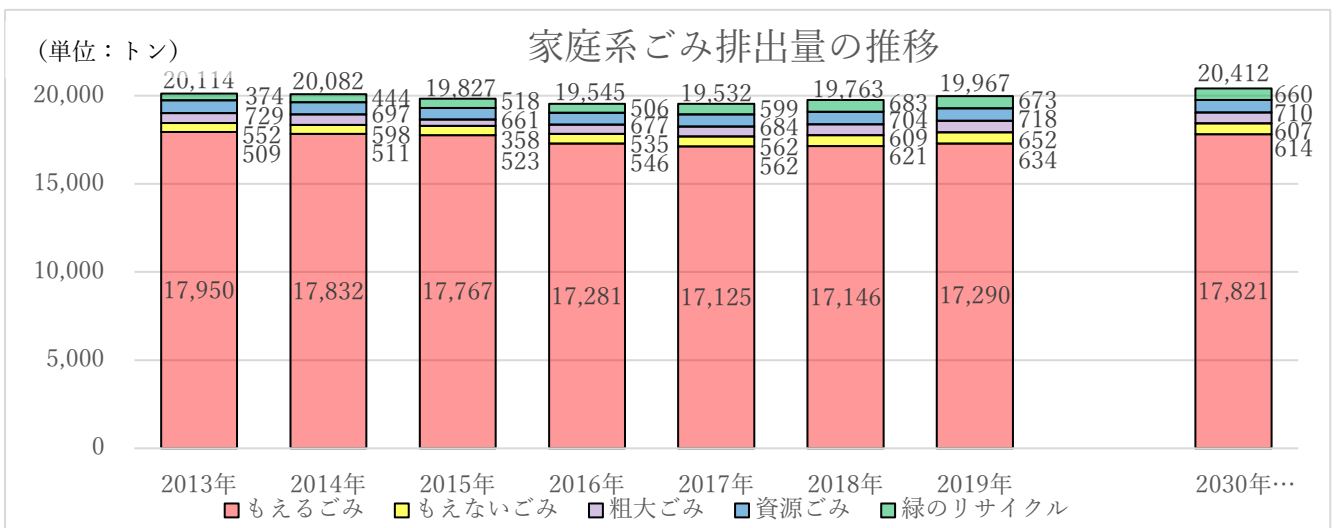
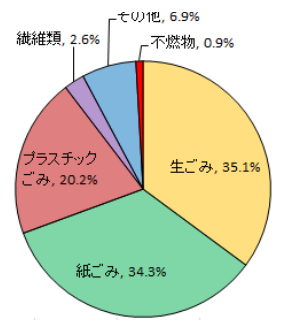
<sup>19</sup> 業務部門は、事務所、デパート、卸小売業、飲食店、学校、ホテル、病院、劇場・娯楽場、その他サービス（福祉施設等）の9業種に大きく分類され、市民の消費活動との関連が高いことや、運輸部門の自動車登録台数のうち、自家用乗用車が8割を占めていることなどが理由。

(11) ごみの排出量

① 家庭系ごみ

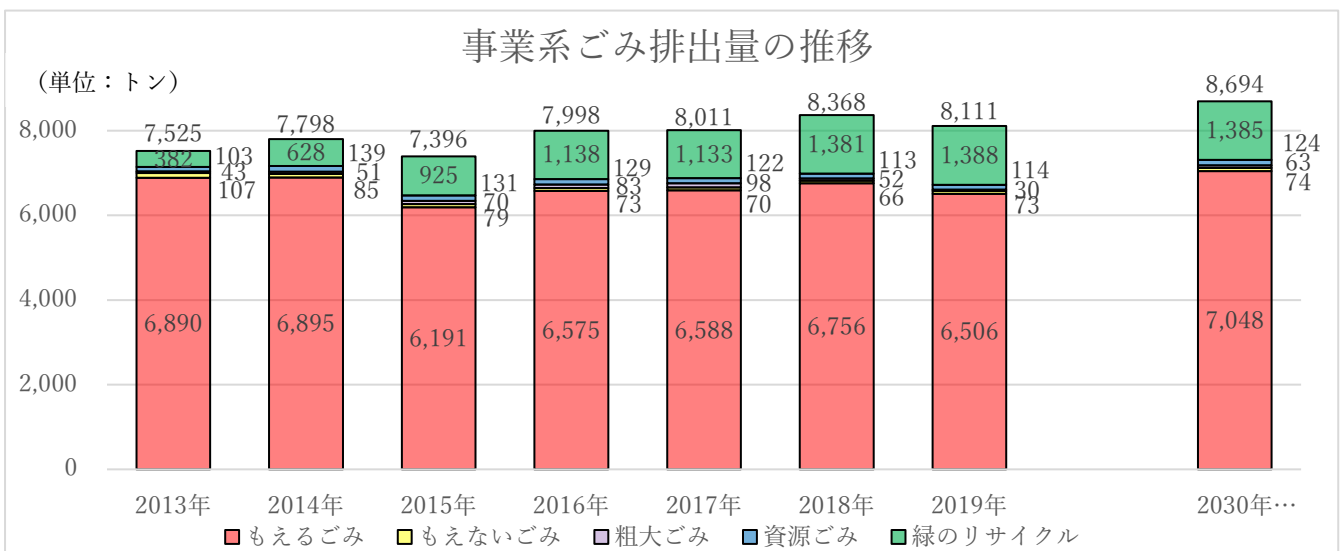
- ・ 家庭系ごみの排出量は、近年では微増傾向となっています。
- ・ 家庭系ごみの約9割はもえるごみであり、2019年（令和元年度）に行った湿重量<sup>20</sup>での組成分析結果では、生ごみ35%、紙ごみ34%、プラスチックごみ20%となっており、もえるごみの40%程度は水分でした。
- ・ 生ごみの大部分は、賞味期限切れ等により直接廃棄された手付かずの食品です。直接廃棄は食品管理を徹底することにより防ぐことができますが、食用に適さなくなった場合でも堆肥化等に取り組むことにより資源として有効活用することができます。
- ・ 紙ごみの約半分は分別回収を行うことにより再資源化が可能です。

もえるごみの組成



② 事業系ごみ

- ・ 事業系ごみの排出量は、多少の増減はあるものの微増傾向となっています。
- ・ ごみ減量やリサイクルの重要性に係る事業者アンケートでは、85.9%が「重要」と回答する中で「どちらともいえない」が9.3%あり、廃プラスチックの排出抑制では16.3%が「どちらともいえない」と回答しているため、事業者の意識改革が求められます。



<sup>20</sup> 湿重量：水分を含む重量のこと。

## (12) 二酸化炭素吸収源

### ① 二酸化炭素吸収源の面積

- ・本市の総面積 2,689ha の約 4 割にあたる 1,039ha は山林ですが、京都議定書<sup>21</sup>で温室効果ガスの吸収源として認められる森林<sup>22</sup>は 986ha となっています。
- ・また、市内の公園・緑地のうち 37ha を植栽面積と推計<sup>23</sup>することができますので、森林と合わせて合計 1,023ha が二酸化炭素吸収源となります。

### ② 二酸化炭素吸収量

- ・森林が 1 年間に吸収する二酸化炭素の量は樹齢 20 年程を境に年々低下していきます。
- ・本市においては、樹齢とともに成長が穏やかになった樹木が多いのが現状です。
- ・本市の 2030 年度（令和 12 年度）における現状推計の二酸化炭素吸収量について、地域森林計画に基づく調査を実施した 2014 年（平成 26 年）と 2019 年（令和元年）の結果から以下のとおりと算定しました。

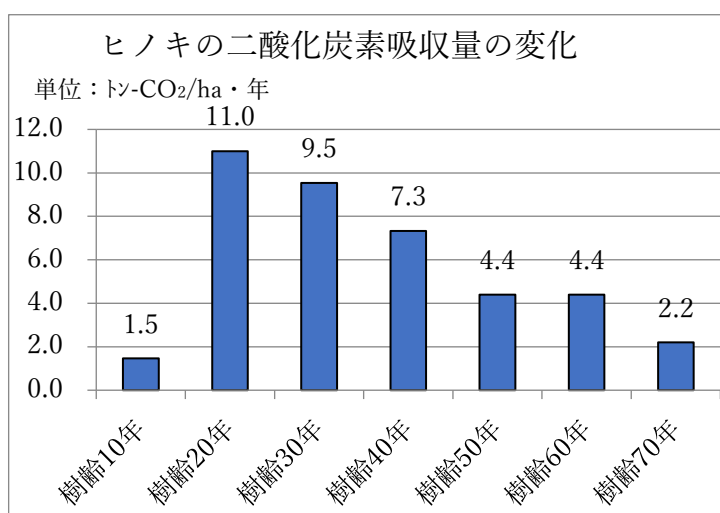
#### 二酸化炭素吸収量

単位：トン-CO<sub>2</sub>

樹種等	2014 年の累計蓄積量	2019 年の累計蓄積量	2030 年の累計蓄積量
針葉樹	253,991	266,521	286,434
広葉樹	42,376	45,319	47,782
計	① 296,367	② 311,839	③ 334,216
年間の CO <sub>2</sub> 吸収量	-	(②-①) / 5 3,094	(③-②) / 10 2,238
公園等の年間吸収量	-	181 トン-CO <sub>2</sub> /年	181 トン-CO <sub>2</sub> /年
合計	-	3,276 トン-CO <sub>2</sub> /年	2,419 トン-CO <sub>2</sub> /年

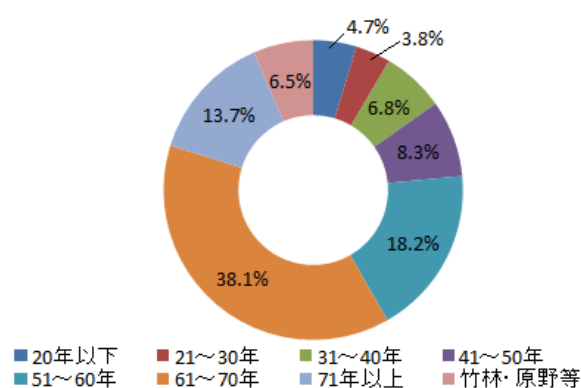
※5 年間を 1 期とした蓄積量算定であるため、2029 年度の累積蓄積量を 2030 年度の累積蓄積量とみなしています。

※二酸化炭素の累計蓄積量は四捨五入していますので、合計と合わない場合があります。



出典：国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所ホームページ

#### 本市の森林の樹齢別面積構成



<sup>21</sup> 京都議定書：4 頁の脚注参照

<sup>22</sup> 温室効果ガスの吸収源として認められる森林：1990 年（平成 2 年）以降に新規に植林した森林、並びに植栽、保育、間伐、主伐などの森林経営を実施する育成林及び法令に基づく保護・保全を実施する天然生林。

<sup>23</sup> 都市公園法運用指針（第 4 版）に基づき、市内の公園・緑地面積 122.25ha のうち 30%を植栽面積と推計。

## (1) 前計画の評価

- ・ 前回の環境基本計画では、将来像の実現に向けて「貴重な自然をはぐくむ」「豊かな地球を守る」「快適な生活を目指して」「みんなの手で環境保全を」「人と自然が共生するまちへ」の5つのテーマを定め、15の基本方針と109の重要施策を設定しています。
- ・ 各テーマの2021年度（令和3年度）末時点での評価は下表のとおりで、多くの項目で目的を達成していますが、施策全般について継続した取組が必要です。

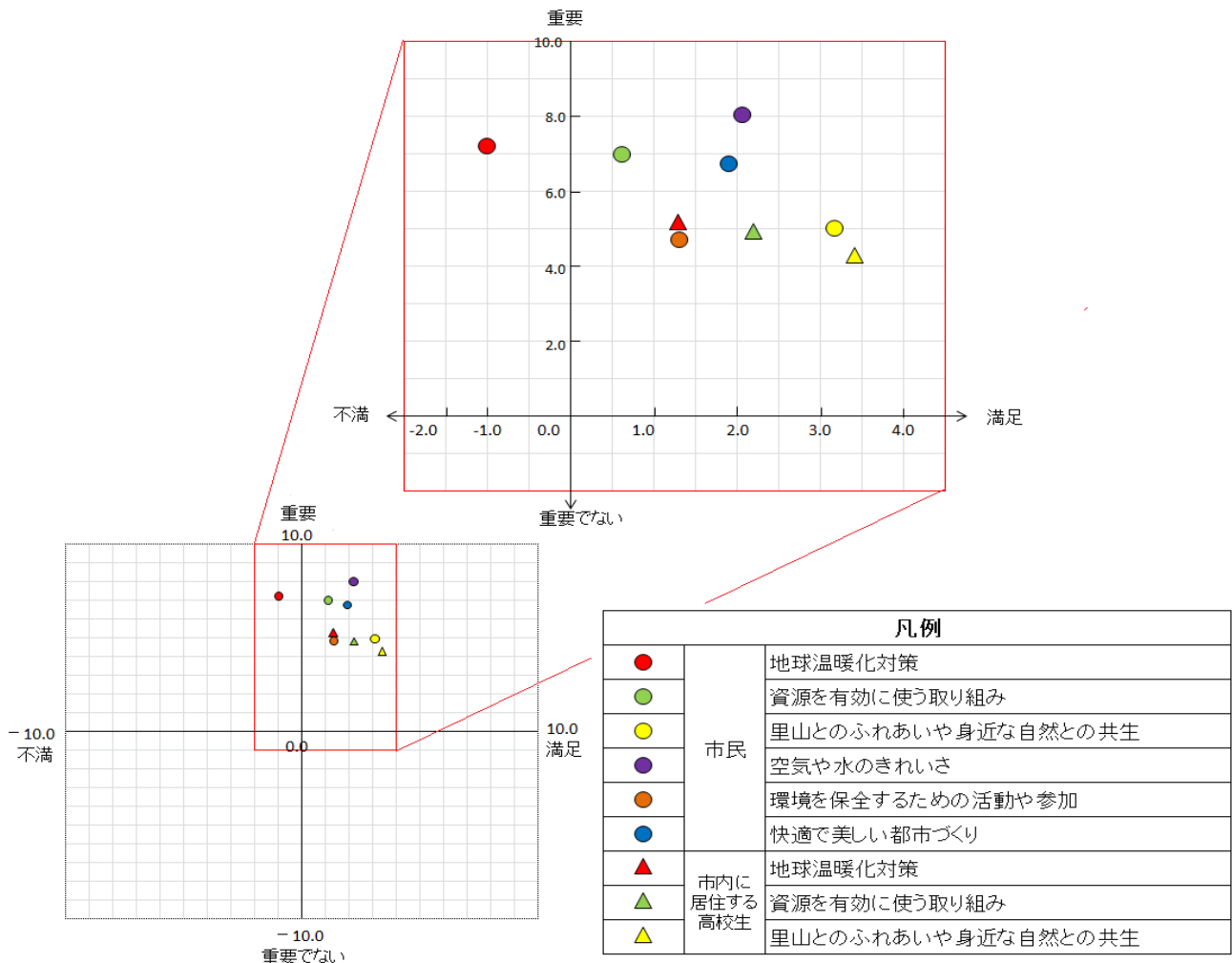
前計画の評価一覧表

テーマ	基本方針	重要施策の概要	評価結果の概要
貴重な自然をはぐくむ	森林の適正管理と機能回復	森林保全、市有林管理員による監視など12項目	森林の保全や公益的機能の発揮に向けた施策の実施により、全項目が「達成」の評価でした。
	生物多様性の取組の推進	生物多様性の啓発、水辺生物の生息環境確保、特定外来生物の駆除など7項目	特定外来生物対策などにより、6項目が「達成」の評価でした。 1項目は新型コロナウイルス感染症対策のため活動を行うことができず、「検証不可能」の評価でした。
	動植物との共生	市の花キキョウの繁殖、有害鳥獣駆除による被害拡大防止など6項目	市内の希少な植物・生物の保護や、鳥獣保護区に配慮した特定外来生物の駆除などの施策により、全項目が「概ね達成」以上の評価でした。
	おおのじょう緑のトラスト運動の推進	トラスト協会の活動支援、トラスト協会の認知度向上など7項目	トラスト協会の活動支援、計画的な里山整備などにより、6項目が「達成」の評価でした。 1項目は新型コロナウイルス感染症対策のため活動を行うことができず、「検証不可能」の評価でした。
豊かな地球を守る	低炭素社会の形成	地球温暖化防止対策に関する啓発、再生可能エネルギーの普及など9項目	イベントを通じた啓発の推進、住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付など、省エネ対策を推進したことにより、全項目が「達成」の評価でした。
	地球温暖化防止の取組の普及	家庭でできる省エネ紹介、県が進めるエコファミリー応援事業の協力、エコアクション21の登録事業者数増など6項目	地球温暖化防止対策に関する啓発等により5項目で「達成」の評価でした。 しかし、「エコアクション21の登録事業者増」が「未達成」の評価でした。今後は実施方針の再検討と強化を行う必要があります。
	市の率先行動	公共施設の省エネルギー推進、公共施設への太陽光発電システムの設置推進など5項目	太陽光発電システムや、環境負荷の少ない製品の導入などにより、4項目が「達成」の評価となりましたが、公共施設の省エネルギーの推進が「未達成」となっています。 主な要因は新型コロナウイルス感染症対策における空調機器の使用増に伴うものですが、ゼロカーボン宣言との整合性を図るため、更なる対策の強化が必要です。

テーマ	基本方針	重要施策の概要	評価結果の概要
豊かな地球を守る	地球環境の保全	特定フロンの適正処理、公用車への低公害車の導入、計画に基づく森林の整備の3項目	保安林や荒廃森林整備事業の推進等により、全項目が「達成」の評価となっています。
快適な生活を目指して	資源循環型社会の形成	ごみ減量・リサイクル推進、不法投棄対策、ごみ減量・リサイクル優良事業所認定事業など10項目	廃棄物の発生抑制や再使用に重点を置いた施策により、全項目が「達成」の評価となりました。
	生活環境の快適化	悪臭・騒音・振動対策、航空機騒音対策、迷惑行為防止アクションプランの履行など13項目	ばい煙、悪臭、振動、騒音の原因者に対する直接指導や、大気や河川の環境調査の実施、迷惑行為防止アクションプランの推進などにより、全項目が「概ね達成」以上の評価となっています。
	都市の緑化推進	都市緑化、緑や水などの連続性の確保、みどりの広場などのイベントの活性化など5項目	計画的な都市緑化、大野城トレイルの整備、市民を主体とした「みどりの広場」などのイベントを通じた家庭緑化の推進などにより、全項目が「概ね達成」以上の評価となっています。
	地元産物の消費	市民農園等の数の増加、地産地消推進、農業従事者に対する市独自補助制度の充実の3項目	地元産品を「ゆめ畑大野城店」へ出荷する際の手数料補助や農家への支援等により、農地保全と有効利用は「達成」の評価でしたが、2項目は新型コロナウイルス感染症対策のため活動を行うことができず、「検証不可能」の評価でした。
歴史との共生	歴史との共生	文化財の有効活用、特別史跡『水城跡』の保存整備、史跡『牛頸須恵器窯跡』の整備活用の3項目	水城跡、大野城跡、牛頸須恵器窯跡などの文化財は、適正管理と、郷土史・文化講演などのイベントを通じた有効活用を行っており、全項目が「達成」の評価となっています。
	市民活動の活性化	トラスト協会、牛頸ホテル部会、クリーンシティおおのじょう等の活動支援など7項目	各団体が取り組む環境に関する公益活動を支援するとともに、区が実施するクリーンシティおおのじょうの支援を行うなどの施策により、6項目が「達成」の評価となっていますが、1項目は新型コロナウイルス感染症対策のため活動を行うことができず、「検証不可能」の評価でした。
みんなの手で環境保全を	市民活動の活性化	出前講座の改善、環境月間などに合わせた広報特集記事の掲載、イベントを利用した環境問題の啓発など5項目	出前講座メニューの工夫や、広報「大野城」への定期的な環境特集記事の掲載、市が開催するイベントでの環境ブースの設置運営、こどもエコクラブの啓発と加入促進に取り組むなど、幅広い年齢層に対する環境保全意識の向上を図っており、全項目が「達成」の評価となっています。
人と自然が共生するまちへ	環境保全意識の浸透	出前講座の改善、環境月間などに合わせた広報特集記事の掲載、イベントを利用した環境問題の啓発など5項目	出前講座メニューの工夫や、広報「大野城」への定期的な環境特集記事の掲載、市が開催するイベントでの環境ブースの設置運営、こどもエコクラブの啓発と加入促進に取り組むなど、幅広い年齢層に対する環境保全意識の向上を図っており、全項目が「達成」の評価となっています。

## (2) 市民の意識

- 2019年（令和元年）に実施した市民アンケート及び近隣高校を対象とした高校生へのアンケート<sup>24</sup>による満足度と重要度の関係は下図のとおりです。
- 市民アンケートによる満足度の平均評価得点<sup>25</sup>は、2009年（平成21年）に実施した前回のアンケートと比較して「里山とのふれあいや身近な自然との共生」が2.0点から3.1点へと1.1ポイント向上、「快適で美しい都市づくり」が0.4点から1.9点へ1.5ポイント向上するなど、環境に対する満足度が改善していることが分かりました。
- 高校生へのアンケートでも環境に対する満足度が高く、市民アンケートの結果よりも環境に対する肯定感が高くなる傾向となっています。
- また、市民や高校生の視点で見た重要度は、満足度が比較的低い環境分野である「地球温暖化対策」「資源を有効に使う取組」が高く、優先順位の高い施策と判断されます。



<sup>24</sup> 市民アンケート：無作為抽出した18歳以上の市民2,000人を対象に調査。有効回答率45.0%

高校生アンケート：近隣高校の高校生1,009人を対象に調査。有効回答率は81.4%であった。

<sup>25</sup> 満足度の平均評価得点：満足度を5段階評価（かなり満足、やや満足、どちらともいえない、やや不満、かなり不満）で回答してもらい、各評価の配点を上位から順に10点、5点、0点、-5点、-10点として、配点に各評価の回答数を乗じて集計した合計点を回答者総数で割り戻した得点。なお、市民アンケートの回答数は2019年（令和元年）が899件、2009年（平成21年）が404件。

# 第3章 ゼロカーボンシティ大野城の実現に向けて

## 1 大野城市が目指す姿

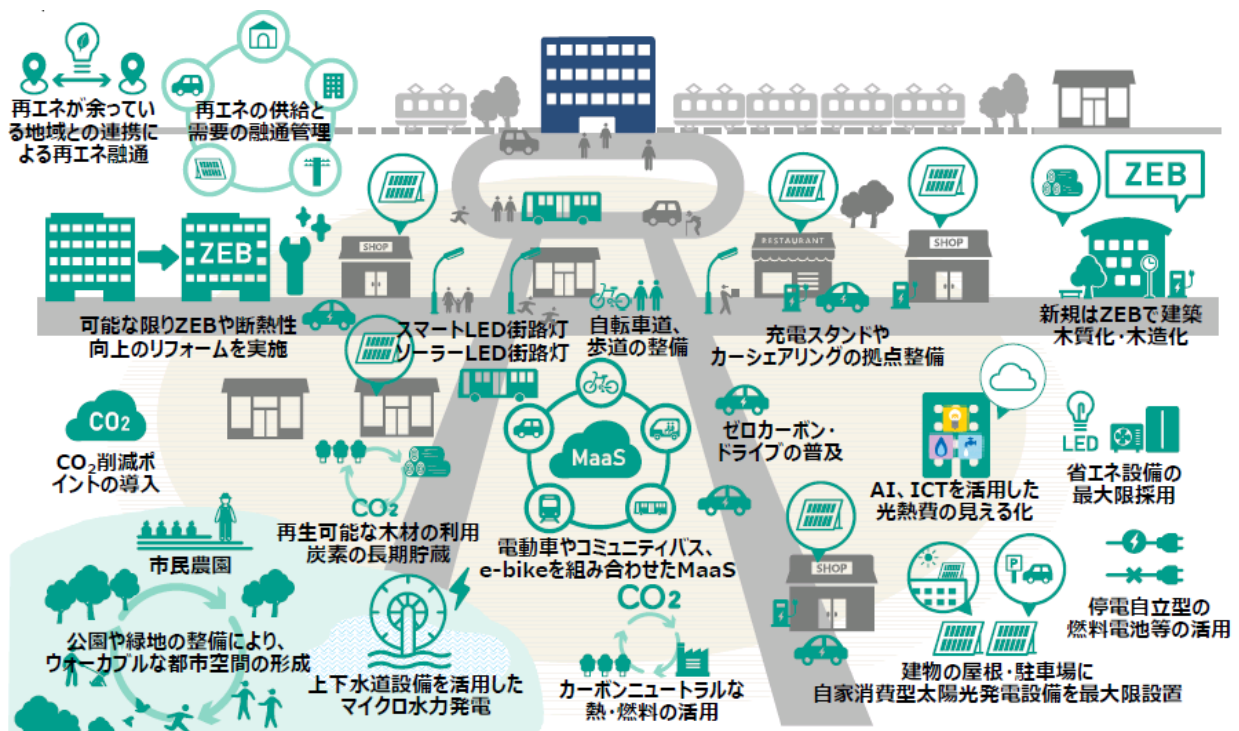
～市民総ぐるみでつくる希望にあふれた脱炭素のまち～

### <2050年ゼロカーボンシティ大野城の姿>

- ・ 省エネや創エネ<sup>26</sup>が浸透し、快適で環境にやさしい暮らしが営まれている。
- ・ 脱炭素に取り組むビジネスが標準化し、地域の経済が持続的に成長している。
- ・ 自動車の電動化や公共交通が進展し、環境にやさしく快適に移動することができる。
- ・ 市域の豊かな自然が生まれ、二酸化炭素吸収機能を最大限に発揮している。

- ・ 将来にわたって持続可能なまちづくりを進め、自然豊かなふるさとを未来に引き継いでいくためには、ゼロカーボンの達成が必要不可欠となっています。
- ・ その実現に向けては大野城市に関わる全ての方が、地球温暖化がもたらす気候変動<sup>かじ</sup>に対して危機意識を持ち、脱炭素に向かって一様に舵を切らなければなりません。
- ・ 大野城市が目指す脱炭素社会は、将来にわたって安心して暮らせる、希望にあふれた明るい社会であり、市民や事業者の皆さんの努力が結実した姿でもあります。  
大野城市に関わる全ての方が、その姿をイメージすることが重要です。

### <ゼロカーボンシティのイメージ>



出典：環境省 地域脱炭素ロードマップ

<sup>26</sup> 創エネ：太陽光や風力、地熱などの自然エネルギーを活用し、電気エネルギー等を創り出すこと。

## 2 基本方針と目標

### (1) 計画の基本方針

- ・ 本計画は、地球環境、循環型社会、生活環境、自然環境、環境保全の5分野に係る施策を策定するものですが、全ての分野はゼロカーボン施策とつながります。
- ・ このため、本計画の基本方針を以下のとおりとします。

#### 方針1：エネルギー消費量の削減

エネルギー利用の無駄をなくして効率よく使うということです。徹底した省エネを推進するため、地域における暮らしや働き方から変えていく必要があります。

#### 方針2：エネルギーの脱炭素化

再生可能エネルギーを最大限に利用するという事です。本市では、主に太陽光発電システムを導入することが考えられますが、地場企業や地域資本を活用して地域経済に貢献する視点を持つことも必要です。

#### 方針3：利用エネルギーの転換

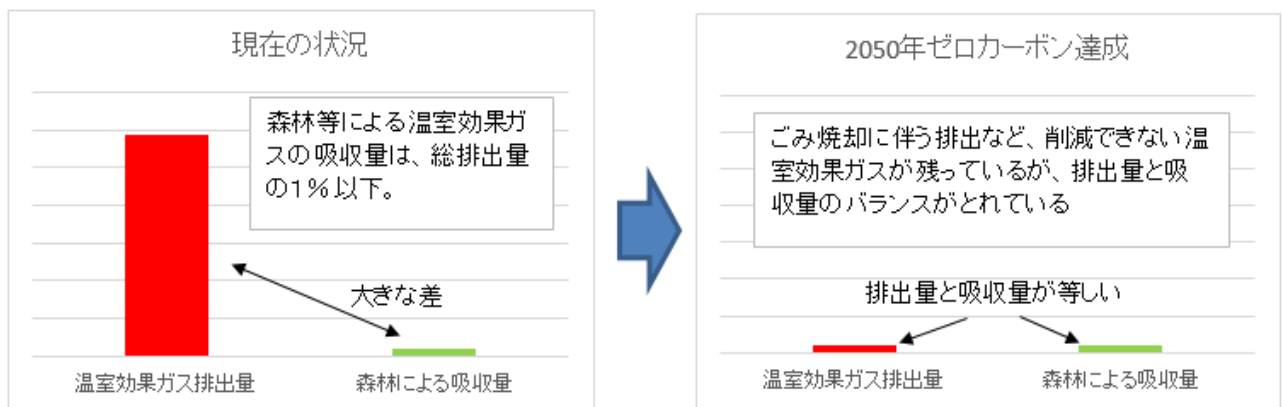
化石燃料の利用を改め、再生可能エネルギーの導入が図りやすい製品や設備などに切り替えることです。

#### 方針4：二酸化炭素吸収源の確保

二酸化炭素の排出削減を徹底的に進めても、完全にゼロにすることはできません。このため、森林資源の保全や公園空間の緑化、農地の保全などにより二酸化炭素の吸収機能を拡張し、市域の二酸化炭素排出量を実質ゼロにします。

### 二酸化炭素排出量実質ゼロとは

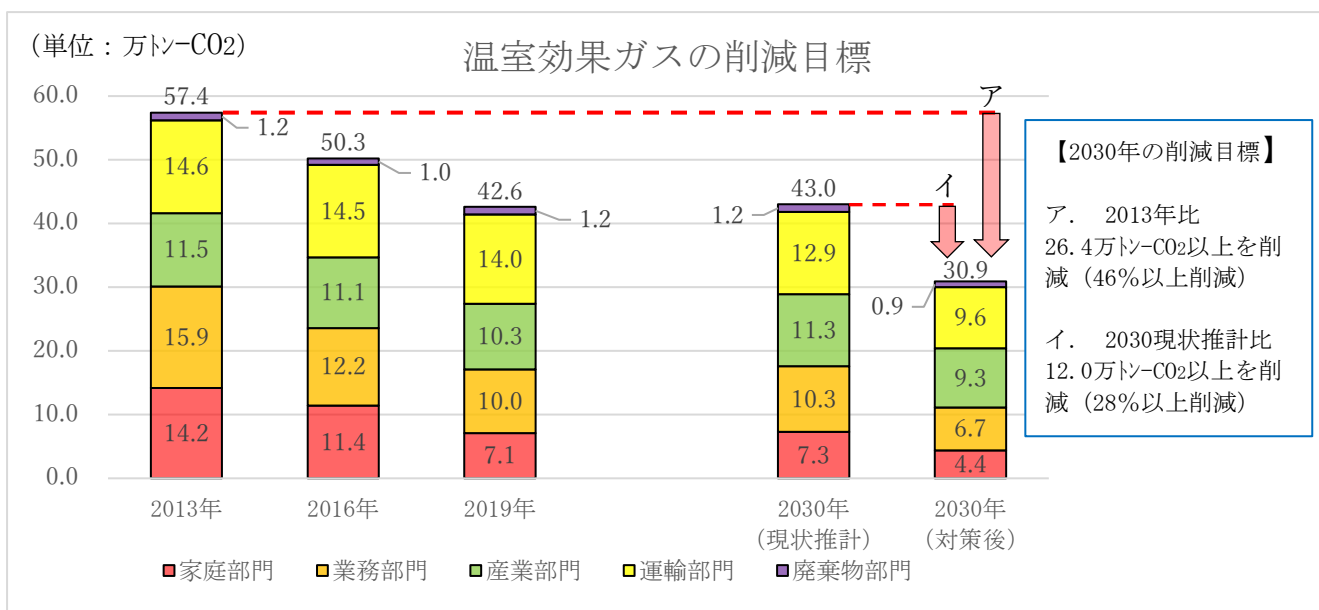
気候変動の原因となっている温室効果ガスについて、様々な努力により大幅に削減するとともに、森林や緑地の整備や保全により、二酸化炭素の吸収量を確保し、温室効果ガスの排出量と森林などによる吸収量の均衡を達成することです。



(2) 温室効果ガス排出量の削減目標

2030年度（令和12年度）における市域の**温室効果ガス排出量を**  
**2013年度比（平成25年度比）で 46%以上削減します。**

- ・ 現状推計（追加対策を行わない場合）での2030年度（令和12年度）における温室効果ガスの排出量は43万トン-CO<sub>2</sub>で、2019年度（令和元年度）よりも増加すると見込まれます。
- ・ 本計画では、2050年ゼロカーボンに向けて着実に歩を進めるため、マイルストーン<sup>27</sup>となる2030年度の削減目標と打つべき施策を明らかにしています。市民や事業者の皆さんに参加と共働を呼びかけ、市民総ぐるみで脱炭素のまちづくりを推進します。



※各部門の排出量は四捨五入していますので、合計と合わない場合があります。

温室効果ガスの部門別削減目標

(万トン-CO<sub>2</sub>)

	2013年度 基準年度①	2030年度 現状推計②	2030年度 対策後③	2030年度現状推計比		2013年度比	
				削減量④ ③-②	削減率⑤ ④/②	削減量⑥ ③-①	削減率⑦ ⑥/①
家庭部門	14.2	7.3	4.4	▲ 2.8	▲ 38.9%	▲ 9.7	▲ 68.6%
業務部門	15.9	10.3	6.7	▲ 3.6	▲ 34.8%	▲ 9.1	▲ 57.6%
産業部門	11.5	11.3	9.3	▲ 2.0	▲ 17.7%	▲ 2.2	▲ 19.2%
運輸部門	14.6	12.9	9.6	▲ 3.3	▲ 25.8%	▲ 5.1	▲ 34.6%
廃棄物部門	1.2	1.2	0.9	▲ 0.3	▲ 22.7%	▲ 0.3	▲ 22.7%
合計	57.4	43.0	30.9	▲ 12.0	▲ 28.0%	▲ 26.4	▲ 46.0%

※各部門の排出量は四捨五入していますので、合計と合わない場合があります。

<sup>27</sup> マイルストーン：計画の進捗状況を管理するために設ける区切りや中間目標。

(3) ごみの削減目標

生ごみと紙ごみ、プラスチックごみの排出抑制とリサイクルを推進し、**2030年度（令和12年度）におけるもえるごみの1日あたりの排出量を2013年度比（平成25年度比）で10%以上削減**します。

- 削減量については、国の第4次循環計画（2018年6月閣議決定）に定める家庭系ごみの削減目標<sup>28</sup>、地球温暖化対策計画（2021年10月閣議決定）に定める非エネルギー起源二酸化炭素の削減目標<sup>29</sup>等を考慮して設定しています。

もえるごみの排出量と削減目標

単位：ト（表中に表記があるものを除く）

	2013年度 （基準年） ①	2030年度 現状推計②	2030年度 対策後③	2030年度現状推計比		2013年度比		
				削減量④ ③-②	削減率⑤ ④/②	削減量⑥ ③-①	削減率⑦ ⑥/①	
家庭系もえるごみ	人口	98,771人	101,833人	101,833人	—	—	—	—
	生ごみ	6,074	6,247	5,893	▲354	▲5.7%	▲181	▲3.0%
	紙ごみ	6,954	6,110	5,805	▲305	▲5.0%	▲1,149	▲16.5%
	プラスチック	3,329	3,602	2,802	▲800	▲22.2%	▲527	▲15.8%
	その他	2,036	1,862	1,729	▲133	▲7.1%	▲307	▲15.1%
	合計	18,393	17,821	16,230	▲1,591	▲8.9%	▲2,163	▲11.8%
	1人1日あたり	510.19g	479.46g	436.65g	▲42.81g	▲8.9%	▲73.54g	▲14.4%
事業系もえるごみ	生ごみ	2,275	2,471	2,214	▲257	▲10.4%	▲61	▲2.7%
	紙ごみ	2,605	2,416	2,223	▲193	▲8.0%	▲382	▲14.7%
	プラスチック	1,247	1,424	1,119	▲305	▲21.4%	▲128	▲10.3%
	その他	763	737	630	▲107	▲14.6%	▲133	▲17.5%
	合計	6,890	7,048	6,186	▲862	▲12.2%	▲705	▲10.2%
	1日あたり	18.88	19.31	16.95	▲2.36	▲12.2%	▲1.93	▲10.2%

※各排出量は四捨五入していますので、合計と合わない場合があります。

<sup>28</sup> 第4次循環計画では2025年度の1人1日あたりの家庭系ごみ排出量の目標を約440g/人/日としている。

<sup>29</sup> 地球温暖化対策計画では、2030年度における非エネルギー起源（工業プロセスの化学反応や廃棄物の焼却で発生するもの）の二酸化炭素排出量を、2013年度実績比で15%削減する目標を定めている。

(4) 二酸化炭素吸収量の目標

2030年度（令和12年度）における本市区域内の**森林・緑地の二酸化炭素吸収量を2,500トン-CO<sub>2</sub>以上**とします。

- 本市においては、樹齢とともに成長が穏やかになった樹木が多く、現状推計（2019年以降に新たな植樹を行わないと仮定した場合の推計）での2030年度（令和12年度）の二酸化炭素吸収量を2,419トン-CO<sub>2</sub>と推計しました。
- この推計値を基に、植樹から二酸化炭素の吸収機能を本格的に発揮するまでに10年以上を要する樹木の特性を考慮して、2030年度（令和12年度）の目標を2,500トン-CO<sub>2</sub>以上としています。
- 2030年度の目標達成に向けて、森林の確実な保育に加え「伐<sup>き</sup>って・使<sup>っ</sup>て・植<sup>え</sup>て・育<sup>て</sup>る」循環利用を進めるとともに、エリートツリー<sup>30</sup>等の成長に優れた苗木を植栽する等の手法についても検討し、本市の森林を成長の旺盛な若い森林にリニューアルします。

森林等による二酸化炭素吸収量の実績と2030年度目標

対象区域	2019年度 吸収量の実績	2030年度 吸収量見込み	2030年度の目標	目標の根拠
大野城市の森林及び緑地	3,276トン-CO <sub>2</sub>	2,419トン-CO <sub>2</sub>	2,500トン-CO <sub>2</sub> 以上	国の目標を参考に、森林の特性や主伐に伴う防災面を考慮
参考 国内の森林	4,590万トン-CO <sub>2</sub>	—	3,800万トン-CO <sub>2</sub> (農林水産省目標)	2013年度における国内の温室効果ガス総排出量12億1,200万トン-CO <sub>2</sub> の2.7%

※日本の森林面積：25,100,000ha、大野城市の森林面積986ha（2019年度）

<sup>30</sup> エリートツリー：初期成長が早く、材質や通直性に優れ、維持管理も容易な樹木のこと。

実現に向けた施策

(1) 基本目標と施策方針



- ・ゼロカーボンシティ大野城の目指すべき姿と、目標とする温室効果ガスの削減を実現するため、4つの基本目標及び基本目標を効果的に達成するための施策方針を以下のとおり定めます。

<p><b>基本目標 1 市民総ぐるみで行動し、脱炭素を実現するまち</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICT 技術の進歩に伴うシェアリング・エコノミー<sup>31</sup>等の新たな経済活動や、テレワークやオンライン会議の普及など、市民のくらしやビジネスで二酸化炭素の排出量を少なくする活動が始まっています。この傾向を一時的なものにとせず、二酸化炭素を排出しない生活があたり前の光景となるように意識改革を促します。</li> <li>・環境にやさしいライフスタイルや製品の選択、省エネと創エネの推進、所有からシェアへのシフト、ウォークアブルなまちづくり、産学官が連携したグリーンイノベーションの推進等に取り組み、ソフト・ハードの両面で脱炭素型のまちづくりを進めます。</li> </ul>

【基本目標 1 の施策方針】（5 項目）

<p><b>施策方針 1 ライフスタイルの転換</b></p>	
<p>現況と課題</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="width: 60%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活に必要な製品やエネルギーは、使用時だけでなく、製造、流通、サービスの提供等の過程でも温室効果ガスを排出しています。</li> <li>・この観点からみると、市域で排出する二酸化炭素の6割が衣食住を中心とする「ライフスタイル」に起因していると捉えることができます。</li> <li>・ゼロカーボンに向けては、市民のライフスタイルを環境に配慮した製品やサービスの選択を重要視する方向へと変えていくことが必要です。</li> </ul> </div> <div style="width: 35%; text-align: center;"> <p>消費ベース（カーボンフットプリント）から見た日本の温室効果ガス排出量</p> <p>出典：環境省「脱炭素に向けたライフスタイルに関する基礎資料」</p> </div> </div>
<p>目指す脱炭素社会の姿</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境負荷が少ない製品やサービスの選択が日常の行動として根付いている。</li> <li>・環境性能が高い住宅が普及し、健康で快適な暮らしを送っている。</li> <li>・日本古来の「もったいない」意識が根付いており、モノを大切にしておみをできるだけ出さないライフスタイルが定着している。</li> </ul>
<p>取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1-1 地域における情報共有の場の創設</li> <li>1-2 省エネ性能が高い住宅の普及促進</li> <li>1-3 家庭でできる省エネ行動の促進</li> <li>1-4 エシカル消費や地産地消の推進</li> </ul>

<sup>31</sup> シェアリング・エコノミー：個人等が保有する活用可能な遊休資産等（資産（空間、モノ、カネ等）や能力（スキル、知識等））を他の個人等も利用可能とする経済活動

施策方針2 ビジネスの転換 	
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>脱炭素社会を実現するためには、規模の大小を問わず全ての事業者がビジネスのあり方を変革し、二酸化炭素排出量の削減に取り組む必要があります。</li> <li>国内では、環境、社会、企業統治に配慮する企業に投資を行うESG投資<sup>32</sup>が近年急速に拡大しており、経済成長と環境保全の両立を図る経済のグリーン化<sup>33</sup>が進む等、脱炭素が経営戦略上でも重要になっています。</li> <li>大量生産・大量消費・大量廃棄を行う現在の経済を脱却し、循環経済<sup>34</sup>へ移行することが求められています。</li> </ul>
目指す脱炭素社会の姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>脱炭素に取り組むビジネスが一般化し、地域経済が持続的に成長している。</li> <li>快適性と経済性を備えたエネルギー負荷が少ないオフィスが普及している。</li> <li>自由度が高い働き方により、環境負荷の軽減と生産性向上が図られている。</li> </ul>
取組	2-1 事業所における省エネ活動の推進 2-2 環境に配慮した働き方への転換 2-3 建物の省エネルギー化
施策方針3 再生可能エネルギーの最大限活用 	
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>脱炭素社会を実現するためには、省エネの徹底や設備の高効率化等に取り組むだけではなく、再生可能エネルギーの活用推進を図る必要があります。</li> <li>本市では2012年（平成24年）7月から開始した大野城市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金制度により、太陽光発電システムの普及が進みましたが、脱炭素社会の実現に向けては更なる普及が必要です。</li> <li>電力の使用に伴う二酸化炭素を大幅に削減するためには、太陽光発電システムの導入だけではカバーできないため、使用する電力を二酸化炭素の排出が少ないものへとシフトしていく必要があります。</li> </ul>
目指す脱炭素社会の姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギーを活用した自家消費型の自立分散型電源が普及し、電力の自給自足が図られている。</li> <li>家庭や事業所に設置された自立分散型電源は、IoT技術等により地域で制御されており、災害時には優先して避難所などへ供給することができる。</li> </ul>
取組	3-1 太陽光発電システムの普及促進 3-2 環境に配慮した電力調達の推進 3-3 グリーンイノベーションの推進

<sup>32</sup> ESG投資：ESGは環境（environment）、社会（social）、企業統治（governance）の頭文字。環境や社会に配慮し健全経営のための自己管理体制がしっかりした企業に投資を行うこと。

<sup>33</sup> 経済のグリーン化：環境に配慮した経済活動により、自然資源や生態系などの地球環境が回復不能なほど損なわれることがないようにすること

<sup>34</sup> 循環経済：「有害な廃棄物を出さない」「投入した資源を何度でも再利用する」など、ムダを無くすことにより環境に配慮しながら新たな雇用や経済成長を生み出すしくみ。大量生産・大量消費を行う「線形経済（リニアエコノミー）」の反対概念。

## 施策方針4 環境配慮型モビリティの推進



<p>現況と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脱炭素に向けては、本市自動車保有台数の84%を占める自家用乗用車について、次世代自動車<sup>35</sup>の普及を促進していくことが必要です。</li> <li>・マイカーからシェアカーへの乗り換えやエコドライブの実践は、脱炭素の効果が大きいことが分かっていますが、普及が十分とはいえません。</li> <li>・マイカーへの依存度を押し下げるためには、地域公共交通の利便性向上や歩くことを楽しむまちづくりの推進が必要です。</li> </ul>
<p>目指す脱炭素社会の姿</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温室効果ガスを排出しない自動車が普及し、移動による環境負荷がない。</li> <li>・カーシェアリングによる自動車保有台数の減や自動運転技術、高度な交通管制システム等により交通渋滞が解消され、快適に移動することができる。</li> <li>・自動車に過度に依存しなくても暮らしやすく、歩くことを楽しむまちが実現している。</li> </ul>
<p>取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4-1 クリーンエネルギー自動車の普及促進</li> <li>4-2 充電インフラの普及促進</li> <li>4-3 カーシェアリングの促進</li> <li>4-4 エコドライブの推進</li> <li>4-5 公共交通ネットワークの最適化</li> <li>4-6 歩くことを楽しむまちづくり</li> </ul>

## 施策方針5 市有施設における省エネの推進



<p>現況と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化対策で最も優先すべきは省エネ対策であり、2050年においても継続使用が想定される既存建築物の省エネ化は率先して取り組むべき課題です。</li> <li>・気候変動に対する適応力の向上のため、避難所指定施設等に太陽光発電システムを整備する必要があります。</li> <li>・脱炭素を実現するためには、再生可能エネルギーの活用や公用車の次世代化を促進するなど、市の率先行動を市民に示す必要があります。</li> </ul>
<p>目指す脱炭素社会の姿</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての市の施設で快適な室内環境と大幅な省エネルギー化が両立している。</li> <li>・市の施設では使用電力の100%を再生可能エネルギーで調達している。</li> <li>・公用車は全て温室効果ガスを排出しない自動車となっている。</li> <li>・職員は公私ともに脱炭素型のライフスタイルを実践している。</li> </ul>
<p>取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5-1 建築物等の省エネ化の推進</li> <li>5-2 太陽光発電システムの率先導入</li> <li>5-3 再生可能エネルギー電力の活用推進</li> <li>5-4 庁用車の次世代化の推進</li> <li>5-5 省エネ・節電の徹底</li> </ul>

<sup>35</sup> 次世代自動車：低炭素社会行動計画（平成20年7月閣議決定）では、低炭素社会を目指し長期目標を実現するために重要な既存先進技術の一つとして「次世代自動車」を掲げている。詳細は50頁の脚注49を参照。

## コラム

再生可能エネルギーは大野城市内でどのくらい利用できるの？

市内で活用できる再生可能エネルギーは、太陽光、陸上風力、太陽熱、地中熱です。これらのエネルギーの活用に関し、土地利用上の制約や採算性を考慮した場合の資源量は下表のとおりと推計されます。

実際に活用されている再生可能エネルギーは、太陽光発電が1万kW程度、太陽熱利用が若干（数量不明）程度であり、たくさんの未利用エネルギーがあります。

市内で創ることができる再エネ電力の量

	設備容量等 (千 kW)	年間発電量 (千 kWh/年)
太陽光発電	91	107,000
陸上風力発電	3	4,000

市域で活用可能な熱エネルギーの量

	設備容量等 (TJ)
太陽熱利用	250
地中熱利用	3,600

エネルギーを表す単位に J (ジュール) があります。表中の TJ (テラジュール) は 1 ジュールの 1 兆倍 (10 の 12 乗倍) です。1 TJ のエネルギーは、44,500 戸分 (本市の給水戸数に相当) のお風呂 (240ℓの水が入っていると仮定) の全部を 22℃温めることができます。

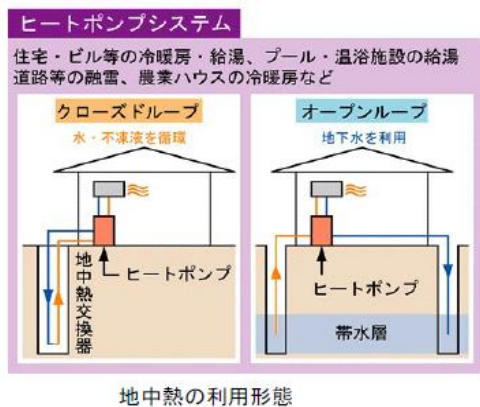
出典：再生可能エネルギー情報提供システムREPOS (コンテンツの一部データを編集・加工しています。)

どんな形で利用できるの？

太陽光発電や、風力発電等のように電気を創り出して利用するほか、下図のように熱源として利用する方法があります。

### 地中熱利用システム

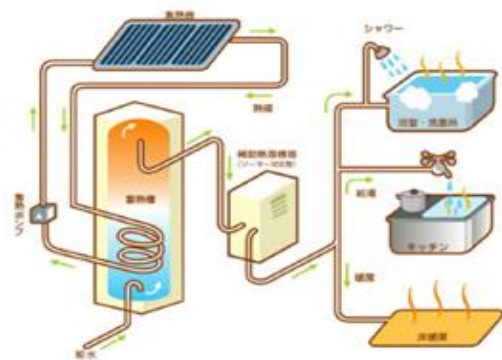
地下 10～15m の深さでは地表気温に影響されることなく年間を通して一定となるため、ヒートポンプの熱源として幅広く活用できる。



出典：地中熱利用促進協会ホームページ

### 太陽熱利用システム

太陽光を熱に変える方式でエネルギー利用をしており、給湯や暖房だけでなく、冷房、プール加温、乾燥など幅広い分野で利用可能。



出典：ソーラーシステム振興協会ホームページ

## 基本目標2 ごみとムダを減らし、資源が循環する脱炭素のまち

- ・現在の豊かな暮らしは、多くの資源とエネルギーを消費することによってもたらされており、大量の廃棄物と温室効果ガスを生み出しています。
- ・近年では、海洋汚染を招くプラスチックごみや、まだ食べられるものを捨ててしまう食品ロスが世界中で問題視されており、ごみ問題への対応が喫緊の課題となっています。
- ・ごみの減量に向けては、リフューズ（不要なものを選ばない）、リデュース（ごみの量を減らす）、リユース（繰り返し使う）、リサイクル（資源として再び使う）の4Rが有効ですが、さらにプラスチックごみ対策としてリニューアブル（プラスチックに代わる素材の選択）の考えを取り入れ、ごみをつくらない、資源が循環する脱炭素社会の実現を目指します。

### 【基本目標2の施策方針】（4項目）

#### 施策方針6 市民と協働した4R+Renewableの推進



現況と課題

- ・本市における2019年度（令和元年度）の家庭系もえるごみの排出量は17,732トンをあり、その中には資源化可能な雑がみ2,230トン、食品ロス1,830トンなど、資源としての活用や排出抑制が可能なものが6,000トン程度含まれています。
- ・家庭系もえるごみのうち、「生ごみ」と「紙ごみ」がそれぞれ約1/3を占め、「プラスチックごみ」が2割を占めていますので、この3つのごみをターゲットとしてごみの減量とリサイクルを推進していく必要があります。
- ・プラスチックごみの約8割は包装・容器等です。近年では巣ごもりによるテイクアウトやデリバリーの需要が増加しており、家庭から排出されるプラスチックごみが増加傾向となっています。本市ではペットボトルと白色トレイのリサイクルに取り組んでいますが、その他のプラスチック製品はもえるごみとして処理しているため、資源が循環する脱炭素社会の実現に向けてはプラスチック製品の分別収集とリサイクルを促進するしくみの創設が必要です。

目指す脱炭素社会の姿

- ・ごみを可能な限り出さない生活が習慣化し、全ての家庭や事業所でごみの発生が最大限に抑制されている。
- ・ごみの分別が徹底されており、有用なものは循環資源として何度でも有効利用されている。

取組

- 6-1 家庭系ごみの減量
- 6-2 プラスチックごみの発生抑制
- 6-3 リユースの推進
- 6-4 緑・廃木材のリサイクルの推進

## 施策方針7 事業系ごみの削減



現況と課題

- ・2019年度（令和元年度）の事業系ごみの排出量は8,111トで、その中には資源化が可能なごみが2,700トン余り含まれていると推計されます。
- ・事業系もえるごみの約4割は、市内の事業所約3,700か所のうち、100か所余りの「ごみの多量排出事業所」<sup>36</sup>から排出されています。
- ・2019年度（令和元年度）に実施した事業者アンケート調査の結果は下表のとおりであるため、啓発により事業者の意識を変えていく必要があります。

項目	目標設定	している	検討中	していない	非該当・無回答
廃プラスチック類の排出抑制		7.0%	18.6%	41.9%	32.5%
梱包材の削減		6.0%	9.1%	18.2%	66.7%
紙の使用枚数を減らす工夫		11.6%	16.3%	58.1%	14.0%
事業所ごみを減らす努力をする		16.3%	14.0%	60.5%	9.2%

目指す脱炭素社会の姿

- ・生産から廃棄に至るまでの全過程で、資源が徹底的に循環利用されている。
- ・長期間使用できる製品の開発と製品を修理する体制が十分に確保されており、ごみの発生が少なくなっている。

取組

- 7-1 事業所に対する適切な指導
- 7-2 事業所における食品ロスの削減

## 施策方針8 ごみ減量啓発と環境教育



現況と課題

- ・2019年度（令和元年度）に行った市民アンケートでは、「ごみを出す量」について「1年前よりも増えた」及び「1年前と変わらない」と回答した世帯が合計で62%に達することから、ごみの削減を自らの責務と考え、行動していただくように啓発を推進することが必要です。
- ・2050年ゼロカーボンの実現に向けては、次代を担う子どもたちが環境保護に主体的に参加して責任のある行動をとることができるように育てていくことが重要です。

目指す脱炭素社会の姿

- ・環境学習の機会が充実しており、全ての世代が積極的に参加している。
- ・「もったいない」意識が根付いており、社会全体で資源の循環利用に取り組んでいる。

取組

- 8-1 環境教育教材の普及
- 8-2 ごみ減量と分別に係る情報発信

<sup>36</sup> ごみの多量排出事業所：次のいずれかに該当する事業所。①事業の用途に供する建物の合計床面積が1,000㎡以上②学校の用途に供する建物の合計床面積が8,000㎡以上 ③事業系ごみ（一般廃棄物）の排出が月平均3トン以上若しくは年36トン以上、又は可燃物専用袋大に換算して月平均500枚以上若しくは年6,000枚以上

施策方針9 安定的かつ適正なごみ処理



<p>現況と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市のもえるごみは、福岡都市圏南部環境事業組合が管理運営する福岡都市圏南部工場（クリーン・エネ・パーク南部）において受け入れ、焼却処理しています。また、ごみを燃やしたあとに残った灰は、福岡都市圏南部最終処分場（グリーンヒルまどか）に埋め立てています。</li> <li>もえないごみや資源ごみは、春日大野城衛生施設組合が管理運営する春日大野城リサイクルプラザにおいて受け入れ、リサイクル可能な資源の選別を行い、リサイクルができないガラスくずや陶器のくず等は、春日大野城リサイクルプラザに隣接する最終処分場に埋め立てています。</li> <li>大野城太宰府環境施設組合が運営する大野城環境処理センターでは、<sup>せんてい</sup>剪定枝や草類、廃木材を集め、「緑・廃木材のリサイクル」を行っています。</li> <li>今後も、福岡都市圏南部環境事業組合、春日大野城衛生施設組合、大野城太宰府環境施設組合との連携を深め、不測の事態や災害時にも対応できる体制づくりを推進するとともに、不法投棄の防止対策や、時代に沿った効率的なごみの収集体制の検討を行うなど、安定的で適正なごみ処理を推進することが必要です。</li> </ul>
<p>目指す脱炭素社会の姿</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣市が協力した広域でのごみ処理体制が維持され、施設整備・維持管理の効率化や施設の長寿命化が図られており、人口減少の局面にあっても安定的で適正なごみ処理が行われている。</li> <li>近隣自治体や廃棄物事業者、建設事業者等との相互協力体制が構築されており、災害にも柔軟に対応することができる。</li> </ul>
<p>取組</p>	<p>9-1 安定的かつ適正なごみ処理体制の推進</p> <p>9-2 不法投棄の抑止</p>

## 基本目標 3 気候変動のリスクを抑制し、誰もが安心して快適に暮らせるまち

- ・市民が安心して快適に暮らせるまちづくりは、市の基本的な責務です。
- ・市では、これまで公害の監視や市民参加型の公益的活動の促進等により、美しく迷惑行為がない快適なまちづくりを進めてきました。
- ・引き続き、市民、事業者、各団体、地域と共働して、快適な生活環境を確保していくとともに、気候変動に関する情報提供や災害に強い人づくり等を通して気候変動適応策を進め、誰もが安心して快適に暮らせるまちづくりを推進します。

### 【基本目標 3 の施策方針】（3 項目）

#### 施策方針 10 気候変動の影響への適応



<p>現況と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気候変動の影響は既に暮らしの至るところに現れているため、市民の安全を確保するためには、気候変動による被害を回避・軽減し、予測される被害にも備える「適応策」を進めることが不可欠です。</li> <li>・「適応策」は災害に強い人づくり、都市基盤の整備、防災拠点の対応力向上の3つの視点を持ちながら総合的に推進することが必要です。</li> </ul> <p>本市で考えられる主な気候変動の影響</p> <table border="1" data-bbox="351 1182 1455 1630"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>事象</th> <th>予測される被害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">自然災害</td> <td>集中豪雨の増加</td> <td>大規模な水害、土砂災害の発生</td> </tr> <tr> <td>台風勢力の強大化</td> <td>猛烈な風、竜巻発生リスクの増大</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水環境・水資源</td> <td rowspan="2">無降水日の増加</td> <td>渇水の発生</td> </tr> <tr> <td>河川・ダム等の水温・水質変化</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">健康被害</td> <td rowspan="2">猛暑日の増加</td> <td>熱中症リスクの増大、重症化</td> </tr> <tr> <td>感染症を媒介する節足動物の分布拡大</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自然生態系</td> <td rowspan="2">平均気温の上昇</td> <td>外来生物の侵入、越冬・定着率の変化</td> </tr> <tr> <td>生物の分布域の変化、種の絶滅の可能性</td> </tr> </tbody> </table>	分野	事象	予測される被害	自然災害	集中豪雨の増加	大規模な水害、土砂災害の発生	台風勢力の強大化	猛烈な風、竜巻発生リスクの増大	水環境・水資源	無降水日の増加	渇水の発生	河川・ダム等の水温・水質変化	健康被害	猛暑日の増加	熱中症リスクの増大、重症化	感染症を媒介する節足動物の分布拡大	自然生態系	平均気温の上昇	外来生物の侵入、越冬・定着率の変化	生物の分布域の変化、種の絶滅の可能性
分野	事象	予測される被害																			
自然災害	集中豪雨の増加	大規模な水害、土砂災害の発生																			
	台風勢力の強大化	猛烈な風、竜巻発生リスクの増大																			
水環境・水資源	無降水日の増加	渇水の発生																			
		河川・ダム等の水温・水質変化																			
健康被害	猛暑日の増加	熱中症リスクの増大、重症化																			
		感染症を媒介する節足動物の分布拡大																			
自然生態系	平均気温の上昇	外来生物の侵入、越冬・定着率の変化																			
		生物の分布域の変化、種の絶滅の可能性																			
<p>目指す脱炭素社会の姿</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に強い都市基盤が整備され、気候変動による影響を回避・軽減することができている。</li> <li>・市民総ぐるみで災害に備える体制ができており、市域全体の防災力が向上している。</li> </ul>																				
<p>取組</p>	<p>10-1 防災意識等の向上</p> <p>10-2 災害に強い都市基盤の整備</p> <p>10-3 地域防災拠点の対応力強化</p>																				

## 施策方針 11 良好な生活環境の確保



<p>現況と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常の生活環境に密接に関わる大気・水・土壌の汚染、騒音・振動等について、各種調査により状況を監視するとともに、市民や事業者に対して生活環境の保全に関する啓発や指導を適切に行うことが必要です。</li> <li>・ 本市の北部は福岡空港を発着する旅客航路の直下に位置するため、航空機騒音の緩和及び騒音による障害を軽減する対策を講じる必要があります。</li> <li>・ あき地の管理、日常生活からの騒音、野焼き等、日常生活等に起因する生活環境被害を軽減するためには、市民・事業者に対する啓発を進めるとともに、状況に応じて適切に指導を行うことが必要です。</li> </ul>
<p>目指す脱炭素社会の姿</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 省エネルギーや温室効果ガスの排出が少ないエネルギーの選択等により生活環境に悪影響を与える化学物質の排出が大幅に削減されている。</li> <li>・ 本市に関わる全ての人々が生活環境の保全に配慮しており、公害がなく安全で快適な生活を営むことができる。</li> </ul>
<p>取組</p>	<p>11-1 公害対策 11-2 生活環境への負荷の低減</p>

## 施策方針 12 市民と共働した公益的活動の推進



<p>現況と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清潔で快適なまちづくりに資するためには、「まちぴか市民運動」「御笠川・牛頸川・平野川フェスタ」「クリーンシティおおのじょう」等の市民参加型の環境美化活動を継続して推進することが有効です。</li> <li>・ 一部の人による迷惑行為は、周囲に不快感を与えると同時に他人の身体や財産に危害を招く恐れがあるため、市民総ぐるみでマナー向上に向けた取組を推進し、迷惑行為をしない・させない風土作りを進めることが必要です。</li> </ul>
<p>目指す脱炭素社会の姿</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域課題に対して市民総ぐるみで取り組む風土が備わっており、あらゆる主体が公益的活動に参加している。</li> <li>・ その活動により、清潔できれいなまちの景観と、迷惑行為がない快適な生活環境が確保されている。</li> </ul>
<p>取組</p>	<p>12-1 環境美化活動の推進 12-2 迷惑行為防止活動の推進</p>

## 基本目標 4 豊かな自然を育み、多様な生物と共存するまち

- ・市域面積の約4割を占める森林には様々な公益的機能があります。
- ・森林が持つ公益的機能の一つである二酸化炭素吸収源としての機能を拡充するため、市有林整備事業や荒廃森林整備事業などの取組を今以上に推進します。
- ・また、環境学習や里山保全活動等を通して、生物多様性やワンヘルス<sup>37</sup>、環境保全に関する市民理解を深め、本市の恵まれた自然環境をより良いかたちで未来へ引き継ぎます。

### 【基本目標4の施策方針】（3項目）

施策方針 13 グリーンインフラの適正運用	
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気候変動に伴う様々な課題に対応するためには、自然環境が備える生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制、防災・減災機能、地域振興等の多様な機能を賢く利用する、いわゆるグリーンインフラの活用が重要な課題となります。</li> <li>・このため、森林施業の適正な実施や都市緑化、農地保全、文化財の保全等についての取組を推進していくことが必要です。</li> </ul>
目指す脱炭素社会の姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市域の森林は適正かつ人工的に管理されており、「伐<sup>き</sup>って・使<sup>つ</sup>って・植<sup>え</sup>て・育<sup>て</sup>る」の循環利用により、二酸化炭素の吸収源としての機能をはじめとした多様な機能が十分に発揮されている。</li> <li>・都市緑化施設や農地、周囲の自然と一体的に整備された文化財等は適正に管理・運用されており、グリーンインフラとしての機能が保全されている。</li> </ul>
取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>13-1 森林の適正な管理</li> <li>13-2 都市緑化及び市民と共働したみどりの創出</li> <li>13-3 農地保全と地元産物の消費</li> <li>13-4 文化財の保全</li> </ul>

<sup>37</sup> ワンヘルス：One Health。人と動物(家畜、愛玩動物、野生動物の別を問わず全ての動物)の健康と環境の健全性は、生態系の中で相互に密接につながり、強く影響し合う一つのものであり、これらの健全な状態を一体的に守らなければならないという考え方。福岡県は2021年(令和3年)に全国で始めて「福岡県ワンヘルス推進基本条例」を公布するとともに「ワンヘルス行動推進計画」を策定している。本市においても、2022年(令和4年)6月に「ワンヘルスの推進に関する宣言」を行い、福岡県と足並みを揃えてワンヘルス実践施策を積極的に推進することや、市民へのワンヘルス周知、ワンヘルスの森(福岡県立四王寺県民の森)の利用促進に取り組むことを宣言した。

## 施策方針 14 生物多様性の保全



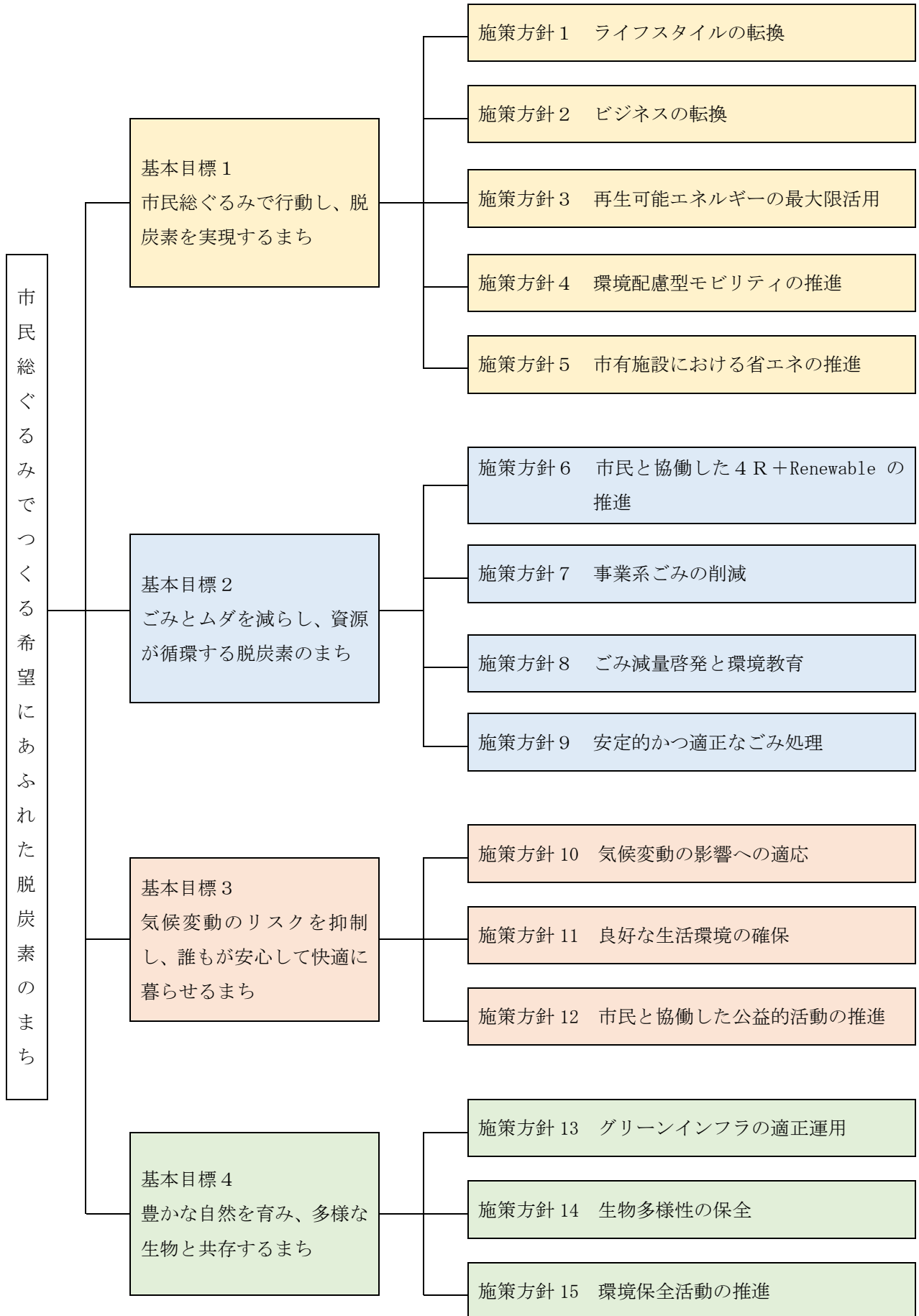
<p>現況と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地球上の様々な生きものは、生態系の中でそれぞれが重要な役割を担っており、食料や医薬品等の多くは生物多様性の恵みから得ていることから、生物多様性を保存することは私たち人類にとって重要な課題です。</li> <li>生物の多様性は微妙なバランスで成り立っていますが、土地開発や汚染、人間が持ち込んだ外来種等が原因となって、2020年（令和2年）の時点で3,769種の生物が絶滅の危機に瀕しています。</li> <li>本市はワンヘルスの推進に関する宣言を行っており、この観点からも絶滅危惧種の保護や特定外来生物の防除のほか、生物多様性の保全と市民啓発に取り組む必要があります。</li> <li>イノシシやアライグマ等の有害鳥獣が市街地でも目撃されています。人と動物とのすみ分けが保たれてこそ、人と動物の健康を保つことができますので、人的被害や農作物の被害に遭わないための予防策について啓発を進めるとともに、有害鳥獣を適切に駆除することも必要となっています。</li> </ul>
<p>目指す脱炭素社会の姿</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民が里山などの身近な自然と触れ合う機会に恵まれ、生物多様性への市民理解が進展しており、多様な生き物が生息する魅力溢れた自然が守られている。</li> </ul>
<p>取組</p>	<p>14-1 地域の特性に応じた生物多様性の保全 14-2 有害鳥獣対策の推進</p>

## 施策方針 15 環境保全活動の推進




<p>現況と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境をより良いかたちで未来へ引き継いでいくためには、市民一人一人が環境問題を知り、身近なところから学び・行動していくことが重要であり、環境に関する出前講座やイベント等を通じた啓発活動だけでなく、環境問題に関してこどもの関心と学びを深めていくことが求められます。</li> <li>また、おおのじょう緑のトラスト運動を支援し、里山を中心とした自然環境保全活動を推進するとともに、市民へのワンヘルス周知に努め、理解の促進を図り、その実践活動に対し必要な支援を行うことが必要です。</li> </ul>
<p>目指す脱炭素社会の姿</p>	<p>大野城市に関わる全ての世代が環境問題に関心を持ち、市民、事業者、NPOなどの多様な主体が共働して環境保全活動に取り組んでいる。</p>
<p>取組</p>	<p>15-1 官民共働による環境教育の推進 15-2 おおのじょう緑のトラスト運動の推進</p>

(2) 施策体系図







## 第4章 施策体系別の取組

基本目標 1	市民総ぐるみで行動し、脱炭素を実現するまち								
施策方針 1	ライフスタイルの転換								
取組 1-1	地域における情報共有の場の創設								
事業目的	地球温暖化対策に対する市民理解を深めるとともに、ライフスタイルの転換を促進する。								
現況と課題	気候変動等の市民認識は広がりつつあるが、脱炭素実現には市民全体の意識を底上げする必要があります。								
主な取組	<p>① 市ウェブサイト内に脱炭素に関するポータルサイトを創設する。 ・事業所と連携した運営を行う。</p> <p>② 各コミュニティにおいて脱炭素に関する勉強会を定期的で開催する。 ・市民生活に関係する講演テーマとして、市民に興味を持ってもらう。 ・地域勉強会のダイジェスト版映像を作成し、SNS等で拡散する。</p> <p>③ 市民参加型の意見交換会を開催し、地域と協議する場を創設する。 ・参加者の自主運営を基本とし、活動の継続性や活発な提案を誘導する。</p>								
活動指標	地域勉強会の参加者数 240人以上/年								
成果指標	アンケート調査による市民の脱炭素意識の向上 回答者の80%以上								
		R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度	R 12 年度
ロードマップ	①				運	用			
	②				定	期	開	催	
	③				定	期	開	催	
CO <sub>2</sub> 削減目標 (トン-CO <sub>2</sub> )	①	-	-	-	-	-	-	-	-
	②	-	-	-	-	-	-	-	-
	③	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-	-	-
予定事業費 (千円)	①	-	-	-	-	-	-	-	-
	②	233	233	233	233	233	233	233	233
	③	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	233	233	233	233	233	233	233	233

取組 1-2		省エネ性能が高い住宅の普及促進							
事業目的	省エネ性能が高い住宅に関する市民の理解や選択を促進することにより、二酸化炭素の削減と生活の質の向上を同時実現する。								
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅は長期間使用するため、省エネに優れた高断熱・高気密住宅の普及が重要です。そのためには正しい知識の普及啓発が必要となります。</li> <li>省エネ性能が高い住宅の取得を促進し十分な成果を得るためには、啓発に加えてインセンティブの検討が必要です。</li> </ul>								
主な取組	①脱炭素ポータルや地域勉強会等を通して、主に以下の事項を啓発する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>省エネ性能が高い住宅が経済性や快適性に優れていることのPR</li> <li>建築物の省エネ性能を第三者評価機関が表示するBELSマーク等の周知</li> <li>省エネ性能が高い住宅の取得に関する国の補助事業の周知</li> </ul> ②省エネ性能が高い住宅の取得を支援する制度の創設を検討する。								
活動指標	省エネ性能が高い住宅の普及促進に関するハウスメーカーやデベロッパー等との協議 10社以上/年								
成果指標	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス <sup>38</sup> の普及 2030年度（令和12年度）までに1,200戸								
		R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度	R 12年度
ロードマップ	①	周知・啓発の推進							
	②	支援制度検討							
CO <sub>2</sub> 削減目標 (トン-CO <sub>2</sub> )	①	—	—	—	—	—	—	—	—
	②	18	98	190	379	575	771	967	1,163
	計	18	98	190	379	575	771	967	1,163
予定事業費 (千円)	①	—	—	—	—	—	—	—	—
	②	—	9,800	15,600	15,600	15,600	15,600	15,600	15,600
	計	—	9,800	15,600	15,600	15,600	15,600	15,600	15,600




<sup>38</sup> ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (Net Zero Energy House) : 略して ZEH (ゼッチと発音する。) とも表記される。高断熱・高気密化、高効率設備によって使うエネルギーを減らしながら、太陽光発電などでエネルギーをつくり出し、年間で消費する住宅の正味エネルギー量がおおむねゼロ以下になる住宅のこと。

取組 1-3	家庭でできる省エネ行動の促進 								
事業目的	家庭でできる省エネ行動の具体事例とその効果等を周知・啓発することにより、市民による自発的で無理のない省エネを推進し、二酸化炭素を削減する。								
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ行動の事例を明らかにし、市民の行動につなげることが必要です。</li> <li>・家電製品の買換え時には、最も優れた省エネ性能を持つ機器（以下「トップランナー基準製品」という。）を選択するように促すことが必要です。</li> <li>・省エネ性能が高い家電製品への買換えを促進し、十分な成果を得るためには、啓発に加えてインセンティブ等の検討が必要となります。</li> </ul>								
主な取組	①脱炭素ポータルや地域勉強会等を通して、以下の事項を周知・啓発する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ行動の具体事例とその二酸化炭素削減効果、家計節減効果</li> <li>・トップランナー基準家電製品の省エネ性能や経済性</li> <li>・「統一省エネラベル」<sup>39</sup>や国民運動「COOL CHOICE」<sup>40</sup></li> <li>・エネルギー消費量等を可視化するウェブ版「うちエコ診断」の活用</li> </ul> ②トップランナー基準家電製品への買換えを支援する制度創設を検討する。								
活動指標	トップランナー基準家電製品の普及促進に関する家電量販店との協議 10社以上/年								
成果指標	トップランナー基準家電製品への買換えを支援する制度の創設 2025年度（令和7年度）までに制度構築								
		R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10年度	R11年度	R12年度
ロードマップ	①	周知・啓発の推進 							
	②	支援制度検討 		支援制度運用 					
CO2 削減目標 (トン-CO2)	①	1,158	2,234	3,392	4,550	5,708	6,867	8,025	9,201
	②	—	376	1,582	2,789	3,995	5,202	6,408	7,615
	計	1,158	2,609	4,974	7,339	9,703	12,068	14,433	16,816
予定事業費 (千円)	①	—	—	—	—	—	—	—	—
	②	—	16,200	36,400	36,400	36,400	36,400	36,400	36,400
	計	—	16,200	36,400	36,400	36,400	36,400	36,400	36,400


※各数量は四捨五入していますので、合計と合わない場合があります。

<sup>39</sup> 統一省エネラベル：家電製品等について、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」で定める省エネ基準の達成の程度を、☆の数や数値等を使って分かりやすく表示したラベル。





<sup>40</sup> COOL CHOICE：クールチョイス。地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す運動。

取組 1-4										
事業目的	人と社会・環境・地域に配慮した「エシカル消費」 <sup>41</sup> の考え方や輸送に伴う二酸化炭素の排出を抑制する「地産地消」を浸透させることにより、地球環境にやさしいことを、できることから実践する風土を醸成する。									
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費構造に目を向けると、不当な賃金に苦しむ人や資源乱獲、高度な運輸システムによるエネルギー浪費等の問題があることに気づきます。</li> <li>エシカル消費の考え方を理解することは、資源の乱獲や二酸化炭素の排出を抑制し、将来の世代が安心して暮らせる社会の構築につながります。</li> </ul>									
主な取組	<p>①環境に配慮した消費の選択</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人や地球環境、社会、地域などに配慮した製品であることを第三者機関が証明するエシカルマークを周知する。</li> <li>エシカルマークが付された商品の選択を奨励し、市民が自らの消費活動を通してエシカル消費について考え学習することを後押しする。</li> <li>エシカル消費の理解促進により資源浪費の抑制や二酸化炭素の削減につなげる。</li> </ul> <p>②地産地消の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地元農産物の出荷手数料の補助や給食材料としての活用を推進する。</li> </ul>									
活動指標	地域勉強会の参加者に対する「エシカル消費」や「地産地消」の啓発 240人以上/年									
成果指標	市民のエシカル消費の認知度 2030年度（令和12年度）までに50%以上									
		R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度	R 12年度	
ロードマップ	①	周知・啓発の推進								
	②	周知・啓発の推進								
CO2削減目標 (トン-CO2)	①	—	—	—	—	—	—	—	—	
	②	—	—	—	—	—	—	—	—	
	計	—	—	—	—	—	—	—	—	
予定事業費 (千円)	①	—	—	—	—	—	—	—	—	
	②	—	—	—	—	—	—	—	—	
	計	—	—	—	—	—	—	—	—	

<sup>41</sup> エシカル消費：地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のこと。一人一人が社会的な課題に気づき、自分は何ができるのかを考えることがエシカル消費の第一歩。

施策方針 2	ビジネスの転換							
取組 2-1	事業所における省エネ活動の推進							
事業目的	事業所の脱炭素経営に対する理解を深めることにより、省エネ設備投資と生産性の向上を図り、地域経済の成長を減速することなく二酸化炭素の排出を削減する。							
現況と課題	2019年度（令和元年度）のアンケートでは事業所の56%が地球温暖化対策に取り組んでおらず、環境マネジメントの認識は63%の事業所が知らないと回答するなど、期待と現実が乖離していることから、事業所の意識改革を図る必要があります。							
主な取組	<p>事業所訪問等を通じた啓発を行いつつ、以下のスキームにより脱炭素を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 省エネ最適化診断<sup>42</sup>の活用に関する啓発と受診費用補助</li> <li>2. 脱炭素経営に係る事業所の理解促進</li> <li>3. 取り組みやすいことから脱炭素経営に誘導</li> <li>4. 国の補助事業や融資制度の情報を提供</li> <li>5. 建築物の省エネ化に係る勉強会の開催</li> <li>6. 省エネ設備投資による二酸化炭素排出量の削減</li> <li>7. 脱炭素経営の深化・継続</li> </ol>							
活動指標	省エネ最適化診断を受診した事業所数 40事業所/年							
成果指標	2030年度（令和12年度）現状推計値比の温室効果ガス削減量 27,858 トン-CO <sub>2</sub> /年							
	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度	R 12年度
ロードマップ	構築			補助制度運用・啓発				
CO <sub>2</sub> 削減目標 (トン-CO <sub>2</sub> )	830	2,371	5,009	9,044	13,534	18,193	22,996	27,858
予定事業費 (千円)	270	539	539	539	539	539	539	539

<sup>42</sup> 省エネ最適化診断：一般財団法人省エネルギーセンターが提供する「エネルギーのムダの見える化」と「省エネ改善提案」によりエネルギー利用を最適化するサービスで、経済産業省が実施する「地域のエネルギー利用最適化取組支援事業」のうちの間接補助事業。



取組 2-2	環境に配慮した働き方への転換   							
事業目的	ICT <sup>43</sup> を活用した働き方を推進し、二酸化炭素の排出量がより少なく、働きやすい環境と生産性の向上を実現する。							
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>働き方改革の浸透は現段階で進んでおらず、例えばテレワーク<sup>44</sup>の実施率は2021年度（令和3年度）で概ね3割（地方都市では2割以下）という報告<sup>45</sup>があります。</li> <li>ICTを活用した働き方改革は、二酸化炭素の削減や労働生産性の向上に役立つことを啓発し、事業者の取組を推進することが必要です。</li> </ul>							
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICTを活用した働き方（テレワーク、フレックスタイム制<sup>46</sup>、ウェブ会議、文書のペーパーレス化等）に関する情報を発信し、環境への配慮とともに、働きやすい体制の整備と生産性の向上にもつながる多様で柔軟な働き方を啓発する。</li> <li>テレワークの導入に向けたガイドライン等の情報を発信し、事業所の働き方改革を支援する。</li> </ul>							
活動指標	事業所訪問による啓発 200事業所以上/年							
成果指標	ICTを活用した働き方改革に新たに取り組む事業所数 10事業所/年							
	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10年度	R11年度	R12年度
ロードマップ	 周 知 ・ 啓 発 の 推 進							
CO <sub>2</sub> 削減目標 (トン-CO <sub>2</sub> )	-	-	-	-	-	-	-	-
予定事業費 (千円)	-	-	-	-	-	-	-	-

<sup>43</sup> ICT：Information and Communication Technology の略称。日本語で情報通信技術と訳される。ネットワーク通信技術を使って、人と人、人とインターネットをつなぐ技術。


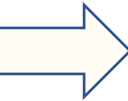
<sup>44</sup> テレワーク：Tele（離れて）と Work（仕事）を組み合わせた造語。ICT を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。


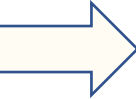
<sup>45</sup> 概ね3割という報告：出典は国土交通省「令和3年度テレワーク人口実態調査」


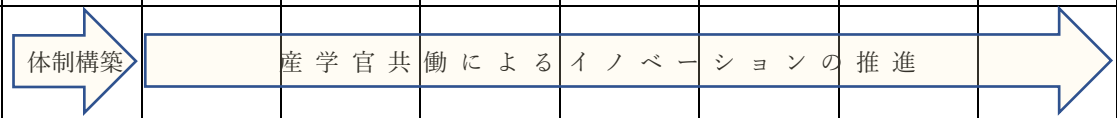
<sup>46</sup> フレックスタイム制：1か月以内の一定期間（清算期間）における総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者はその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定し働く制度。

取組 2-3	建物の省エネルギー化 							
事業目的	多様な啓発を通して、事業に供する新增築建築物の省エネルギー化を推進する。							
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>脱炭素に向けては長期間使用する建築物の省エネ化が必須となります。</li> <li>2021年度（令和3年度）から本格施行された改正後の「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（以下「改正建築物省エネ法」という。）の趣旨・内容を周知し、建築物の省エネ性能の向上を目指すことが必要です。</li> </ul>							
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の脱炭素ポータルサイトに改正建築物省エネ法の制度概要や改正建築物省エネ法に規定する省エネ基準を上回る大幅な省エネを実現する ZEB<sup>47</sup>に関する情報を発信する。</li> <li>改正建築物省エネ法の概要や、ZEB の普及に向けた企業向け勉強会等を開催する。</li> <li>ZEBに関する国の補助制度・支援制度等の情報等を発信する。</li> </ul>							
活動指標	企業向け勉強会の参加 30社以上/年							
成果指標	建築物の省エネ化の必要性や事業者負担等に対する理解度 勉強会参加者の90%以上							
	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10年度	R11年度	R12年度
ロードマップ								
CO <sub>2</sub> 削減目標 (トン-CO <sub>2</sub> )	105	289	543	876	1,286	1,752	2,248	2,772
予定事業費 (千円)	-	-	-	-	-	-	-	-

<sup>47</sup> ZEB : Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の略称でゼブと呼ぶ。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間のエネルギー収支をゼロにすることを目指した建物。

施策方針 3	再生可能エネルギーの最大限活用								
取組 3-1	太陽光発電システムの普及促進 								
事業目的	市民の省エネルギーや節電に対する意識の向上を図るとともに、再生可能エネルギーの普及を促進する。								
現況と課題	大野城市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金制度により、太陽光発電システムの普及がある程度進みましたが、脱炭素を推進するためには更なる普及が必要です。								
主な取組	以下の施策に取り組み、太陽光発電システム容量を現状の3倍に拡大する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自家消費型太陽光発電を導入する多様なメリットの啓発</li> <li>・太陽光発電システムに関する市補助制度の改正による補助対象範囲の拡充</li> <li>・初期投資を必要としない第三者所有モデル（PPA、リース等）の周知啓発</li> <li>・自家消費型太陽光発電システムの導入に関する国庫補事業の周知</li> </ul>								
活動指標	事業所訪問による太陽光発電システム導入の啓発 200事業所/年								
成果指標	太陽光発電システム容量 平均的な導入量 2,200kW/年								
	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度	R 12年度	
ロードマップ				補助制度運用・啓発					
CO2削減目標 (トン-CO2)	531	865	1,402	2,181	3,237	4,628	6,184	7,765	
予定事業費 (千円)	25,000	25,000	41,500	41,500	41,500	41,500	41,500	41,500	



取組 3-2	環境に配慮した電力調達の推進 							
事業目的	需要者（市民や事業者）と電気事業者の双方に対して電力の脱炭素化を求めることにより、電力由来の二酸化炭素を削減する。							
現況と課題	市域で排出する二酸化炭素の49%は電気利用に由来します。電力由来二酸化炭素の大幅削減は、太陽光発電システムの導入だけではカバーできないため、使用する電力を二酸化炭素の排出が少ないものへとシフトしていく必要があります。							
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民や事業者に対し再エネ電力（再生可能エネルギーで発電した電力）選択の啓発と、新電力事業者の再エネ電力契約メニューの情報提供を行う。</li> <li>・電気事業者に対し、発電に使用するエネルギー種別ごとの電源構成比率について、国が定めるエネルギー基本計画に従い、再生可能エネルギーの割合を引き上げるように働きかける。</li> </ul>							
活動指標	事業所訪問による再エネ電力調達の啓発 200事業所/年							
成果指標	市内事業所における再エネ電力の調達率 2030年度（令和12年度）において使用電力の20%以上							
	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10年度	R11年度	R12年度
ロードマップ	周知・啓発の推進、電力事業者への働きかけ 							
CO2 削減目標 (トン-CO2)	146	585	1,464	5,505	10,031	14,878	21,411	27,208
予定事業費 (千円)	-	-	-	-	-	-	-	-




取組 3-3	グリーンイノベーションの推進 							
事業目的	地中熱や小規模水力発電等の未利用の再生可能エネルギーについて、効率的・経済的な活用を図るために必要な技術力の向上を目指す。							
現況と課題	再生可能エネルギーを活用する技術には、省エネ効果は高いが自然条件や社会制約、コスト低減といった課題により普及が進まないものがあるため、大量導入へとつなげる技術革新を図る必要があります。							
主な取組	ゼロカーボンシティ大野城の実現に向け、環境・資源・エネルギー分野の革新的技術開発と実用化を推進するため、民間事業者や大学等の協力のもとに産学官が共働する研究体制を構築する。							
活動指標	近隣大学 5 校訪問により技術開発協力の可能性を調査する							
成果指標	少なくとも 1 校から技術協力の提案を引き出す							
	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10年度	R11年度	R12年度
ロードマップ								
CO2 削減目標 (トン-CO2)	-	-	-	-	-	-	-	-
予定事業費 (千円)	-	-	-	-	-	-	-	-


施策方針 4	環境配慮型モビリティの推進							
取組 4-1	クリーンエネルギー自動車の普及促進							
事業目的	本市の自動車保有台数の8割以上を占める自家用乗用車について、環境に有害な排出ガスが少ないクリーンエネルギー自動車 <sup>48</sup> （以下「CEV」という。）の普及を促進し、二酸化炭素の排出量を削減する。							
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市で排出される二酸化炭素の3割は自動車の利用に伴うものです。</li> <li>市域における自動車の保有台数はおよそ6万台であり、その約84%が自家用乗用車であることから、脱炭素に向けては次世代自動車<sup>49</sup>、特にCEVの普及を促進していくことが必要です。</li> </ul>							
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>CEVが有する「移動の脱炭素化」や「移動式電源」等の多面的な機能について啓発を進めるとともに、国の補助制度について分かりやすい情報を発信し、CEVの普及を促進する。</li> <li>CEVの普及をさらに促進するしくみとして、CEVの新車購入を支援する制度を創設する。</li> </ul>							
活動指標	CEV購入補助金の交付件数 100件以上/年							
成果指標	CEVをはじめとする次世代自動車の市内ストック台数 2030年度（令和12年度）までに6,500台増加							
	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度	R 12年度
ロードマップ	構築	支援制度運用、啓発						→
CO <sub>2</sub> 削減目標 (トン-CO <sub>2</sub> )	234	935	1,751	2,802	3,853	5,021	6,305	7,590
予定事業費 (千円)	9,650	19,200	19,200	19,200	19,200	19,200	19,200	19,200




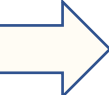
<sup>48</sup> クリーンエネルギー自動車：clean energy vehicle の頭文字をとって CEV とも表記される。電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHV）、燃料電池車（FCV）、クリーンディーゼル車（CDV）など、二酸化炭素や窒素酸化物をはじめとする大気汚染や地球温暖化の原因となる物質の排出量が少ない、又は排出しない自動車の総称。

<sup>49</sup> 次世代自動車：低炭素社会行動計画（平成20年7月閣議決定）では、次世代自動車（ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG自動車等）と表記されている。なお、CNGはCompressed Natural Gasの略称で圧縮天然ガスの意。


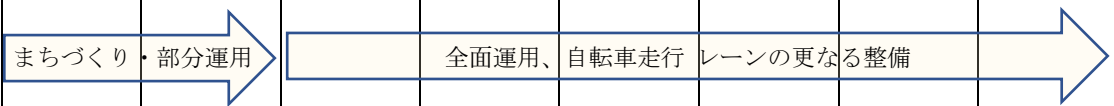
取組 4-2	充電インフラの普及促進 							
事業目的	充電インフラを整備し、電気自動車の普及を促進する。							
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境問題から電気自動車（以下「EV」という。）に注目が集まっていますが、充電インフラが十分に整備されていないことが市民の購入意欲の障壁となっていると思われます。</li> <li>EVの普及を促進するためには、充電インフラの普及についても促進する施策を講じる必要があります。</li> </ul>							
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅及び事業所等への充電設備の導入促進を図るため、充電設備整備費用の一部を補助する市の制度を創設する。</li> <li>充電インフラの整備に活用できる国の補助制度情報を発信し、整備率が低い共同住宅への整備を働きかける。</li> <li>市有施設における市民開放型の充電インフラの整備や、官民連携による充電インフラの整備促進について、調査・研究を進める。</li> </ul>							
活動指標	地域勉強会でのEVに関する情報提供の回数 4回以上/年							
成果指標	充電設備補助件数 100件以上/年							
	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10年度	R11年度	R12年度
ロードマップ								
CO <sub>2</sub> 削減目標 (トン-CO <sub>2</sub> )	—	—	—	—	—	—	—	—
予定事業費 (千円)	3,920	7,520	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000

取組 4-3	カーシェアリングの促進 								
事業目的	カーシェアリングの利用促進により自動車利用を「所有」から「使用」にシフトすることにより、自動車保有台数の減や自動車交通の円滑化等を推進し二酸化炭素を削減する。								
現況と課題	シェアカーへの乗り換えは、利用者の年間走行距離が最大8割減少する効果や、5～7台のマイカー利用を1台のシェアカーに置き換える効果があることが報告されるなど、脱炭素の効果が大きいことが分かっていますが、カーシェアリングの普及や市民理解が十分ではないため対策が必要です。								
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>カーシェアリングサービスについて、手続きの簡便化が図られていることや、経済的なメリットなどを啓発し、市民利用を促進する。</li> <li>CEVを用いたシェアリングサービスの開始又は事業拡大について、シェアリングサービスを提供する事業者との協議を行う。</li> <li>公用車として登録するCEVについて、遊休時間に市民がシェアカーとして活用することができるサービスを開始する。</li> </ul>								
活動指標	シェアリングサービスを提供する事業者との協議 3回以上/年								
成果指標	市内（市外近傍地を含む）シェアリング用車両登録台数 2030年度（令和12年度）において270台以上								
	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度	R 12年度	
ロードマップ	公用車シェア検討 		カーシェアリング啓発、公用車カーシェアの運用						
CO2削減目標 (トン-CO2)	214	327	487	815	1,356	1,898	2,170	2,310	
予定事業費 (千円)	公用車カーシェアに係る事業費は、取組5-4（60頁）に記載								

取組 4-4		エコドライブの推進							
事業目的		エコドライブの習慣化を推進することにより、移動による二酸化炭素排出量を削減する。							
現況と課題		<ul style="list-style-type: none"> <li>トラックドライバーに「ゆっくり発進」「ゆっくり停止」を重点的に実践させた場合、燃費が平均 8.7% 向上すると同時に交通事故が半減したという報告があります。</li> <li>誰にでも簡単に実践できて二酸化炭素の削減効果が高いエコドライブの習慣化を推進する必要があります。</li> </ul>							
主な取組		①エコドライブの普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> <li>エコドライブの経済面や安全面でのメリットについて効果的な啓発を進め、エコドライブの実践率を現状の 46% から 75% に高める。</li> <li>運輸・運送事業者に対し、エコドライブの徹底や、より燃費が良い自動車の導入など、省エネの取組を推進するように働きかける。</li> </ul> ②自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令による燃費改善(国策)							
活動指標		運輸・運送事業者を中心に事業所訪問による啓発 200回以上/年							
成果指標		エコドライブの実践率 2030年度(令和12年度)において75%以上							
		R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度	R 12 年度
ロードマップ	①	周知・啓発の推進 							
	②	国に対する意見・要望の発信 							
CO2 削減目標 (トン-CO2)	①	520	1,301	2,537	4,164	6,115	8,328	10,670	13,012
	②	1,270	1,843	2,507	3,261	4,107	5,044	6,072	7,209
	計	1,791	3,144	5,044	7,425	10,223	13,372	16,742	20,221
予定事業費 (千円)	①	—	—	—	—	—	—	—	—
	②	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—	—

取組 4-5	公共交通ネットワークの最適化  								
事業目的	まちづくりと連携した最適な公共交通ネットワークの構築により、公共交通の利便性を高めてマイカーへの依存を減らす。								
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の日常生活において、歩く生活への転換を促して脱炭素を推進するためには、自動車負担率の軽減啓発や地域公共交通の利便性向上を図ることが必要となります。</li> </ul>								
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道駅などの公共交通結節点と郊外の住宅を結ぶ路線を中心に、まちづくりと連携した最適な公共交通ネットワークの構築を図る。</li> <li>新たな移動手段であるデマンド交通<sup>50</sup>、シェアサイクル等、複数の移動手段を継ぎ目なく活用できるしくみづくりや市域を越えた広域ネットワークの構築について検討する。</li> </ul>								
活動指標	公共交通ネットワーク（バス交通）の見直し工程に係る進捗率								
成果指標	コミュニティバスの利用者 2028年度（令和10年度） 474千人以上/年								
	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10年度	R11年度	R12年度	
ロードマップ	バス交通の再編 		新たな移動手段を含めた地域公共交通の検討・整備・運用						
CO2 削減目標 (トン-CO2)	78	211	445	702	889	1,030	1,147	1,248	
予定事業費 (千円)	所管課が計上する額								

<sup>50</sup> デマンド交通：利用者のニーズに応じて柔軟に運行する公共交通システムのこと。決まったルートを巡回運行する一般的なバス等とは異なり、「決まったルートを非固定ダイヤで回る形式」「予約が入っている停留所を自由ルートで回る形式」「利用者からの予約に基づき自由な場所で乗降できる形式」など、様々な形式がある。

取組 4-6	歩くことを楽しむまちづくり 							
事業目的	自動車に過度に依存しなくても暮らしやすく、安心して歩くことを楽しむまちづくりを推進し、市民の健康づくりと脱炭素を同時実現する。							
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイカーへの依存度を押し下げ、歩く生活への転換を促して脱炭素を推進するためには、地域公共交通の利便性向上を図ると同時に、市民が心地よく、安全に歩くことができ、まちのにぎわいとやすらぎの空間に出会うことができる、歩くことを楽しむまちづくりを推進することが有効です。</li> <li>歩くことを楽しむまちづくりに併せ、快適に自転車を活用することができるまちづくりを目指し、短中距離の自動車利用を自転車利用へと転換するように誘導することが求められます。</li> </ul>							
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道駅周辺を中心とした「まちなかウォークアブル区域」<sup>51</sup>、幹線道路構造の再配分、緑化等による景観保全、バリアフリー化等に取り組む。</li> <li>自転車及び公共交通機関の利用促進に関する啓発を行う。</li> <li>道路形状に応じた自転車通行空間や需要に応じた駐輪場施設容量を確保する。</li> <li>シェアサイクルを導入する。</li> </ul>							
活動指標	まちなかウォークアブル区域の整備工事進捗率							
成果指標	アンケート調査による自転車利用率 2030年度（令和12年度）11.3%以上							
	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度	R 12年度
ロードマップ								
CO2 削減目標 (トン-CO2)	187	304	555	772	1,069	1,345	1,610	1,870
予定事業費 (千円)	所管課が計上する額							

<sup>51</sup> まちなかウォークアブル区域：56 頁コラム参照

## コラム

### まちなかウォークアブル区域とは

大野城市の魅力を生内外に発信する新たなまちの顔としての空間を創出し、歩きたくなるまちを創造するために以下の取組を推進する区域です。

- ・ 駅周辺施設の整備により駅の利便性を向上させるとともに、乗換え等における快適な歩行者導線の確保により、交通結節点としての機能を高める。
- ・ 安全安心に歩行ができるゆとりのある良質な歩行空間を形成し、市内の公共施設等を含む地域資源への回遊性を高める。
- ・ 連続立体交差事業による高架下空間等を有効活用し、新たな交流拠点の整備により中心市街地ににぎわいを創出する。

### 【まちなかウォークアブル区域の整備イメージ】

西鉄下大利駅西口駅前広場



大屋根を備えた多目的イベント広場



西鉄白木原駅東口駅前広場




高架下を活用した遊歩道




多目的な活用を前提とした広幅員歩道




施策方針 5	市有施設における省エネの推進							
取組 5-1	建築物等の省エネ化の推進							
事業目的	市の施設について、ライフサイクルCO <sub>2</sub> <sup>52</sup> の最小化と断熱・省エネ化に取り組み、快適な執務環境と脱炭素を実現すると同時に、市の率先行動を市民にPRすることにより市民総ぐるみで脱炭素を加速する。							
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の脱炭素ロードマップでは2030年度（令和12年度）までに全ての新築建築物でZEBを実現する目標を掲げており、地方自治体は率先して推進することが必要です。</li> <li>・地球温暖化対策で優先すべきは省エネ対策であり、2050年において使用が見込まれる既存建築物の省エネ化は率先して取り組むべき課題です。</li> </ul>							
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が所有する建築物の新増築を行う場合は、ライフサイクルCO<sub>2</sub>の最小化に務め、ZEB Ready<sup>53</sup>以上の省エネ性能を確保する。また、内装の木質化について検討する。</li> <li>・既存建築物の省エネ化を推進するため、市庁舎のZEB化に取り組む。</li> <li>・その他の既存建築物については、コミュニティセンター等の指定避難所を優先すると共に、設空調設備等の更新時期や公共施設マネジメント計画との調整を図りながら、効果的・効率的な省エネ化を推進する。</li> <li>・改正建築物省エネ法に定める省エネ基準に適合していない既存建築物の大規模改修等を行う場合は、断熱性能の向上や機械・設備の省エネ化に配慮する。</li> <li>・機械・設備を更新する場合は、商品化されている機材のうち最もエネルギー消費効率が優れている製品の性能を勘案して選定するように努める。</li> </ul>							
活動指標	省エネ改修計画の策定							
成果指標	新・増築建築物の省エネ性能 基準一次エネルギー消費量から50%以上の削減を達成							
	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度	R 12年度
ロードマップ	基本設計	市庁舎ZEB化の整備推進、その他施設の省エネ化の検討						
CO <sub>2</sub> 削減目標 (トン-CO <sub>2</sub> )	—	—	—	—	25	64	64	64
予定事業費 (千円)	14,000	100,000	256,900	17,000	100,000	未定	未定	未定



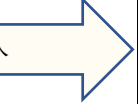
<sup>52</sup> ライフサイクルCO<sub>2</sub>：設計から資材調達、施工、運用、改修、解体までに排出される二酸化炭素の総量。


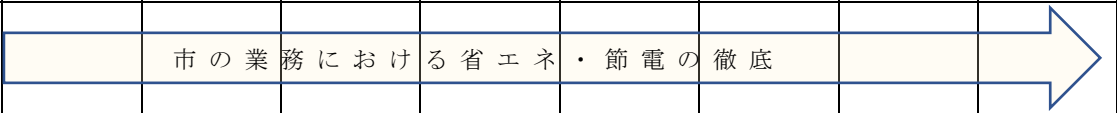
<sup>53</sup> ZEB Ready：ZEBは4段階に区分される。省エネと再生可能エネルギーの導入によりエネルギー収支をゼロ以下とするZEB、同様にエネルギー収支を25%以下とするNearly ZEB（ニアリーゼブ）、省エネだけでエネルギー収支を50%以下とするZEB Ready（ゼブレディ）、延べ面積10,000㎡以上の建築物を対象としたZEB Oriented（ゼブオリエンテッド）がある。

取組 5-2	太陽光発電システムの率先導入 								
事業目的	避難所指定施設をはじめとする市有施設に太陽光発電設備及びその付帯設備を導入し、二酸化炭素の削減と大規模災害時の対応力強化を同時実現する。								
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府は、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のために実行すべき施策について定める計画」において、2030年度（令和12年度）までに設置可能な建築物（敷地を含む）の50%以上に太陽光発電設備を設置するという目標を定めており、地方公共団体においても国に準じることが期待されています。</li> <li>気候変動に対する適応力を向上するためには、避難所指定施設等に太陽光発電システムや蓄電池等を整備する必要があります。</li> </ul>								
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>市が保有する建築物及び土地について、太陽光発電設備の計画的な導入に取り組む。</li> <li>太陽光発電による電力の有効利用及び災害時の対応力強化のため、蓄電池等の付帯設備についても積極的に導入する。</li> </ul>								
活動指標	太陽光発電システム導入計画の策定								
成果指標	2030年度（令和12年度）までに市庁舎、各公民館、各小中学校に太陽光発電システムを導入（既に導入済みの施設については増設する）								
	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
ロードマップ	調査設計	太陽光発電システムの整備推進					更なる整備の検討		
CO2削減目標 (トン-CO2)	—	—	35	70	106	141	189	189	
予定事業費 (千円)	17,200	62,650	62,650	62,650	62,650	144,200	未定	未定	



取組 5-3	再生可能エネルギー電力の活用推進 							
事業目的	市で使用するエネルギーについて、再生可能エネルギー由来の電力を積極的に調達することにより、電力使用に伴う二酸化炭素の排出量を大幅に削減する。また、市の率先行動を市民に向けてPRすることにより市民総ぐるみの脱炭素を加速する。							
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府の脱炭素実行計画では2030年度（令和12年度）までに使用する電力の60%以上を再エネ電力とする目標を定めており、地方公共団体においても国に準じることが期待されています。</li> <li>脱炭素を実現するためには、まず市の業務で使用する電力を発電時に二酸化炭素を排出していない電力に変更する等、脱炭素の取組を率先して実行し、市民に脱炭素の重要性をPRして行くことが必要です。</li> </ul>							
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>市が使用する電力を電気事業者等から購入する場合は、再生可能エネルギー由来の電力を導入するように努める。</li> <li>市民や民間事業所などと連携する共同調達の導入を検討する。（共同調達によるスケールメリット<sup>54</sup>が期待できる場合に限る。）</li> </ul>							
活動指標	再エネ電力導入計画策定指針の作成							
成果指標	再エネ電力の導入割合を100%とする施設数 2030年度（令和12年度）において市庁舎を含め4施設以上							
	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度	R 12年度
ロードマップ	—	再エネ電力 40%		再エネ電力 60%		再エネ電力 80%		100%
CO <sub>2</sub> 削減目標 (トン-CO <sub>2</sub> )	—	433	433	650	647	863	926	1,132
予定事業費 (千円)	—	1,168	1,168	1,752	1,752	2,325	2,497	3,052





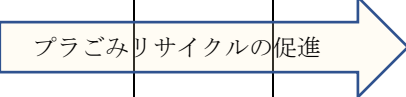
<sup>54</sup> スケールメリット：規模の拡大により得られる長所や利点。

取組 5-4	庁用車の次世代化の推進 							
事業目的	庁用車において、次世代自動車を率先導入することで環境負荷の少ない自動車への乗り換えを市民にPRするとともに、市の業務に係る移動の脱炭素化を推進する。							
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市で排出される二酸化炭素の3割は自動車の利用に伴うものであり、脱炭素に向けては次世代自動車、特にCEVの普及を促進していくことが必要です。</li> <li>庁用車に次世代自動車を率先導入することにより、脱炭素に関する市の考え方や施策に対する市民理解と協力を促し、次世代自動車の普及を促進する必要があります。</li> </ul>							
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>代替可能な次世代自動車がない場合等を除き、新たに更新する庁用車は全て次世代自動車とし、特にCEVを優先して導入する。</li> <li>庁用車の全てを次世代自動車とする目標を掲げ、計画的な導入を行う。</li> <li>庁用車のシェアを開始する。(取組4-3の再掲)</li> </ul>							
活動指標	次世代自動車導入計画の策定							
成果指標	庁用車全体に対する次世代自動車の導入率 2030年度(令和12年度)において、代替可能な次世代自動車がないものを除き100%							
	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度	R 12年度
ロードマップ	企画・導入方針決定 		取組5-1、5-2に合わせ庁用車を次世代化、カーシェアの導入 					
CO <sub>2</sub> 削減目標 (トン-CO <sub>2</sub> )	-	-	-	15	27	39	39	39
予定事業費 (千円)	-	-	59,920	24,360	24,360	24,360	1,680	1,680


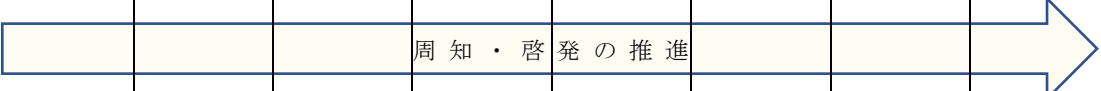
取組 5-5	省エネ・節電の徹底 							
事業目的	市の事務事業において省エネと節電を徹底し、市民に規範的な行動を示すことにより、市民総ぐるみで脱炭素行動を推進する。							
現況と課題	市は自らがその事務事業に関し温室効果ガス排出の削減に率先して取り組むことを期待されており、市民の自主的かつ積極的な取組を求めるためにも、省エネ対策を徹底することが必要です。							
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が使用する備品や消耗品はグリーン購入<sup>55</sup>基本原則を遵守して調達する。</li> <li>・タブレット端末によるペーパーレス化や、リモート会議の導入など、デジタル技術を活用し業務の効率化と二酸化炭素排出量の削減を推進する。</li> <li>・パソコン、コピー機等のOA機器について、エネルギーを多く消費する旧型の機器については、耐用年数と費用対効果を勘案しつつ、できるだけ速やかに省エネルギー型の機器へと買い換えることを検討する。</li> <li>・市職員は業務における省エネと節電の徹底はもちろんのこと、私生活においても積極的に省エネ、節電を図る。</li> </ul>							
活動指標	施設ごとの節電行動の点検 実施率100%							
成果指標	市の事務事業に伴う電気使用量の削減 年1.0%以上の削減							
	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10年度	R 11年度	R 12年度
ロードマップ								
CO2削減目標 (トン-CO2)	44	40	40	37	37	34	32	30
予定事業費 (千円)	—	—	—	—	—	—	—	—

<sup>55</sup> グリーン購入：製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。




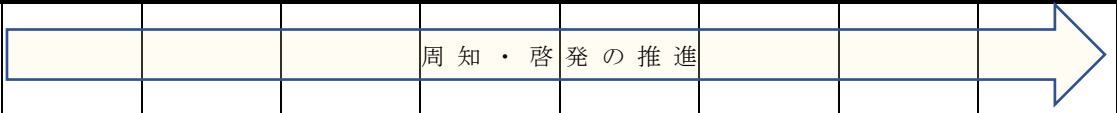
基本目標 2	ごみとムダを減らし、資源が循環する脱炭素のまち							
施策方針 6	市民と協働した 4 R + Renewableの推進							
取組 6-1	家庭系ごみの削減 							
事業目的	市民の自発的な生ごみと紙ごみの削減により、中間処理及び最終処分するもえるごみを削減し、処理施設の負荷軽減と二酸化炭素排出量の削減を図る。							
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2019年（令和元年）に実施した市民アンケートの結果では、市民の6割が生ごみの減量対策に取り組んでいないことや、雑紙等は単身世帯、共同住宅ではもえるごみに出される傾向が強いということが判明しましたので、対策を講じる必要があります。</li> <li>・家庭での食品ロスの量は全国で年間522万ト、1人あたり年間41kg（2020年度推計値）であり、食品ロスの削減が喫緊の課題となっています。</li> </ul>							
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみになるものを「濡らさない・絞る（水切りする）・乾かす」ことによる減量や、生ごみ処理（乾燥）機、ダンボールコンポストによるごみの減量・衛生化について啓発する。</li> <li>・大野城市生ごみ処理用具等購入費補助に係る申請手続きの簡略化や、補助内容の見直しを検討し、利用者の利便性向上を図る。</li> <li>・エコクッキング等の情報発信等により「もったいない」意識の定着を図る。</li> <li>・食品ロスとなる食べ残し、直接廃棄、過剰除去の対策を周知・啓発する。</li> <li>・購入してすぐに食べる場合は、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に購入する「てまえどり」を周知・啓発する。</li> <li>・フードバンクに対する余剰食材寄付と食材提供ルールを周知・啓発する。</li> <li>・市のホームページやSNS等を使って、ごみ分別の効果的な啓発を行う。</li> <li>・共同住宅の管理者に対し、古紙の集団回収団体登録の呼びかけを行う。</li> <li>・古紙集団回収のPRを行い、市民理解・協力の促進と活動の活性化を図る。</li> </ul>							
活動指標	古紙等資源再利用事業に取り組む団体の実働数 100団体以上/年							
成果指標	家庭系もえるごみのうち、紙ごみと生ごみを削減する。 2030年度（令和12年度）現状推計の排出量12,360トンを11,700トン以下とする。							
	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度	R 12年度
ロードマップ	周知・啓発の推進 							
CO2削減目標 (トン-CO2)	0.1	0.7	1.6	3.6	7.1	9.2	10.4	11.2
予定事業費 (千円)	22,800	22,800	22,800	22,800	22,800	22,800	22,800	22,800



取組 6-2	プラスチックごみの発生抑制   							
事業目的	4R+Renewableの推進により、プラスチックごみの発生抑制、リサイクル率の向上、焼却に伴う二酸化炭素排出量の削減を行う。							
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>海の生態系に甚大な影響を与える海洋プラスチックごみの重量は、2050年に海にいる魚の重量を上回るといふ予測があります。海洋プラスチックごみの8割以上は陸上で発生し、特に使い捨て容器包装が多いと言われています。</li> <li>「巣ごもり消費」とともにプラスチック包装容器の需要が高まっており、ごみ焼却に伴う二酸化炭素の排出が増えています。対策としてプラスチックごみの効率的な回収方法やリサイクル方法について検討する必要があります。</li> </ul>							
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>海洋プラスチック問題を伝えるなど、プラスチックごみの削減に向けた効果的な啓発を行う。</li> <li>ワンウェイプラスチック製品<sup>56</sup>を受け取らないこと、マイボトルの携帯や詰め替え容器製品の利用、プラスチックに代わる材料を使用した製品の選択等について周知・啓発する。</li> <li>プラスチックごみの効果的な収集とリサイクル方法について関係者との協議を推進し、できるだけ早くプラスチックごみの効率的な収集とリサイクルの促進に向けた体制を構築する。</li> <li>5年ごとに一般廃棄物の組成調査を実施し、ごみ組成の変化と施策の効果をモニタリングする。</li> </ul>							
活動指標	プラスチックごみの効率的な回収とリサイクルに関する関係者協議 2回以上/年							
成果指標	家庭系もえるごみのうち、プラスチックごみを削減。 2030年度（令和12年度）現状推計の排出量3,600トンを2,800トン以下とする。							
	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10年度	R11年度	R12年度
ロードマップ	 啓発推進、プラスチックごみに関する関係者協議					 プラごみリサイクルの促進		
CO <sub>2</sub> 削減目標 (トン-CO <sub>2</sub> )	18	32	54	221	600	1,116	1,534	1,785
予定事業費 (千円)	-	9,000	-	-	-	-	9,000	-



<sup>56</sup> ワンウェイプラスチック：一度使われると廃棄される使い捨てのプラスチック製品。

取組 6-3	リユースの推進 							
事業目的	リユースに関する情報発信と啓発により、製品寿命の延伸やごみとなるものの発生を抑制し、環境負荷を軽減する。							
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄処分される製品には、再利用できるものがあります。</li> <li>・全国でリユース市場が拡大傾向にあることから、リユースという選択肢を情報発信し、需要を拡大することができれば、製品の長寿命化により二酸化炭素排出量の削減効果を期待することができます。</li> <li>・リユース品の取引は、実店舗からインターネットを活用した取引に移行しており、若い世代だけではなく50代、60代の利用者が増加しているため、幅広い年代を対象に啓発することが必要です。</li> </ul>							
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リユースショップに関する情報提供のほか、地域情報サイト、インターネットオークション、フリマアプリを使ったリユースについて、情報発信と活用に向けた啓発を行う。</li> <li>・上手にリユースする方法（不用品を自宅に眠らせない、きれいに使う、付属品・説明書を付ける等）について情報発信する。</li> <li>・市のイベントに合わせたフリーマーケットの開催を推進する。</li> <li>・リユースの拡大と粗大ごみの減量につなげるため、リユースの個人取引を支援するECサイト<sup>57</sup>事業者と連携したしくみの創設を検討する。</li> <li>・春日大野城リサイクルプラザにおけるリサイクル展示会の開催情報を発信し、リユース品の活用を促進する。</li> </ul>							
活動指標	リユースを支援するECサイト事業者との協議 4回以上/年							
成果指標	家庭系もえるごみのうち、繊維ごみ及び粗大ごみを削減。 2030年度（令和12年度）現状推計の排出量470トン <sup>57</sup> を370トン以下とする。							
	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10年度	R11年度	R12年度
ロードマップ	 周知・啓発の推進							
CO2削減目標 (トン-CO2)	1	6	14	32	63	81	92	99
予定事業費 (千円)	—	—	—	—	—	—	—	—

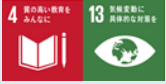

<sup>57</sup> ECサイト：ECはelectronic commerce（エレクトロニックコマース、電子商取引）の略で、インターネット上で商品やサービスの取引を行うために事業者が開設したサイト。



取組 6-4	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>緑・廃木材のリサイクルの推進</span>    </div>							
事業目的	剪定枝やリユースできない木製家具をバイオ燃料などの原材料として有効活用することにより、化石燃料の使用を抑制して地球環境負荷を軽減する。							
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市では、2019年度（令和元年度）における緑・廃木材のリサイクルの実績は2,061トンとなっており、もえるごみの減量に貢献しています。</li> <li>粗大ごみの9割が市民や市内事業者によりごみ処理施設に自己搬入されていますが、再利用ができない木製の粗大ごみはもえるごみとして処理されます。</li> <li>剪定枝や再利用ができないと思われる木製の粗大ごみを、大野城環境処理センターに直接搬入することにより、緑・廃木材のリサイクル事業を通して、もえるごみの減量と廃木材のリサイクルを促進することができます。</li> </ul>							
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑・廃木材のリサイクル事業は搬入予約が必要ないことや、もえるごみや粗大ごみとしてごみ処理施設に持ち込む場合に比べて環境に対する負担が少なくなることを周知し、緑・廃木材のリサイクル事業の活性化を図る。</li> <li>緑・廃木材のリサイクルを行う場合、もえるごみの処理施設へ持ち込む場合と比べて搬入条件が異なることを十分に周知し、緑・廃木材の自己搬入に伴うトラブルを未然に防止する。</li> <li>緑・廃木材のリサイクル事業で収集した剪定枝や廃木材について、現在よりも費用対効果に優れたリサイクル方法を確立するため、関係者との協議を行う。</li> </ul>							
活動指標	事業所訪問による緑のリサイクル活用の啓発 200事業所以上/年							
成果指標	緑・廃木材のリサイクル事業の推進により、もえるごみの排出量（家庭系と事業系の合計）を削減する。 2030年度（令和12年度）現状推計の排出量24,869トンをと24,767トン以下とする。							
	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10年度	R11年度	R12年度
ロードマップ	 周知・啓発の推進							
CO2削減目標 (トン-CO2)	0.0	0.1	0.2	0.5	1.1	1.4	1.6	1.7
予定事業費 (千円)	-	-	-	-	-	-	-	-


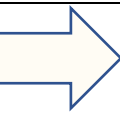
施策方針 7	事業系ごみの削減							
取組 7-1	事業所に対する適切な指導 							
事業目的	事業系ごみの適正処理と再生利用の推進により、事業系もえるごみの排出量を削減する。							
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業系もえるごみの中には古紙や生ごみなど良質な資源が含まれていることから、分別の徹底に向けた啓発を強化する必要があります。</li> <li>・ごみの多量排出事業所は計画的なごみの減量に取り組む義務を負いますが、意欲的な計画の策定とその着実な励行を誘導することが必要です。</li> <li>・事業所ごみを削減する取組については、従業員数が少ない事業者であるほど取組が行われていない傾向となっていますので、小規模事業者を主体としてごみ削減の啓発を強化する必要があります。</li> </ul>							
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市のホームページや定期的な事業所訪問を通じて、事業所ごみの適正な分別と処理について周知・啓発する。</li> <li>・事業系ごみの減量及びリサイクルについて、取組の意義を啓発するとともに、削減に向けた具体事例の情報等を提供・周知する。</li> <li>・事業所から排出される古紙を月1回無料で回収する事業所古紙等回収事業について周知し、活用を促す。</li> <li>・ごみの多量排出事業所を対象として、ごみの減量及び再利用に関する計画の策定と計画の確実な履行についての協議を行い、ごみの更なる削減を誘導する。</li> <li>・ごみの発生抑制、再利用及び再生利用に積極的に取り組む事業所を優良事業所として認定・表彰する活動を通じて、事業所全体のごみ減量意識を向上させる。</li> </ul>							
活動指標	ごみ減量・リサイクル促進事業の認定・登録事業所数 2030年度（令和12年度） 300事業所							
成果指標	事業系もえるごみを削減する。（ただし、生ごみの削減量は取組7-2に計上するものとする。） 2030年度（令和12年度）現状推計の排出量4,570トンを3,970トン以下とする。							
	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10年度	R11年度	R12年度
ロードマップ								
CO2削減目標 (トン-CO2)	6	15	25	96	251	455	622	723
予定事業費 (千円)	6,541	6,541	6,541	6,541	6,541	6,541	6,541	6,541

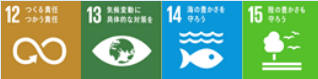
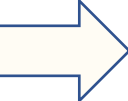
取組 7-2	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>事業所における食品ロスの削減</span>  </div>							
事業目的	事業所と共働して食品ロスの削減を推進し、資源の浪費を抑制するとともに焼却に伴う二酸化炭素の排出を削減する。							
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年度（令和2年度）における全国の食品ロス発生量は522万ト円で、53%にあたる275万トンが事業系の食品ロスとなっています。</li> <li>・事業系食品ロスの発生原因は、製造業では製造ロスや返品、卸・小売業では返品、納品期限切れ、売れ残りや破損品等、外食産業では食べ残しや仕込みロス等と考えられ、業種に沿った対策を推進する必要があります。</li> </ul>							
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の食品流通関係事業者に対し、食品流通の分野で浸透する賞味期限の1/3を基準とした商品取引ルールの緩和を求めることにより、食品ロスの発生を抑制する。</li> <li>・国が定める「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の周知徹底や、食品製造業、食品卸・小売業、外食産業の特性に応じた食品ロス削減対策について周知・啓発する。</li> <li>・市内の食品関係事業所に対して、消費者が販売期限の迫った商品を選ぶ「てまえどり」や、利用者と店舗の相互理解のもとで食べ残しの持ち帰りを推奨する「mottECO」（モッテコ）<sup>58</sup>の啓発と事業協力を依頼する。</li> <li>・市内事業者に対してフードバンクに対する余剰食材寄付の推奨と食材提供ルールの周知・啓発を行うなど、余剰食材の有効活用に向けた協議を行う。</li> <li>・法人がフードバンクに食品等を寄付した場合の税制優遇措置を周知する。</li> <li>・フードドライブスポットの増設や廃棄食材のリサイクル等について、実施可能性の調査や研究を行う。</li> </ul>							
活動指標	「てまえどり」「mottECO」の啓発ポップの掲示協力 20店舗以上/年							
成果指標	事業系もえるごみのうち、生ごみを削減する。 2030年度（令和12年度）現状推計の排出量2,470トンを2,220トン以下とする。							
	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度	R 12年度
ロードマップ	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針の周知徹底・啓発の推進</div>  </div>							
CO2削減目標 (トン-CO2)	0	0	1	1	3	4	4	5
予定事業費 (千円)	-	-	-	-	-	-	-	-

<sup>58</sup> mottECO（モッテコ）：飲食店での食べ残しの持ち帰りを身近な文化として広めることを目的として、環境省が選定した啓発の標語。「もっとエコ」「持って帰ろう」というメッセージが込められている。



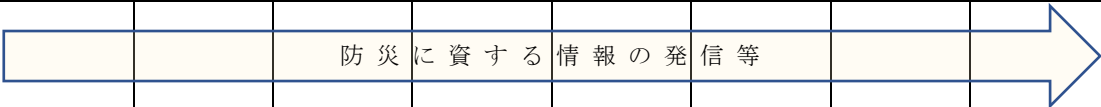
施策方針 8	ごみ減量啓発と環境教育							
取組 8-1	環境教育教材の普及							
事業目的	次代を担う子どもたちへの環境教育を充実することは重要な課題であり、また、子どもたちを通して家族が環境問題について認識し考えることにより、ごみ問題をはじめとした環境保全意識の向上を推進する。							
現況と課題	2050年ゼロカーボンの実現に向けては、次代を担う子どもたちが環境保全に主体的に参加して責任ある行動ができるように育てることが必要不可欠であり、市の環境部門と学校が共働して環境教育を進めることが求められます。							
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学校社会科副読本「わたしたちのくらしとごみワークブック」の内容の充実を図る。</li> <li>・ 学校と連携し、小学4年生の授業単元を活用した環境教育を市内全小学校で実施し、環境教育を学ぶ中で各小学校に設置している生ごみ処理機に関する知識を養う。</li> <li>・ Onojo放課後子ども事業ランドセルクラブと連携して出前講座を開催するなど、小学生のごみに関する学習の場を拡大する。</li> <li>・ ごみ処理施設の見学等を通してごみ問題を体感してもらうため、一般廃棄物の中間処理施設及び最終処分場を運営する一部事務組合と連携して関連情報の発信を強化する。</li> <li>・ 生ごみ減量の教材として、小学校にダンボールコンポストを無償配布する。</li> </ul>							
活動指標	市と小学校が共働したごみに関する環境教育の実施 市内の全小学校で実施							
成果指標	環境教育受講後のアンケートにおける児童の理解度（気づいた点、知りたいこと、やってみたいことの欄への具体的な記述） 80%以上							
	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10年度	R11年度	R12年度
ロードマップ				環境教育の実施				
CO2 削減目標 (トン-CO2)	-	-	-	-	-	-	-	-
予定事業費 (千円)	1,692	1,692	1,692	1,692	1,692	1,692	1,692	1,692


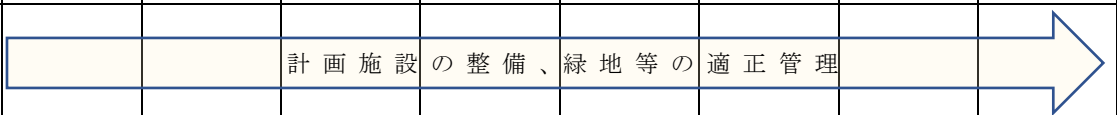
取組 8-2	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>ごみ減量と分別に係る情報発信</span>  </div>							
事業目的	<p>ごみ問題を端緒とする地球環境の悪化やごみ減量に資する具体的な取組などの情報を発信することにより、市民の環境問題に対する関心を深め、ごみ排出量の削減につなげる。</p>							
現況と課題	<p>2019年度（令和元年度）に行った市民アンケートでは、「資源を有効に使う取組」に「不満がある」「どちらともいえない」と回答した割合が61%で、理由として「リサイクルが進んでいない」「ごみが増えている」を挙げていますが、その一方で「ごみを出す量」について「1年前よりも増えた」及び「1年前と変わらない」と回答した世帯が合計で62%に達することから、ごみの削減を自らの課題として正しく認識するための啓発を進める必要があります。</p>							
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市のホームページを活用し、「ごみ処理の経費」「ごみの正しい出し方」「古紙回収事業」など、市民がごみ問題の現状を知り、正しく行動するために必要な情報を発信する。</li> <li>・市のホームページやSNSを活用してごみ問題に関するインパクトのある情報やごみ減量の方法等を発信し、市民や事業者のごみの減量やリサイクルに向けた行動を後押しする。</li> <li>・家庭ごみの分別方法や収集日等を知らせる「ごみの正しい出し方」を市内全世帯へ配布するとともに、外国人市民に向け3か国語版の「ごみの正しい出し方（概要版）」を作成し配布する。</li> <li>・事業所に廃棄物の区分や許可業者を載せた「事業所用ごみパンフレット」を配布し、分別の徹底を促進する。</li> <li>・一般廃棄物の削減に積極的に取り組む優良事業所の活動等を効果的に周知する方法について検討する。</li> </ul>							
活動指標	<p>脱炭素ポータルサイトの市民アクセス数 1,000件以上/年</p>							
成果指標	<p>アンケート調査で1年前に比べてごみの排出が減ったと回答した市民の割合 2030年度（令和12年度） 50%以上（2019年度調査時 34.5%）</p>							
	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10年度	R11年度	R12年度
ロードマップ	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; background-color: #fff9c4;"></div> <span style="margin-left: 10px;">周知・啓発の推進</span>  </div>							
CO2削減目標 (トン-CO2)	-	-	-	-	-	-	-	-
予定事業費 (千円)	-	-	-	-	-	-	-	-

施策方針 9	安定的かつ適正なごみ処理							
取組 9-1	安定的かつ適正なごみ処理体制の推進							
事業目的	少子高齢化、人口減少等の社会状況の変化に対応するとともに、感染症の流行等による不測の事態や災害時においてもごみの適正処理を継続することが可能な体制を構築する。							
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源循環の促進や収集量の変化に柔軟に対応することができる効率的な収集・運搬のあり方について、常日頃から検討することが必要です。</li> <li>・ごみの収集運搬は、市民の生活環境を維持するために必要不可欠であり、不測の事態が発生した場合においても、適正な実施が求められます。</li> <li>・災害時には、通常的生活ごみに加えて、避難生活に伴い発生したごみやガレキ等の片付けごみ、仮設トイレ等の処理に対応する必要が生じます。</li> </ul>							
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの収集・運搬体制について、市民の利便性向上と経済性を考慮した効率的なあり方を検討する。</li> <li>・中間処理施設・最終処分場・一般廃棄物収集運搬許可業者との連携を深め、非常時や災害時にも柔軟に対応できるごみ処理体制を構築する。</li> <li>・災害廃棄物の具体的処理方法を定める災害廃棄物処理計画について、実際に災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することができるように最新の情報に留意し、必要に応じて改定する。</li> <li>・災害時に備え、想定される災害の規模に応じた本市災害廃棄物の排出量や組成、仮置き場の必要面積等について、福岡県災害廃棄物処理計画で定める方法を用いて推計する。</li> <li>・国や県、近隣自治体、民間事業者等と災害廃棄物の処理に関する協力支援体制を構築する。</li> <li>・災害廃棄物を持ち込む場所や分別方法等について、平常時から市民に周知・啓発する。</li> </ul>							
活動指標	筑紫地区 5 市及び関係組合との相互連携に関する協議回数 2 回以上/年							
成果指標	災害廃棄物の処理に関する協力支援協定の締結 20 団体以上							
	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度	R 12 年度
ロードマップ	効率的な収集運搬体制の検討、関係機関との協議、啓発の推進							
CO2 削減目標 (トン-CO2)	-	-	-	-	-	-	-	-
予定事業費 (千円)	-	-	-	-	-	-	-	-

取組 9-2	<div style="text-align: right;">  </div> 不法投棄の抑止							
事業目的	地域の土壌や水質に被害を与える不法投棄廃棄物の発生を抑制する。							
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>不法投棄は犯罪行為ですが、本市においても道路の法面や山林・原野等に投棄する事例が発生しています。</li> <li>不法投棄は基本的には経費節減などの金銭目的で行われていると考えられますので、啓発だけでは対策として不十分であり、抑止力がある対策を講じる必要があります。</li> </ul>							
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>不法投棄が多い箇所の重点的なパトロールや監視カメラの設置検討など、監視体制の強化を図る。</li> <li>山間部の不法投棄を監視するため、市有林管理員<sup>59</sup>による定期パトロールを行う。</li> <li>市民に対し、不法投棄現場を目撃した場合は直接対応せずに、できるだけ速やかに市に情報を提供するように啓発する。</li> <li>市が不法投棄の情報を把握した場合は、迅速に現場状況を確認するとともに、県や警察などの関係機関と連携して原因者を究明し原状回復の指導を行う。</li> <li>関係団体等と連携した不法投棄ができにくい環境づくりについて検討する。</li> </ul>							
活動指標	市有林管理員による山間部のパトロール 24回以上/年							
成果指標	不法投棄の発生回数 対前年度10%減							
	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度	R 12年度
ロードマップ	<div style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 5px;">啓発の推進、不法投棄の監視体制強化</span>  </div>							
CO2削減目標 (トン-CO2)	—	—	—	—	—	—	—	—
予定事業費 (千円)	712	712	712	712	712	712	712	712



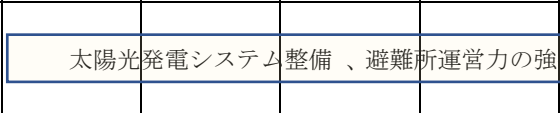

<sup>59</sup> 市有林管理員：造林地の保育促進並びに盗難、火災及び災害の防止等に努めることを目的として市有林の巡視及び管理を行うため、林業に対する関心及び林業に関する知識を有する者のうちから市長が委嘱する者。



基本目標 3	気候変動のリスクを抑制し、誰もが安心して快適に暮らせるまち							
施策方針10	気候変動の影響への適応							
取組10-1	防災意識等の向上				 			
事業目的	気候変動に関するリスクや防災気象情報等を発信することにより市民の防災意識や気象災害への対応力の向上を図り、市民の生命と安全を確保する。							
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後、二酸化炭素の削減に向けて最大限の努力を行っても、過去に排出された蓄積があり、ある程度の気候変動の影響を避けることはできません。</li> <li>本市では、集中豪雨の増加、台風勢力の強大化、無降水日の増加、猛暑日の増加、平均気温の上昇等が考えられますので、これらの事象が及ぼす悪影響に備えるためには、市、事業者、市民が情報を正しく把握し、防災意識の向上を図ることが重要となります。</li> </ul>							
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立環境研究所気候変動適応センターが管理する情報基盤「気候変動適応情報プラットフォーム」(A-PLAT) や「福岡県気候変動適応センター」(FLCCAC) 等が提供する気候変動の観測・予測のデータ、研究・調査事例、そのほかの最新情報を庁内で共有し、必要な情報を市民に提供する。</li> <li>防災気象情報や熱中症指数等の情報を提供する福岡県「防災メール・まもるくん」について、市民の登録・活用を推進する。</li> <li>無降水日の増加に伴う渇水等に備えるため、節水PRや定期的なダム貯水率の公表を行い、水資源の貴重さや節水に対する市民理解を促進する。</li> <li>防災に関する出前講座、防災イベントの開催、防災訓練の実施等により、市民が自身の安全を確保する行動ができるように防災意識の向上を図る。</li> <li>ハザードマップやため池ハザードマップの更新・公表を行うこととあわせて、既存の災害情報伝達システムや災害情報等配信サービス等の充実・強化の推進、新たな情報伝達手段の検討による情報発信の多様化を図ることで、全市民が災害情報を入手できる環境整備に取り組む。</li> </ul>							
活動指標	防災に関する出前講座の開催 20回以上/年							
成果指標	災害による市内での死者数 死者数ゼロ							
	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度	R 12 年度
ロードマップ								
CO <sub>2</sub> 削減目標 (トン-CO <sub>2</sub> )	—	—	—	—	—	—	—	—
予定事業費 (千円)	8,930	1,566	1,566	1,566	1,566	1,566	1,566	1,566


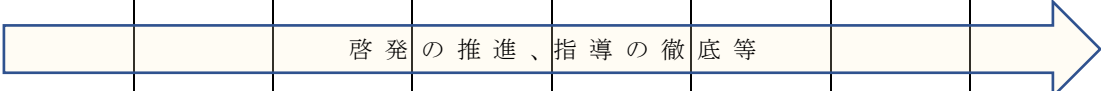
取組10-2	災害に強い都市基盤の整備							
事業目的	都市基盤の整備により気候変動を原因とした被害を緩和する。							
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>集中豪雨の増加や台風勢力の強大化、海面水位の上昇に伴う河川の流下能力の低下等により、浸水被害の甚大化や頻発化、土砂災害等のほか、無降水日の増加、猛暑日の増加による影響が懸念されます。</li> <li>これらの気象災害が引き起こす脅威に対してはハード・ソフトの両面から都市施設の整備を推進することが必要です。</li> </ul>							
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>治水・安全面・環境等を考慮した雨水施設（雨水幹線、水路等）の整備を推進する。</li> <li>公園やグラウンド等を利用した雨水流出抑制や、ため池の雨水調整機能の活用等により、流域の保水・遊水機能の維持増進を図る。</li> <li>土砂災害の危険性がある地区を対象として安全策が確保されるように土地利用を適切に誘導するほか、土砂災害特別警戒区域について崩壊対策事業を推進する。</li> <li>森林や農地の有効活用と保全の推進により、保水機能・浸透機能を高める。</li> <li>公園・緑地、緑化協定等による私有緑地、街路樹等、緑地の連続性確保に努め、適正に管理することによりヒートアイランド現象<sup>60</sup>を緩和する。</li> </ul>							
活動指標	雨水貯留浸透施設の整備数 <sup>61</sup> 2038年度（令和20年度）までに4か所							
成果指標	超過降雨（95 mm/h）による浸水被害の軽減 2038年度（令和20年度）浸水解消面積45.6ha（2017年度比）							
	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10年度	R11年度	R12年度
ロードマップ	 計画施設の整備、緑地等の適正管理							
CO <sub>2</sub> 削減目標 (トン-CO <sub>2</sub> )	—	—	—	—	—	—	—	—
予定事業費 (千円)	253,500	287,000	298,000	250,000	245,000	130,000	未定	未定



<sup>60</sup> ヒートアイランド現象：建築物の高密度化や空調機器等の人口排熱等により、都市部の気温が周囲よりも高くなる現象。




<sup>61</sup> 雨水貯留浸透施設：大野城市雨水管理総合計画に定める過去最大降雨（95mm/h）に対して河川や流域の負担を軽減するために一時的に雨水を貯留浸透する施設。

取組10-3	地域防災拠点の対応力強化 							
事業目的	地域防災拠点について、避難所運営に必要となるエネルギーの確保や避難者の多様なニーズに対応する体制の整備を推進することにより、災害時の対応力を強化する。							
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>想定される災害の状況、地域的な特性や過去の教訓、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、市民が安全に避難できる施設を確保することが必要です。</li> <li>大規模災害においては広域な停電等やその長期化が想定されるため、代替エネルギーの確保について検討することが必要です。</li> </ul>							
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定避難所に太陽光発電設備、蓄電設備等の総合的な導入を検討し、避難所開設時に必要となる照明・通信等に要する最低限の電力を確保する。</li> <li>指定避難所において、災害情報の入手に資する機器、その他避難所生活に必要な設備を確保するとともに、要配慮者及び女性に配慮した施設の整備に努める。</li> <li>指定避難所において、施設管理者や自主防災組織と連携し、迅速かつ円滑な開設や運営が行えるよう体制を整備する。</li> <li>避難所運営マニュアルの見直しを適宜行うとともに、マニュアルに基づき、区長、自主防災組織及び施設管理者等と連携して、指定避難所の開設・運営訓練を実施する。</li> </ul>							
活動指標	地域防災拠点への太陽光発電システムの導入計画策定 2023年度（令和5年度）末までに策定する。							
成果指標	2030年度（令和12年度）までに太陽光発電システム及び蓄電池の総合的な導入を行う指定避難所数 42か所以上（公民館及び小中学校）							
	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度	R 12年度
ロードマップ	 基礎調査	 太陽光発電システム整備、避難所運営力の強化					 避難所運営力強化	
CO2削減目標 (トン-CO2)	取組5-2に計上するCO2の削減量							
予定事業費 (千円)	取組5-2に計上する事業費							



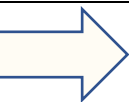
施策方針11	良好な生活環境の確保							
取組11-1	公害対策							
事業目的	大気、水、土壌の汚染防止や騒音・振動等による公害の抑止について、調査・監視を行うとともに異常事態に迅速に対応する体制を構築することにより市民の生活環境を保全する。							
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音、振動、悪臭は各種公害の中でも日常生活に関係が深いうえ、その発生源が多種多様であるため、状況に応じた対応が必要となります。</li> <li>・大気、水、土壌中における有害汚染物質の定期的なモニタリングを実施し、良好な環境が保たれているか状況を把握するとともに、異常が確認された場合は迅速な対応を行う必要があります。</li> </ul>							
主な取組	<p>&lt;騒音・振動・悪臭対策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音規制法に基づき、2車線以上を有する主要幹線道路の自動車騒音を測定し、道路に面する居住地域の環境基準の達成状況を把握し公表する。</li> <li>・福岡空港の第1種区域に所在する住宅の航空機騒音による障害を軽減するため、国が実施する民家防音工事を促進する。</li> <li>・特定施設や特定建設作業等が発する騒音等により周辺的生活環境が損なわれている場合は、原因者に対し改善勧告を行うなど迅速に対処する。</li> <li>・悪臭の発生に対しては速やかに現地を確認し、県と連携して対処する。</li> </ul> <p>&lt;大気・水・土壌汚染対策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水、河川、土壌、大気に関するダイオキシン類の調査、環境大気調査、河川流量及び水質調査等を定期的実施して結果を公表する。</li> <li>・事業所等によるばい煙の排出に対しては県と連携して指導を行う。</li> <li>・光化学オキシダントや微小粒子（PM2.5）等の発生について、災害情報伝達システムやSNS、広報車による広報活動等を併用して迅速に周知する。</li> <li>・水道水源の地域特性を踏まえた水質検査計画を策定し、水道法に基づく水質基準項目に独自の検査項目を加えた検査を実施し、結果を公表する。</li> </ul>							
活動指標	公害に関する環境調査結果の公表 1回以上/年							
成果指標	市が受け付けた公害に関する苦情・相談案件の解決率 90%以上							
	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度	R 12年度
ロードマップ		各種環境	測定と情	報公開、	航空機騒	音対策事	業等	
CO2削減目標 (トン-CO2)	—	—	—	—	—	—	—	—
予定事業費 (千円)	18,162	18,162	18,162	18,162	18,162	18,162	18,162	18,162



取組11-2	生活環境への負荷の低減							
事業目的	人の活動により生活環境に加えられる影響を低減するための施策を講じることにより良好な生活環境を確保する。							
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あき地の管理、日常生活からの騒音、野焼きなど、日常生活等に起因する生活環境被害が発生していますので、対策が必要です。</li> <li>・人の日常活動に伴う生活環境の影響は、日頃からお互いの立場を気遣うことで低減することができることから、啓発を進める必要があります。</li> </ul>							
主な取組	<p>&lt;あき地・空き家の管理&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あき地の適正管理を推進するため、市のホームページやポスターを使った啓発を行う。</li> <li>・あき地の管理状況一斉調査を実施する他、管理不良のあき地の所有者等に対しては条例に基づく指導・勧告を行う。</li> <li>・空き家を売りたい・貸したい人と空き家を買いたい・借りたい人をつなぐ、大野城市空き家バンクを運用する。</li> <li>・老朽化した危険な空き家の解体を支援する。</li> </ul> <p>&lt;ごみ類の野外焼却対策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの野焼きはダイオキシン類等の発生原因となるため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されていることを啓発する。</li> <li>・ごみ類等の野外焼却行為等について事実確認のうえ原因者を指導する。</li> </ul> <p>&lt;日常生活からの騒音&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空調室外機、大声の発生等の生活騒音については一律的な制限が難しいため、環境省が発行するパンフレット等を活用し、社会生活を営む上で他人の迷惑になるような音はできるだけ出さないように啓発する。</li> </ul>							
活動指標	空き家等実態調査の実施 1回以上/年							
成果指標	市の空き家相談窓口で受け付けた市民相談の解決率 70%以上							
	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10年度	R11年度	R12年度
ロードマップ								
CO2削減目標 (トン-CO2)	—	—	—	—	—	—	—	—
予定事業費 (千円)	5,641	5,641	5,641	5,641	5,641	5,641	5,641	5,641



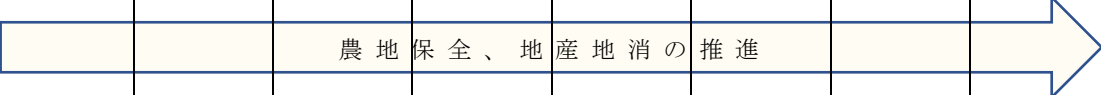
施策方針12	市民と共働した公益的活動の推進							
取組12-1	環境美化活動の推進							
事業目的	市民や市内事業者を主体とした公益的活動による環境美化を推進し、清潔で快適な生活環境を確保する。							
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清潔で快適なまちづくりに資するためには、市民参加型の環境美化活動を活性化することが有効です。</li> <li>・多くの市民が参加したいと思うしくみづくりが必要です。</li> </ul>							
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民が自らの活動場所を決めて自主的にまちを清掃する「まちぴか市民運動」について、アンケート調査等により個人の活動の実態を把握し、サポート体制の充実につなげる。</li> <li>・まちぴか市民運動の機運を高めるため、まちぴか市民運動の登録者が集結して清掃活動を行う「まちぴか市民運動統一行動」を開催する。</li> <li>・クリーンシティおおのじょうや、御笠川・牛頸川・平野川フェスタなど、市民が楽しみながら環境美化活動に参加できる取組を進める。</li> <li>・市民有志による実行委員会形式で運営する「御笠川・牛頸川・平野川フェスタ」について、事業の継続性を高めるため、活動に賛同する若い人材の発掘と育成に取り組む。</li> </ul>							
活動指標	まちぴか市民運動統一行動の開催 1回以上/年							
成果指標	まちぴか市民運動の登録者数の増 200人以上/年							
	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10年度	R 11年度	R 12年度
ロードマップ			市民参加型環境美化活動の推進					
CO2削減目標 (トン-CO2)	-	-	-	-	-	-	-	-
予定事業費 (千円)	12,397	12,397	12,397	12,397	12,397	12,397	12,397	12,397

取組12-2	迷惑行為防止活動の推進  							
事業目的	迷惑行為 <sup>62</sup> を防止するための施策を総合的かつ計画的に推進することにより、快適な生活環境を確保する。							
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・迷惑行為は周囲に不快感を与えるとともに他人の身体や財産に危害を招く恐れがあるため、市民総ぐるみでマナーの向上に取り組むことが必要です。</li> <li>・近年では飼い主のいない猫による生活環境被害が生じていますが、生活環境を改善するためには市と地域が協力して対策を講じる必要があります。</li> </ul>							
主な取組	<p>&lt;迷惑行為防止&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・迷惑行為防止活動について、認知度の向上と市民参加の促進に努め、迷惑行為をしない・させない「人づくり」「環境づくり」を推進する。</li> <li>・迷惑行為防止活動について、活動に意欲的な市民や団体を発掘し必要な支援を行う等により、迷惑行為防止活動推進地区として指定する区域の拡大に取り組むとともに、迷惑行為防止に関する市民意識の高揚、コミュニティ活動の活発化、迷惑行為防止のしくみづくり、迷惑行為防止の環境整備を総合的に推進する。</li> </ul> <p>&lt;地域猫活動の支援&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市、地域、活動団体が協力し、一定のルールのもとに飼い主のいない猫を管理する「地域猫活動」を長期的に支援することにより、飼い主のいない猫への無責任なえさやりによる生活環境の悪化を軽減する。</li> <li>・「地域猫活動」の市民理解を深めるための啓発を行う。</li> </ul> <p>&lt;ペットの適正飼育&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飼い主がペットの飼育に終生責任を持ち、安易な飼育や虐待、遺棄等が発生しないようにワンヘルスの理念や適正飼育について啓発する。</li> </ul>							
活動指標	迷惑行為防止活動推進地区の指定地区数 28か所（各行政区に1か所以上）							
成果指標	大野城市迷惑防止行為アクションプラン（50項目）の達成率 88%以上/年							
	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度	R 12年度
ロードマップ	迷惑行為をしない・させない「人づくり」「環境づくり」の推進 							
CO2削減目標 (トン-CO2)	-	-	-	-	-	-	-	-
予定事業費 (千円)	-	9,310	9,310	9,310	9,310	9,310	9,310	9,310

<sup>62</sup> 迷惑行為：本市では「大野城市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例」を制定し、13項目の迷惑行為を規定している。95頁参照。


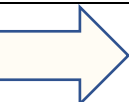
基本目標 4	豊かな自然を育み、多様な生物と共存するまち							
施策方針13	グリーンインフラの適正運用							
取組13-1	森林の適正な管理						 	
事業目的	森林の適正管理により、森林が有する公益的機能を最大限に発揮する。							
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林は水源涵養、土砂災害防止、生物多様性保全、二酸化炭素吸収等の様々な公益的機能を有しますが、その機能を最大限に引き出すためには、植林、保育、間伐、主伐などの森林施業を適正に実施することが必要です。</li> <li>森林が吸収する二酸化炭素の量は、樹齢20年を境に徐々に低下するため、森林の確実な保育に加え、循環利用を推進することが必要です。</li> </ul>							
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>市有林の公益的機能を最大限に発揮するため、大野城市森林整備計画及び大野城市森林経営計画に従い「伐って・使って・植えて・育てる」循環利用を推進する。</li> <li>市有林において2023年（令和5年）から2027年（令和9年）に実施する主伐・植林面積を現森林経営計画の2倍以上となる22ha以上に拡大する。</li> <li>長期間放置されている私有林の公益的機能を回復するため、市が事業主体となって強度間伐等の整備を行う荒廃森林整備事業を推進する。</li> <li>周辺樹木の健全な成長を阻害する放置竹林について、市が事業主体となって伐採・除去及び植林等の施業を行う荒廃竹林整備事業に取り組む。</li> <li>第1種自然環境保護区域の水源涵養及び動植物の生育環境を保全するため、当該区域内の私有林取得を推進する。</li> <li>林道は森林施業に欠かせないインフラであるため、職員及び市有林管理員による定期的な巡視を行い、安全施設の点検や法面崩壊等の危険箇所を把握するなど、円滑な林道の維持管理を推進する。</li> <li>ワンヘルスの活動や行動を学び、体験することができるワンヘルスの森（福岡県立四王寺県民の森）の利用促進に協力する。</li> </ul>							
活動指標	森林保全・資源活用事業による主伐・植栽面積 22ha以上/5年							
成果指標	2030年度（令和12年度）における二酸化炭素吸収量の拡大 81.9トン-CO2							
	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10年度	R 11年度	R 12年度
ロードマップ	森林及び林道の適正管理・機能回復、ワンヘルスの推進 協力							
CO2 吸収拡大 (トン-CO2)	1.9	1.9	1.9	1.9	29.9	49.7	60.1	81.9
予定事業費 (千円)	67,036	57,608	54,608	61,269	79,265	69,575	61,175	58,175

取組13-2	都市緑化及び市民と共働したみどりの創出							
事業目的	市民と共働したみどりの創出や都市緑化等により、快適で個性豊かな地域づくりを進める。							
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気候変動に伴う様々な課題に対応し快適な都市環境を形成するためには、自然環境の持つ多様な機能を賢く利用する、いわゆるグリーンインフラが有効であるため、市民と共働したみどりの創出や都市緑化を進めます。</li> </ul>							
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民有緑地や公共空地を含めた総合的な観点から、緑とオープンスペースの確保を図る。</li> <li>・公共施設、民間建築物における緑化（屋上・壁面等）の推進に取り組む。</li> <li>・公園や緑地について地域住民や民間事業者等との連携を行いながら、地域特性やニーズに応じた柔軟な整備・活用を推進する。</li> <li>・緑化協定制度や開発行為等指導要綱の見直し等により、民有地の緑化を推進する。</li> <li>・市の美観風致を維持する保存樹木等について、維持管理を支援する。</li> <li>・本市の貴重な自然環境である四王寺山や牛頸山等の森林や御笠川、牛頸川等の水辺空間等について、市民に広く開放された自然環境としての整備・保全や大野城トレイル等と連携した有効活用を推進する。</li> <li>・みどりの広場において来場者へ花苗を配布し家庭での緑化を促す。</li> <li>・緑化啓発のため、公民館やコミュニティ等の公共施設に花を植える、花いっぱい運動を実施する。</li> </ul>							
活動指標	市立保育所に花を植える緑化ワークショップの開催 3回以上/年							
成果指標	花いっぱい運動による公共施設の緑化面積 1,500㎡以上							
	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度	R 12年度
ロードマップ								
CO <sub>2</sub> 吸収目標 (トン-CO <sub>2</sub> )	—	—	—	—	—	—	—	—
予定事業費 (千円)	7,550	7,550	7,550	7,550	7,550	7,550	7,550	7,550


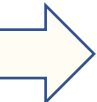
取組13-3	農地保全と地元産物の消費  							
事業目的	地産地消の推進や市民の農業に対する関心を深めることにより農地を保全する。							
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地は、農作物の供給に限らず、環境保全や防災、景観形成など、いわゆるグリーンインフラとしての役割がありますが、市内では都市化や後継者不足などを背景として農地転用が進み、2014年度（平成26年度）の60haから2019年度（令和元年度）には54haに減少するなど、減少傾向が続いていますので、農地の保全に取り組む必要があります。</li> </ul>							
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民農園の運営により市民が農作物づくりを体験する場を確保し、農地の保全を図るとともに市民の農業に対する理解を深める。</li> <li>市民農園の数が減少しているため、その回復に向けて新たな市民農園を確保するための取組を進めるほか、既存の市民農園について稼働率の向上を図る。</li> <li>農作物生産者との交流や農作業の体験を通して地域農業への関心を高めるイベントを開催する。</li> <li>市内各小学校への地元農産物の給食利用を促進する。</li> <li>優良銘柄米への作付け誘導や水稻種子等の購入費助成により、都市化の中での農産物の生産及び農地の保全を推進する。</li> <li>地元農業者に対して、地域の農産物直売所に地元農産物を出荷する際の手数料を補助することにより、地産地消を推進する。</li> </ul>							
活動指標	農産物直売所出荷支援事業による支援件数 40件以上/年							
成果指標	市内農産物直売所への地元農産物の出荷額 20,000千円以上/年							
	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10年度	R 11年度	R 12年度
ロードマップ	 農地保全、地産地消の推進							
CO <sub>2</sub> 吸収目標 (トン-CO <sub>2</sub> )	—	—	—	—	—	—	—	—
予定事業費 (千円)	11,179	11,179	11,179	11,179	11,179	11,179	11,179	11,179


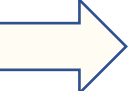


取組13-4	文化財の保全							
事業目的	本市特有の文化財を周囲の自然と一体的に整備・保全することにより、地域の魅力向上と市民の郷土愛醸成に資するグリーンインフラとして活用する。							
現況と課題	本市には、国特別史跡「水城跡」「大野城跡」等の文化財が数多く残されており、ふるさと意識の醸成を図る場所として周囲の自然と一体的に整備することにより有効活用を推進します。							
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大野城市ふるさと文化財保存整備活用基本計画の基本理念に基づき、国指定の特別史跡である「水城跡」「大野城跡」、史跡である「牛頸須恵器窯跡」において、清掃、草刈等による史跡整備を行う。</li> <li>・「水城跡」の欠堤部外濠広場整備や望楼跡周辺等の発掘調査、「牛頸須恵器窯跡」の小田浦窯跡群等の整備促進に取り組む。</li> <li>・史跡巡り等のイベント実施により、市内だけでなく市外に向けても地域資源として文化財をPRし、文化財の活用を促進する。</li> </ul>							
活動指標	史跡を活用した事業の開催回数 70回以上/年							
成果指標	史跡を活用した事業の参加者数 2,000人/年							
	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度	R 12年度
ロードマップ	文化財の保全と活用							
CO2 吸収目標 (トン-CO2)	—	—	—	—	—	—	—	—
予定事業費 (千円)	5,728	22,018	65,305	未定	未定	未定	未定	未定

施策方針14	生物多様性の保全							
取組14-1	地域の特性に応じた生物多様性の保全							
事業目的	地域の特性に応じた生物多様性 <sup>63</sup> の保全活動に取り組むことにより、福岡県ワンヘルス行動推進計画が提唱する人と動物の共生社会づくりを推進し、自然や生きものと共生する豊かな暮らしや社会を次の世代につなぐ。							
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>生物多様性は人類の生存を支える様々な恵みを与えていますが、生存能力が高い外来種が侵入すると生態系に悪影響を及ぼす場合があるため、特定外来種の防除や絶滅危惧種の保護等に取り組む必要があります。</li> <li>2019年度（令和元年度）に実施した環境用語に関する市民アンケートでは、「生物多様性」の認知度が23.5%であったため、生物多様性の重要性等について情報を発信する等市民の学習機会を増やすことが必要です。</li> </ul>							
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の花であるキキョウは環境省絶滅危惧Ⅱ類に分類されているため、トラスト協会と協働して保護に努める。</li> <li>鳥獣保護区の鳥獣について「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、県と連携を図りながら適正な保護を行う。</li> <li>牛頸川のホタル保全活動を行う団体への支援を継続して行う。</li> <li>県下ではセアカゴケグモ、ツマアカスズメバチ、ヒアリ等の昆虫類、クモ類の特定外来生物が確認されている。日本の生態系に影響を与えるこれらの特定外来生物について、情報収集に努め早期発見と迅速な防除を行う。</li> <li>日本の生物多様性の保存に影響を与える外来生物について「入れない」「捨てない」「広げない」の外来種被害予防三原則を市民に周知する。</li> <li>生物多様性に関する出前講座を開催し、市民啓発を推進する。</li> </ul>							
活動指標	生物多様性の出前講座の受講人数 30人以上/年							
成果指標	市民アンケートによる生物多様性の認知度 2030年度（令和12年度）において50%以上							
	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度	R 12年度
ロードマップ	絶滅危惧種の保護や特定外来生物の防除、生物多様性の啓発等							
CO2 吸収目標 (トン-CO2)	—	—	—	—	—	—	—	—
予定事業費 (千円)	3,862	3,862	3,862	3,862	3,862	3,862	3,862	3,862

<sup>63</sup> 生物多様性：生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上では、3,000万種ともいわれる多様な生きものが支えあって生きている。生物多様性には生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルがあるとされている。

取組14-2	有害鳥獣対策の推進							
事業目的	有害鳥獣の駆除や被害に遭わないための予防策に関する啓発を推進することにより、農作物被害や人的被害等を防止する。							
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イノシシやアライグマ等の有害鳥獣が市街地でも目撃されています。</li> <li>・人的被害や農作物の被害に遭わないための予防策について啓発を進めるとともに有害鳥獣を適切に駆除する等により、人と動物とのすみ分けを保ち、人と動物の健康を保つことが必要となっています。</li> </ul>							
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イノシシやアライグマなどの有害鳥獣が引き起こす農作物被害や人的被害の防止のため、大野城市鳥獣被害防止計画に基づく駆除を行う。</li> <li>・鳥獣保護区に指定されている四王寺山において有害鳥獣の駆除を行う場合は、銃器を使用せず箱罠による捕獲を行う。</li> <li>・イノシシ等の大型有害鳥獣を捕獲するための箱罠については、IoT技術を活用した運用・管理を検討し、鳥獣駆除作業の負担軽減と有害鳥獣の効率的な捕獲を推進する。</li> <li>・有害鳥獣の駆除を受け持つ狩猟免許保持者の高齢化が進んでいるため、職員による狩猟免許の取得や業務の民間委託等を検討する。</li> <li>・近年市街地における有害鳥獣の目撃情報が増加しているため、出前講座に有害鳥獣対策に関する講座を新たに設定し、被害に遭わないための予防策や遭遇した場合の対応について周知啓発を行う。</li> </ul>							
活動指標	市街地での鳥獣被害相談に対する有害鳥獣駆除率 40%以上							
成果指標	市街地での有害鳥獣による人身被害の発生件数 0件							
	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10年度	R11年度	R12年度
ロードマップ	有害鳥獣の駆除、被害防止啓発等							
CO2 吸収目標 (トン-CO2)	—	—	—	—	—	—	—	—
予定事業費 (千円)	817	817	817	817	817	817	817	817

施策方針15	環境保全活動の推進							
取組15-1	官民共働による環境教育の推進							
事業目的	官民共働による環境教育の実施により、こどもの環境問題への関心の掘り起こしと「生きる力」の醸成を図るとともに、こどもの学びを通して環境に関する意識や課題を家庭へと伝える。							
現況と課題	環境に関する出前講座やイベント等を通じた啓発活動だけでは十分な効果を得ることができないため、小学生を対象として、身近な環境や生物に興味を持ってもらう事から始め、環境問題についてこどもの学びを深めるとともに、こどもを通して家庭への普及を図ることが必要です。							
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境に関する学識経験や知見を有する民間事業者と共働して市内小学校における環境教育を実践し、こどもの環境問題への関心の掘り起こしと「生きる力」の醸成を行う。</li> <li>・小学校における環境教育は、身近な自然や生物多様性を題材にした教育のほか、福岡県が取り組むワンヘルス行動推進計画を視野に入れながら、段階を追って環境保護や人と動物の共生社会づくりなど、環境問題に幅広く対応することを検討する。</li> <li>・家庭において、こどもの学びを通じた多様な啓発を推進することにより、自然共生社会の実現につなげる。</li> <li>・民間事業者と共働した環境教育の実施にあたっては、学校現場のニーズや児童の学習状況の把握に努め、教育内容や教育方法の改善に反映する。</li> <li>・市内小学校を通じて、環境省が推進する環境活動「こどもエコクラブ」への加入を促進し、自然を大切に思う心や、環境問題の解決に向けて自ら考え行動する力を育成する。</li> <li>・県が発行する環境教育副読本「みんなの環境」を活用し環境教育を推進する。</li> </ul>							
活動指標	官民共働による環境教育の実施 小学校全校で実施							
成果指標	環境教育受講後のアンケートにおける児童の理解度（気づいた点、知りたいこと、やってみたいことの欄への具体的な記述） 80%以上							
	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10年度	R 11年度	R12年度
ロードマップ	民間事業者と共働した環境教育の推進							
CO2 吸収目標 (トン-CO2)	-	-	-	-	-	-	-	-
予定事業費 (千円)	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000

取組15-2	おおのじょう緑のトラスト運動の推進								
事業目的	トラスト協会の活動を支援し、自然環境保全活動と環境問題に関する啓発を推進する。								
現況と課題	森林整備活動、ボランティア育成活動、自然環境の活用及び生物多様性に関する普及活動等に取り組むトラスト協会の活動を支援し、市民にとって魅力ある自然環境保全活動を推進します。								
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トラスト協会の活動を支援することにより、里山を活用した市民参加型の多様な自然体験イベントの開催や、市民ボランティアと共働した森林の保全活動など、市民にとって魅力ある活動を実施することにより、市民や団体の自主的、主体的な参加を促し、自然環境に関する啓発を推進する。</li> <li>・「里山活用及び生きもの保全計画」に基づき、里山の豊かな自然環境の保全と市民のアクセシビリティの向上に取り組み、市民に親しまれ活用される魅力ある里山づくりを推進する。</li> <li>・トラスト協会認知度向上のため、市民へのPR活動等を行う。</li> </ul>								
活動指標	トラスト協会による環境保全活動の実施 30回以上/年								
成果指標	自然環境保全活動の参加延べ人数 500人以上/年								
	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
ロードマップ									
CO <sub>2</sub> 吸収目標 (トン-CO <sub>2</sub> )	—	—	—	—	—	—	—	—	
予定事業費 (千円)	15,782	15,810	15,959	15,959	15,969	15,969	15,969	15,969	

## 第5章 計画の推進と環境行動指針

### 1 計画の推進

#### (1) 計画の進行管理

地球環境問題に取り組み、持続可能な発展をしていくためには経済・社会活動のあらゆる局面で環境への負荷を減らしていく必要があります。

そのためには、市民、事業者、行政などの多様な主体が、環境を取り巻く諸問題を十分に理解し、自主的かつ積極的に環境問題に取り組んでいく姿勢が求められます。

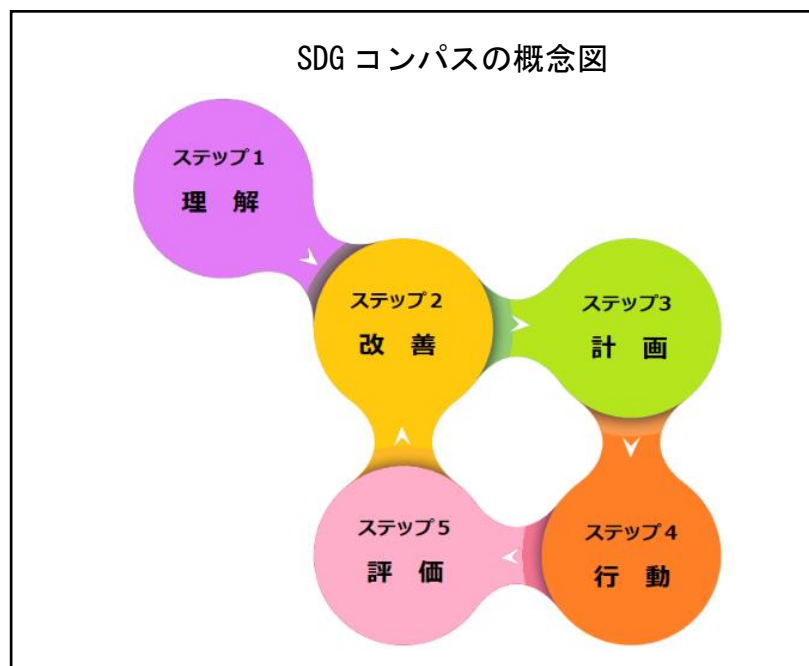
また、市民の環境に関する関心の高まりとともに、SDGs の考え方が急速に広まっており、経営にSDGsを統合し、社会問題をビジネスで解決する企業が現れていますが、それらの企業では、経営のガイドラインとしてSDG Compass（以下「SDG コンパス」という。）が広く採用されています。

SDG コンパスは、SDGsを理解する、優先課題を決定する、目標を設定する、経営へ統合する、報告とコミュニケーション、の五つのステップで構成されており、いわばPDCAサイクルのスタートラインに、「理解する」を組み込むような形となっています。

SDG コンパスは、企業経営にSDGsを組み込むための手法ですが、地球温暖化や気候変動、ごみ問題などへの理解を深めることが重要となる本計画の推進にも有効と思われるので、SDG コンパスの手法を応用する方針とします。

#### ① SDG コンパスによる進捗管理の概要

- ステップ1「理解」 環境問題やSDGsに関する理解や認知を深める。
- ステップ2「改善」 社会状況を俯瞰して、改善すべき課題を明らかにする。
- ステップ3「計画」 改善すべき課題に従って短期的な実行計画を練る。
- ステップ4「行動」 実行計画に従い、市民、事業者とともに実行する。
- ステップ5「評価」 環境政策審議会や年次報告書により成果を評価する。



## (2) 環境基本計画年次報告書の作成と公表

- ・計画に記載する施策は、市の各部各課で実行するとともに、年間を通じた事業成果と計画の進捗状況を循環型社会推進課に報告します。
- ・循環型社会推進課は各課の報告に基づき、大野城市環境基本条例第 14 条に規定する年次報告書を作成し、進捗状況を可視化します。
- ・作成した年次報告書を公表し、市民の意見を聴取します。
- ・大野城市環境基本条例第 13 条第 1 項に規定する大野城市環境政策審議会に対し、年次報告書に市民意見を添えて諮問します。
- ・大野城市環境政策審議会でも出された意見や改善案などを次年度以降の施策に反映します。

## (3) 環境政策審議会

- ・大野城市環境政策審議会は、環境行政を総合的かつ計画的に推進するため、次に掲げる事項を調査審議します。
  - ① 基本計画の策定及び変更に関すること。
  - ② 環境調査を行うために必要な指針に関すること。
  - ③ 年次報告書に関すること。
  - ④ その他環境行政の総合的推進に関する重要事項。



環境政策審議会の様子

## 2 行動指針

### (1) 市が行うこと

#### ゼロカーボンシティに向けた取組

##### ① 市が所有する建物の省エネ化

市が所有する建築物については、ライフサイクル CO<sub>2</sub> の最小化と ZEB 化を推進し、業務で使用するエネルギーの削減と、二酸化炭素の排出量を削減します。また、新・増築を行う場合、内装の木質化について検討します。

##### ② 太陽光発電システムの率先導入

市が保有する建築物及び土地について、太陽光発電設備の計画的な導入に取り組みます。また、太陽光発電による電力の有効利用及び災害時の対応力強化のため、蓄電池等の付帯設備についても積極的に導入します。

##### ③ 庁用車の次世代化

庁用車の全てを次世代自動車とする目標を掲げ、計画的な導入を図るとともに、CEV の率先導入と庁用車をカーシェアするサービスに取り組みます。

##### ④ 省エネ・節電の徹底

グリーン購入、ICT を活用した働き方に取り組み、徹底した省エネと節電を推進します。

#### 循環型社会の構築に向けた取組

##### ① 安定的かつ適正なごみ処理

ごみの中間処理施設や最終処分場を管理・運営する一部事務組合や関係市、関係事業者との協力体制を強化するなど、人口減少の局面や災害時にも安定的で適切なごみ処理が可能となるように取組を進めます。

##### ② 市が排出する紙ごみの削減

資料のペーパーレス化や裏紙の使用などにより、市が排出する紙ごみを削減します。

#### 気候変動適応策の推進

##### ① 気候変動に関する情報の収集

「気候変動適応情報プラットフォーム」(A-PLAT) や「福岡県気候変動適応センター」(FLCCAC) 等が提供する気候変動の観測・予測のデータ、研究・調査事例、そのほかの最新情報を取得して庁内で共有し、必要な情報を市民に提供します。

## ② 災害に強い都市基盤の整備

雨水幹線や水路等の雨水施設、雨水流出抑制施設の整備推進、ため池の雨水調整機能の活用、土砂災害特別警戒区域の崩壊対策事業など、災害に強い都市基盤の整備を推進します。

## 公害の防止

### ① 環境測定

主要幹線道路自動車騒音の測定、地下水・河川水質、土壌・大気に関するダイオキシン類の調査、環境大気調査、河川流量及び水質調査等を定期的を実施して結果を公表します。

### ② 水道水の安全確保

水道水源の地域特性を踏まえた水質検査計画を策定し、水道法に基づく水質基準項目のほか、独自の検査項目を加えた検査を実施し、結果を公表します。

## グリーンインフラの活用

### ① 森林の適正管理

森林経営計画に基づく市有林の循環利用、私有林を対象とした荒廃森林整備事業等を通して森林が有する公益的機能の発揮を促進します。

また、第1種自然環境保護区域の私有林取得を推進し、水源涵養及び動植物の生育環境を保全します。

### ② 都市緑化の推進

緑とオープンスペースの確保、公共施設及び民有地・民間建築物における緑化の推進、里山や水辺空間の整備・保全、地元農家の支援や地産地消の推進による農地保全、文化財の保全等に取り組むことにより都市緑化を推進します。

## 環境保全活動

### ① 生物多様性の保存

絶滅危惧種の保護や特定外来生物の防除など、地域の特性に応じた生物多様性の保全活動に取り組むことにより、福岡県ワンヘルス行動推進計画で提唱する人と動物の共生社会づくりを推進し、自然や生きものと共生する豊かな暮らしや社会を次の世代につなぎます。

### ② 環境教育の推進

環境教育の実施により、こどもの環境問題への関心の掘り起こしと「生きる力」の醸成を図るとともに、こどもの学びを通して環境に関する知識や課題を家庭へと伝えます。また、木の大切さを伝える木育に取り組みます。

## (2) 市民の皆さんができること

### エネルギーを効率よく使いましょう

#### ① 省エネと節約の実践

家庭でできる効果的な省エネや節約の方法はたくさんあります。

家庭でできる省エネ・節約方法の一例	テレビ等	消すときは主電源を OFF にする、長時間使わないときはプラグをコンセントから抜く、画面を明るすぎないようにするなど
	エアコン	冷暖房の設定温度を控えめに（夏は 28℃、冬は 20℃が目安）、室外機の周りに物を置かない、家族団らんで冷暖房をシェアするなど
	冷蔵庫	モノを詰め込みすぎない、ドアの無駄な開閉をなくす、壁から適切な間隔を離して設置するなど
	洗濯	お風呂の残り湯を利用する、すすぎは注水すすぎよりも貯めすすぎ、洗濯物はまとめ洗いなど
	入浴	入浴は間をあけない、シャワーは不必要に流したままにしない（16 分流せば浴槽一杯分）など
	その他	照明に LED ランプを使う、料理の下ごしらえに電子レンジを活用する、宅配便は 1 回で受け取るなど

#### ② 家電製品の買換え

家庭から排出される二酸化炭素の約半分は電気の使用によるものです。

最新の家電製品は省エネ化が進んでおり、古くなった家電を買い換えると電気代が半分になることもあります。

#### ③ 省エネ型給湯器の選択

ヒートポンプ式電気給湯器はお湯を作る時のエネルギーの 2/3 を空気の熱からもらうので、電力消費量が 1/3 で済みます。また、ガスや灯油を使う給湯器には、給湯と暖房、発電を同時に行うものや熱効率が高い機器があります。

#### ④ 節水の実践

水道水を作る過程でもエネルギーを消費しています。節水器具を利用する等、工夫を凝らして無駄な水を減らせば、上下水道料金の節約にもなります。

#### ⑤ エネルギーの見える化

スマートメーターやホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS：へムス）を導入すれば、30 分ごとの電気使用量を確認でき、どの家電をどのように使うと、どのくらいの電気を使うかなどがよくわかり、賢く電気を使うことができます。

## 再生可能エネルギーを活用しましょう

### ① 太陽光発電システムの設置

エネルギー源が半永久的でクリーンな太陽光で発電することで、二酸化炭素の排出を抑えることができるうえ、電気代を削減することができます。

市の再生可能エネルギー機器等設置費補助金を活用すれば、初期投資の負担を軽減できます。

### ② 再生可能エネルギーで発電した電気の購入

購入する電気を再生可能エネルギーで発電した電気へ切り替えることを検討しましょう。スマートフォンやインターネットで電力会社に申し込めば切り替えることができます。(切り替えた場合、原則として費用負担が生じます。)

## 省エネ住宅を選びましょう

### ① ZEH（ゼロ・エネルギー・ハウス）の選択

住宅を購入・新築するときは、高断熱・高効率設備による省エネと、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入により、年間のエネルギー消費量をゼロ以下とするZEHを検討しましょう。

ZEHは部屋と廊下、脱衣室、トイレ等の温度変化が少ないため、ヒートショックによる脳梗塞や心臓発作等の発症リスクを抑えることができます。また、月々の光熱費を抑えることができるメリットもあります。

### ② 断熱リフォームの検討

古い家屋は断熱性能が低い場合がほとんどです。また、熱中症の半数は住宅内で起きています。住宅の窓や床、外壁等の断熱リフォームを行うことにより、省エネによる家計の節約と健康的な生活を手に入れることが可能となります。

## 移動による二酸化炭素の排出を削減しましょう

### ① スマートムーブの選択

スマートムーブとは、自転車や公共交通機関など自動車以外の移動手段を選択することです。短い距離はできるだけ歩く・自転車を使用することで健康的な生活にもつながります。

### ② カーシェアリングの利用

最近のカーシェアは無人で貸出・返却することができ、いつでも簡単に利用することが可能となっています。

自動車を「所有する」ことから「使用する」ことに切り替えることで、過剰な自動車利用をなくし、交通渋滞や二酸化炭素の排出を削減することができます。

### ③ 次世代自動車の選択

自動車を購入するときは、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）の選択を検討しましょう。補助金を活用すれば、購入費用を軽減することもできます。

また、EV と再エネ電力を併用すれば、走行時に二酸化炭素を排出しないゼロカーボン・ドライブが可能となります。

### ④ エコドライブの実践

エコドライブを実践することで燃料代を節約でき、同乗者も安心できる安全なドライブを楽しむことができます。

エコ ド ラ イ ブ 10 の す す め	その1	ふんわりアクセル「eスタート」
	その2	車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
	その3	減速時は早めにアクセルを離そう
	その4	エアコンの使用は適切に
	その5	ムダなアイドリングはやめよう
	その6	渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
	その7	タイヤの空気圧から始める点検・整備
	その8	不要な荷物はおろそう
	その9	走行の妨げとなる駐車はやめよう
	その10	自分の燃費を把握しよう

出典：環境省ホームページ

## ごみになるものを減らしましょう

### ① ごみ分別の徹底

分別のルールを徹底することで、貴重な資源を循環利用することが可能となります。

### ② 生ごみの減量

家庭から出るごみの1/3は生ごみです。

生ごみの減量には、生ごみを捨てる前にギュッと一押しして水分を少なくする工夫や、生ごみを乾燥する生ごみ処理機の利用、生ごみを堆肥に変えるコンポストの利用等が有効です。

### ③ 食品ロスの削減

家庭からの食品ロスは、料理の作りすぎによる「食べ残し」、野菜の皮や茎など食べられるところを捨てる「過剰除去」、未開封のまま食べずに捨てる「直接廃棄」が原因です。

対策として、買い物では食べきれる量を買う、保存を工夫してまだ食べられるものを捨てない、賞味期限（おいしく食べられる期限）と消費期限（過ぎていれば食べない方がよい）の違いを理解する、フードバンクへの寄付等があります。

#### ④ 紙ごみの削減

生ごみと同じく家庭から出るごみの 1/3 は紙ごみです。  
新聞紙、ダンボール、雑紙等の集団回収に協力すれば再資源化ができます。

#### ⑤ プラスチックごみの削減

プラスチックごみの削減は、海洋汚染などの環境負荷を軽減し生態系を保全することにつながります。

プラスチックごみ削減の一例	リフューズ (受け取らない)	マイバッグを持参してレジ袋は断る、使い捨てプラスチック製のスプーンやフォーク、コップ等を断りマイ箸やマイカップを使う
	リデュース (減らす)	ペットボトル製品を買わない、洗剤やシャンプー等は詰替製品を選ぶ等
	リユース (繰り返し使う)	壊れたものは積極的に修理してできるだけ長く使う、フリーマーケットやシェアリングサービスを活用する等
	リサイクル (資源として再利用)	リサイクルマーク等環境配慮マークが付いた製品を選ぶ、資源になるものはごみ出しのルールに従って適正に分別する等
	リニューアブル (再生可能な資源に代える)	プラスチック製品に代えて、紙製品、木製品、陶器、ガラス製品、バイオマスプラスチック製品等を選ぶ等

### 気候変動に備えましょう

#### ① 気候変動の影響を理解する

気候変動に関する情報やハザードマップ等を確認し、地域でどのような被害が予想されるかを把握すれば、気候変動の影響に備えることができます。

#### ② 防災や危機管理に関心を持つ

市が実施する防災訓練などに積極的に参加することにより、大雨などによる災害が発生した場合でも落ち着いて避難行動をとることができます。

福岡県が提供する防災メール・まもるくんに登録して災害時の情報を取得する、普段から天気予報を確認する、こまめに水分を取得し熱中症を予防する、蚊の発生原因となる水たまりを作らないなど、自分の身を守る行動を実践しましょう。

### 快適な生活環境を守りましょう

#### ① 迷惑行為をなくす

「大野城市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例」に定める迷惑行為は、周囲に不快感を与えるとともに他人の身体や財産に危害を招く恐れがあります。市民総ぐるみで迷惑行為を撲滅しましょう。

条例に定める迷惑行為 13 項目

※順不同で掲載しています。

たばこの吸殻、ごみ、空き缶等をみだりに捨てる。	飼い犬や飼い猫のふんを放置する。
自転車運転者が周囲に危険を及ぼす恐れのある運転をする。	通行の支障となる場所に自転車を駐輪する。
塀や公衆トイレの壁等に落書きをする。	深夜に大声で騒ぐ。
あき地に雑草等を繁茂させ、かつ、放置している。	飼い主のいない動物に無責任に餌を与える。
テレビや家具等を不法投棄する。	家庭のごみやせん定枝等を屋外で焼却する。
ごみの持ち出しについて定められている事項に従わずにこれを排出する。	
生垣や樹木が道路にはみ出し、通行の支障となっているにもかかわらずこれを放置する。	
自動車運転者が周囲に注意を払わず、危険な運転をし、又は騒音により周囲の生活環境を害す。	

② 環境美化活動に参加する

まちぴか市民運動やクリーンシティおおのじょう、御笠川・牛頸川・平野川フェスタ等の環境美化活動に積極的に参加し、まちをきれいにしましょう。

大野城市の自然環境を守りましょう

① 身近な緑を大切にする

里山や公園緑地、街路樹、保存樹木等を大切にするほか、家庭での緑化を推進しましょう。

② 生物多様性の重要性を知り、保存に協力する

日本の生物多様性の保存に影響を与える外来生物について「入れない」「捨てない」「広げない」の外来種被害予防三原則を守りましょう。

また、福岡県が推進するワンヘルス行動推進計画について学び、「人と動物の健康と環境の健全性は、相互に密接につながり強く影響しあうひとつのもの」という趣旨を理解し、計画に協力することも生物多様性の保存につながります。

環境保全活動に参加しましょう

① 環境保全活動や学習会への参加

環境保全のためには、環境問題に関心を持ち、市民一人一人が行動を積み重ねていくことが重要です。

地域で開催する環境学習会や、環境美化活動、里山保全活動等に積極的に参加しましょう。

② 環境教育の実践

環境に対する関心や問題意識の醸成は、幼少期の体験や家庭での教育に大きく左右されるといわれています。市の里山を舞台とした自然や生き物の観察会、市民農園での農作物作り等に家族で参加しましょう。

### (3) 事業者の皆さんができること

#### エネルギーを効率よく使いましょう

##### ① 省エネにつながる働き方

市クールビズ、ウォームビズ等、季節に合わせた服装を奨励し過度な冷暖房は控えましょう。リラックスできる服装は仕事の効率向上にもつながります。

また、環境へ配慮した働き方（テレワーク、フレックスタイム制、ウェブ会議、文書のペーパーレス化等）を推進することにより、省エネや従業員のワークライフバランスの向上だけではなく、働きやすい体制の整備により生産性の向上にもつながります。

##### ② 省エネ最適化診断の受診

省エネ最適化診断を活用して自社の事業を再点検しましょう。省エネ最適化診断では、専門家によるエネルギー使用のムダの見える化や、最適な設備の運転・保守管理の提案を受けることができ、コスト削減と省エネを同時実現することができます。

##### ③ エネルギー効率が高い設備への切り替え

エネルギー効率が高い設備や機器等の導入を推進しましょう。性能が高い省エネ設備を導入することは、長期的な経費削減にもつながります。

また、国の脱炭素経営を支援する補助事業や、金融機関による設備投資支援型の融資等を活用することもできます。

##### ④ 脱炭素経営に取り組む

世界的に企業の脱炭素化が進んでおり、サプライチェーンの一翼を担う事業所にも脱炭素経営を求める企業が増えています。

脱炭素経営に資することができる、「エコアクション21」や「ISO14001」に取り組めば、事業経費や二酸化炭素の排出量を削減できるほか、製品の競争力確保、経費節減、知名度の向上、人材の確保、有利な条件での資金調達等のメリットを得ることもできます。また、国の脱炭素経営を支援する補助事業や、金融機関による設備投資支援型の融資等を活用することもできます。

#### 再生可能エネルギーを活用しましょう

##### ① 自家消費型太陽光発電システムの設置

自家消費型の太陽光発電システムや蓄電池を導入すれば、停電時にも業務を継続することや購入する電力を少なくすることができるほか、環境に配慮した事業者であることをPRすることができます。

また、補助金を活用すれば初期投資の軽減を図ることができます。

## ② 再生可能エネルギーで発電した電気の購入

購入する電気を再生可能エネルギーで発電した電気へ切り替えることを検討しましょう。スマートフォンやインターネットで電力会社に申し込めば切り替えることができます。(切り替えた場合、原則として費用負担が生じます。)

## 移動による二酸化炭素の排出を削減しましょう

### ① スマートムーブの選択

スマートムーブとは、自転車や公共交通機関など自動車以外の移動手段を選択することです。近距離は自転車や徒歩で移動し、通勤や出張はできるだけ公共交通機関を利用する社内ルールをつくれば、二酸化炭素の排出を削減するだけでなく、社員の健康増進にもつながります。

### ② 次世代自動車の選択

社用車に次世代自動車を導入することを検討しましょう。二酸化炭素の削減効果が大きい電気自動車 (EV)、プラグインハイブリッド車 (PHV)、燃料電池自動車 (FCV) であれば、災害時の非常用電源として利用することができるほか、国の補助金も活用できます。

### ③ エコドライブの実践

エコドライブの徹底に取り組むことで経費が節減できるほか、安全運転にもつながりますので事故の発生率を引き下げることができます。

※エコドライブの方法は93頁を参照してください。

## ごみになるものを減らしましょう

### ① 事業用廃棄物の適正処理

廃棄物は、「第一に発生を抑制し、第二に排出された資源はできるだけ利用し、第三にどうしても利用できないものは適正に処理すること」を徹底することが肝心です。天然資源の消費を抑え環境への負荷を低減しましょう。

事業所から出たごみは、量が多い・少ないにかかわらず、法律で「自らの責任において適正に処理しなければならない」とされています。自社で処理できない場合は許可を持っている収集運搬業者や処分業者に処理を委託することが必要です。

### ② 食品ロスの削減

2019年度(令和元年度)における全国の食品ロス発生量570万トンのうち、54%にあたる309万トンが事業系の食品ロスとなっています。

食品流通の分野で浸透する賞味期限の1/3を基準とした商品取引ルールの見直しや、食品製造業、食品卸・小売業、外食産業の特性に応じた食品ロス削減対策に取り組みましょう。

### ③ 古紙のリサイクル

事業所から排出される古紙（新聞、雑誌、OA用紙、ダンボール等）は、分別を徹底してリサイクルしましょう。リサイクルにより環境への負荷が低減できるだけでなく経費節減にもつながります。また、月1回古紙を無料で戸別回収する「事業所古紙等回収事業」を利用することもできます。

### ④ プラスチックごみの削減

海洋プラスチック問題が世界的にクローズアップされています。大量のプラスチックごみは、海の生態系に甚大な影響を与えるため、生産・流通・販売時のプラスチックの使用や過剰なフィルム包装を抑制しましょう。

### ⑤ 大野城市ごみ減量・リサイクル推進事業所登録

大野城市ごみ減量・リサイクル推進事業所登録を申請しましょう。市の登録を受けることにより環境に配慮する事業所として企業イメージの向上につながります。

## 気候変動に備えましょう

### ① 気候変動の影響を理解する

気候変動に関する情報やハザードマップ等を確認することにより、地域でどのような被害が予想されるかを把握すれば、気候変動の影響に備えることができ、災害時の事業継続にもつながります。

### ② 防災に関心を持つ

市が実施する防災訓練などに積極的に参加することにより、大雨などによる災害が発生した場合でも落ち着いて避難行動をとることができます。

## 快適な生活環境を守りましょう

### ① 騒音、振動、悪臭などの発生防止

建設作業、工場・事業場からの騒音、振動の発生を抑制しましょう。

### ② 公害発生の防止

各種法令に基づく有害化学物質の適正管理、フロン使用機器廃棄時の適正処理、土壌汚染対策の実施を徹底しましょう。

## 環境保全活動に参加しましょう

### ① 環境保全活動への参加

環境保全活動へ積極的に参加しましょう。地域で開催する環境学習会や環境美化活動等への参加は、社会貢献を重視する事業者としてイメージの向上につながり、地域住民との良好な関係を築くことができます。

# 資 料 編

## 1. 温室効果ガス排出量の推計方法

本市の市域における温室効果ガス排出量は、環境省の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」（以下、「マニュアル」という。）に基づき、温室効果ガス排出量を「エネルギー起源CO<sub>2</sub>の部門」と「エネルギー起源CO<sub>2</sub>以外の分野」に分類して推計しています。

### (1) 温室効果ガス排出量の現況推計

#### ① エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量

マニュアルでは、「産業部門」、「業務その他部門」（本市では「業務部門」と表記しています。）、「家庭部門」、「運輸部門」、「エネルギー転換部門」に分類していますが、本市では区域の特性を踏まえて「エネルギー転換部門」を除く4部門について現況推計（CO<sub>2</sub>排出量の過年度実績の推計）を行っています。

また、現況推計はマニュアルに定める「都道府県按分法」に準じて算定しており、その概要は次表のとおりです。

部門		推計手法	活動量 <sup>64</sup> の出典	炭素発生量の出典
産業部門	農林水産業	県内農林水産業の従業者数当たりの炭素発生量×市内農林水産業従業者数×44/12 <sup>65</sup>	経済センサス（基礎調査）	都道府県別エネルギー消費統計
	建設業	県内建設業の従業者数当たりの炭素発生量×市内建設業の従業者数×44/12	経済センサス（基礎調査）	
	製造業	県内製造業の出荷額当たりの炭素発生量×市内製造業の出荷額×44/12	工業統計	
業務部門	第三次産業	県内第三次産業の延床面積当たりの炭素発生量×市内第三次産業の延床面積×44/12	固定資産の価格等の概要調査	
家庭部門	-	県内世帯当たりの炭素発生量×市の世帯数×44/12	住民基本台帳年報	
運輸部門	自動車	県内における車種別・燃料別のエネルギー使用量×エネルギー種別CO <sub>2</sub> 排出係数／県内車種別・燃料別の自動車保有台数×市内の車種別・燃料別の自動車保有台数	市区町村別自動車保有車両台数統計、軽自動車登録台数	自動車燃料消費量統計年報
	鉄道	鉄道事業者の路線長当たりのエネルギー使用量×CO <sub>2</sub> 排出係数×市域の路線長	鉄道事業者ホームページ	温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度

<sup>64</sup> 活動量：生産量、燃料使用量、焼却量等、主として温室効果ガスを排出する活動の規模を表す指標。世帯数や床面積等もこれに含まれる。

<sup>65</sup> 44/12：炭素と二酸化炭素の分子量の比。エネルギー消費統計では炭素換算の重量であるト-Cを使用しているため、44/12を乗じて二酸化炭素の換算重量ト-CO<sub>2</sub>に置き換える。

② エネルギー起源 CO2 以外の温室効果ガス排出量

マニュアルでは、「燃料燃焼分野」、「工業プロセス分野」、「農業分野」、「廃棄物分野」、「代替フロンガス等 4 ガス分野」に分類していますが、本市では区域の特性を踏まえて「工業プロセス分野」を除く 4 分野について現況推計を行っています。

温室効果ガス排出量の現況推計手法の概要は次表のとおりです。

分野		推計手法	活動量の出典	排出係数の出典
燃料燃焼分野	給湯器その他機械器具の使用に伴う CH <sub>4</sub> の排出	LPG, 都市ガスのエネルギー消費量×CH <sub>4</sub> 排出係数×地球温暖化係数	都道府県別エネルギー消費統計	温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル
	自動車の走行に伴う CH <sub>4</sub> 及び N <sub>2</sub> O の排出	県内における自動車の燃料・種類毎の 1 台当たり走行距離×CH <sub>4</sub> 及び N <sub>2</sub> O の排出係数×地球温暖化係数×市内の車種別・燃料別の自動車保有台数	市区町村別自動車保有車両台数統計、自動車燃料消費量統計	
農業分野	稲作に伴う CH <sub>4</sub> の排出	作付面積×CH <sub>4</sub> 排出係数×地球温暖化係数	水稻の市町村別作付面積及び収穫量	
	残さのすき込みに伴う N <sub>2</sub> O の排出	水稻の収穫量×乾物率×残さ率×N <sub>2</sub> O 排出係数×地球温暖化係数		
	残さの屋外焼却に伴う CH <sub>4</sub> の排出	水稻の収穫量×残さ率×残さの焼却率×CH <sub>4</sub> 排出係数×地球温暖化係数		
廃棄物分野	プラスチックごみ及び合成繊維ごみの焼却に伴う CO <sub>2</sub> の排出	一般廃棄物の焼却量×プラスチックごみの割合×固形分割合×CO <sub>2</sub> 排出係数＋一般廃棄物の焼却量×繊維ごみの割合×固形分割合×CO <sub>2</sub> 排出係数	一般廃棄物組成調査及び焼却量実績報告	
	可燃ごみの焼却に伴う CH <sub>4</sub> 及び N <sub>2</sub> O の排出	連続燃焼式焼却施設における一般廃棄物焼却量（排出ベース）×CH <sub>4</sub> 及び N <sub>2</sub> O の排出係数×地球温暖化係数	焼却量実績報告	
代替フロンガス等 4 ガス分野	業務用冷凍空調機器整備に伴う HFCs の漏洩	HFCs 排出量(回収時残存量－回収・適正処理量＋再封入時使用量×単位使用量当たりの排出量)×地球温暖化係数	フロン類算定漏えい量報告・公表制度	
	電機絶縁ガス使用機器の使用に伴う SF <sub>6</sub> の漏洩	全国における電気使用量当たりの SF <sub>6</sub> 漏洩量×業務部門及び産業部門の電気使用量×地球温暖化係数	第 16 回 産業構造審議会 製造産業分科会 化学物質政策小委員会 フロン類等対策ワーキンググループ 配布資料 「1995 年～2019 年における HFC 等の推計排出量」	
	家庭用エアコンの使用に伴う HFCs の漏洩	全国における世帯当たりの HFCs 使用エアコン台数×HFCs 漏洩係数×市域の世帯数×地球温暖化係数		
	HFCs エアゾールの消費に伴う HFCs の排出	全国における世帯当たりの HFCs エアゾール排出量×市域の世帯数×地球温暖化係数		

③ 地球温暖化係数<sup>66</sup>

本計画で考慮する温室効果ガス<sup>67</sup>とその主なガスの名称及び地球温暖化係数は次表のとおりです。

温室効果ガス	主なガスの名称	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	—	1
メタン (CH <sub>4</sub> )	—	25
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	—	298
代替フロンガス (HFCs)	R23	14,800
	R32	675
	R134a	1,430
	R152a	140
	R404a	3,920
	R407c	1,770
六フッ化窒素 (SF <sub>6</sub> )	—	22,800

出典：IPCC 第四次報告書

(2) 温室効果ガス排出量の将来推計

2030年度（令和12年）における温室効果ガスの将来推計は、現況年度（2019年度）から追加的な温室効果ガス削減対策を行わない場合に想定される排出量としています。

具体的には、部門ごとに過去の履歴から将来の傾向を分析するトレンド分析等により2030年度の活動量を推計し、その活動量に現況年度の活動量当たりの温室効果ガス排出量を乗じることにより推計しています。

部門・分野		2030年度活動量の推計	2019年度の活動量	2030年度の推計活動量
産業部門	農林水産業	従業者数を現況年度と同数と仮定	7人	7人
	建設業	従業者数を現況年度と同数と仮定	3,061人	3,061人
	製造業	製品出荷額のトレンド分析、内閣府によるGDP成長率予測等を考慮して推計	542.4億円	594.0億円
業務部門		延床面積のトレンド分析、内閣府によるGDP成長率予測等を考慮して推計	119.11ha	123.75ha
家庭部門		年齢階層別人口・世帯数のトレンド分析、国立社会保障・人口問題研究所データ等を考慮して推計	44,282世帯	46,925世帯

<sup>66</sup> 地球温暖化係数：二酸化炭素を基準にして、ほかの温室効果ガスがどれだけ温暖化する能力があるかを表した数字

<sup>67</sup> 本計画で考慮する温室効果ガス：本編9頁では地球温暖化対策で対象とする温室効果ガスをCO<sub>2</sub>、CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O、HFCs、PFCs、SF<sub>6</sub>、NF<sub>3</sub>の7種類としていますが、PFCs及びNF<sub>3</sub>は現時点で市域に排出原因となる産業が無いため当面の間除外します。

運輸部門	自動車	年齢階級別人口、免許取得者数、車種別自動車保有台数のトレンド分析を考慮して推計	59,960 台	60,729 台
	鉄道	人口、鉄道利用者数、鉄道事業者のエネルギー使用量のトレンド分析を考慮して推計	9,156GJ	8,906GJ
燃料燃焼分野	その他機械器具の使用	LPG、都市ガスのエネルギー使用量のトレンド分析を考慮して推計	83,718 GJ	91,426GJ
	自動車の走行	自動車の燃料・種類毎の走行距離のトレンド分析を考慮して推計	59,973.7 万km	62,630.9 万km
農業分野	稲作	耕地面積を現況年度と同数と仮定	22ha	22ha
	残さのすき込み	水稻の収穫量を現況年度と同数と仮定	102 t	102 t
	残さの屋外焼却	水稻の収穫量を現況年度と同数と仮定	102 t	102 t
廃棄物分野	プラスチック・合成繊維ごみの焼却	人口・世帯数、家庭系可燃ごみ及び事業系可燃ごみの排出量のトレンド分析を考慮して推計 可燃ごみの組成は現況年度と同等と仮定	5,668 t/年	5,668 t/年
	可燃ごみの焼却	人口・世帯数及び家庭系可燃ごみ及び事業系可燃ごみの排出量のトレンド分析を考慮して推計	24,857t/年	24,859t/年
代替フロンガス等	業務用冷凍空気調和機器整備	代替フロンガスの床面積当たりの漏洩量を現況年度と同等と仮定	0.521 kg/m <sup>2</sup>	0.521 kg/m <sup>2</sup>
	電機絶縁ガス使用機器の使用	電気使用量 1MW/h 当たりの SF6 漏洩量を現況年度と同等と仮定	0.43 kg-CO <sub>2</sub> /MWh	0.43 kg-CO <sub>2</sub> /MWh
	家庭用エアコンの使用	HFCs 使用エアコンの世帯当たり稼働台数のトレンド分析を考慮して推計	1.92 台/世帯	2.55 台/世帯
	HFCs エアゾールの消費	キガリ規制 <sup>68</sup> を考慮した HFCs エアゾールの世帯当たり消費量を推計	6.1 kg-CO <sub>2</sub> /世帯	1.8 kg-CO <sub>2</sub> /世帯

<sup>68</sup> キガリ規制：2016年10月にルワンダ・キガリで開催されたMOP28（第28回締約国会合）で、代替フロンガスを新たに規制対象とする改正提案が採択された。キガリ規制によって、先進国においては2011年から2013年の代替フロンガスの平均消費量を基準値として、2036年までに基準値の85%を段階的に削減する目標が掲げられている。

## 2. CO<sub>2</sub> 吸収量の推計方法

### (1) 森林の CO<sub>2</sub> 吸収量

#### ① 森林の年間幹成長量

森林の年間幹成長量は、2014 年（平成 26 年）及び 2019 年（令和元年）に実施した地域森林計画に基づく現況調査のデータを基に樹種別、齢級別<sup>69</sup>の幹成長量を求め、成長に要した年数（現況調査の間隔）で除することにより算出。

#### ② 森林の年間 CO<sub>2</sub> 吸収量

森林の年間 CO<sub>2</sub> 吸収量を次式により推計。

$$\text{森林の年間 CO}_2\text{ 吸収量 (トン-CO}_2\text{/年)} = \text{森林面積 (ha)} \times \text{森林 1 ha 当りの年間幹成長量 (m}^3\text{/年} \cdot \text{ha)} \times \text{拡大係数}^{70} \times (1 + \text{地下部比率}^{71}) \times \text{容積密度}^{72} \text{ (t/m}^3\text{)} \times \text{炭素含有率}^{73} \times 44/12$$

#### ③ 係数の一覧表

		拡大係数		地下部比率	容積密度	炭素含有率
		齢級 4 以下	齢級 5 以上			
針葉樹	スギ	1.57	1.23	0.25	0.314	0.51
	ヒノキ	1.55	1.24	0.26	0.407	
	アカマツ	1.63	1.23	0.26	0.451	
	クロマツ	1.39	1.36	0.34	0.464	
広葉樹	クヌギ	1.36	1.32	0.26	0.668	0.48
	その他広葉樹	1.37	1.37	0.26	0.469	

### (2) 都市公園・緑地の CO<sub>2</sub> 吸収量

都市公園・緑地の CO<sub>2</sub> 吸収量は次式により推計。

$$\text{都市公園・緑地面積 (ha)} \times \text{植栽面積率 (\%)} \times \text{吸収係数 (トン-CO}_2\text{/ha/年)}$$

※植栽面積率は都市公園法運用指針（第 3 版）に基づき 30%と想定。

※吸収係数は、マニュアルの「間伐更新や補植などの管理が行われている場合」の値 4.95 を用いた。

<sup>69</sup> 齢級：樹木の年齢を 5 年で括った単位

<sup>70</sup> 拡大係数：樹木の幹部分の容積に対し、枝・葉部分の容積を付加するための係数

<sup>71</sup> 地下部比率：樹木の地上部（幹+枝）の容積に対する地下部（根）の容積の割合

<sup>72</sup> 容積密度：樹木の容積を重量に変換する係数

<sup>73</sup> 炭素含有率：木材の重量 1 t 当りの炭素含有量を示す割合（比率）

### 3. 2030 年度現状推計比 CO2 削減目標の内訳

部門・分野	削減対策	削減目標 (千トン-CO2)	部門別削減目標 (千トン-CO2)
家庭部門	啓発による省エネ行動実践率の向上 (49%→70%)	9.18	28.3
	太陽光発電の導入促進 (設備容量 25MW 以上)	6.22	
	トップランナー家電等省エネ機器の導入促進	7.61	
	省エネ性能が高い住宅の普及促進	1.16	
	電気事業者による発電時 CO2 排出係数の改善	4.08	
業務部門	エネルギー管理の適正化に向けた啓発・支援	3.43	36.0
	太陽光発電の導入促進 (設備容量 2MW 以上)	0.78	
	省エネ技術・設備の導入促進	11.38	
	業務に供する建物の断熱化の促進	2.26	
	グリーン電力の導入等による CO2 排出係数の改善	18.10	
産業部門	エネルギー管理の適正化に向けた啓発・支援	0.84	20.0
	太陽光発電の導入促進 (設備容量 2MW 以上)	0.78	
	省エネ技術・設備の導入促進	12.22	
	業務に供する建物の断熱化の促進	0.51	
	グリーン電力の導入等による CO2 排出係数の改善	5.61	
運輸部門	啓発によるエコドライブ実践率の向上 (46%→75%)	13.00	33.3
	公共交通機関の利用促進	3.12	
	クリーンエネルギー自動車等次世代自動車の普及促進	7.59	
	カーシェアリングの促進	2.31	
	トップランナー基準による燃費改善	5.23	
	鉄道事業者及び運輸事業者による省エネの取組	2.07	
廃棄物部門	家庭系もえるごみの削減	1.80	2.6
	リユース・リサイクルの推進	0.10	
	事業系もえるごみの削減	0.73	
合 計			120.2

※部門別削減目標については小数点 2 位以下を四捨五入しています。

## 4. 市民アンケート調査

### (1) 調査概要

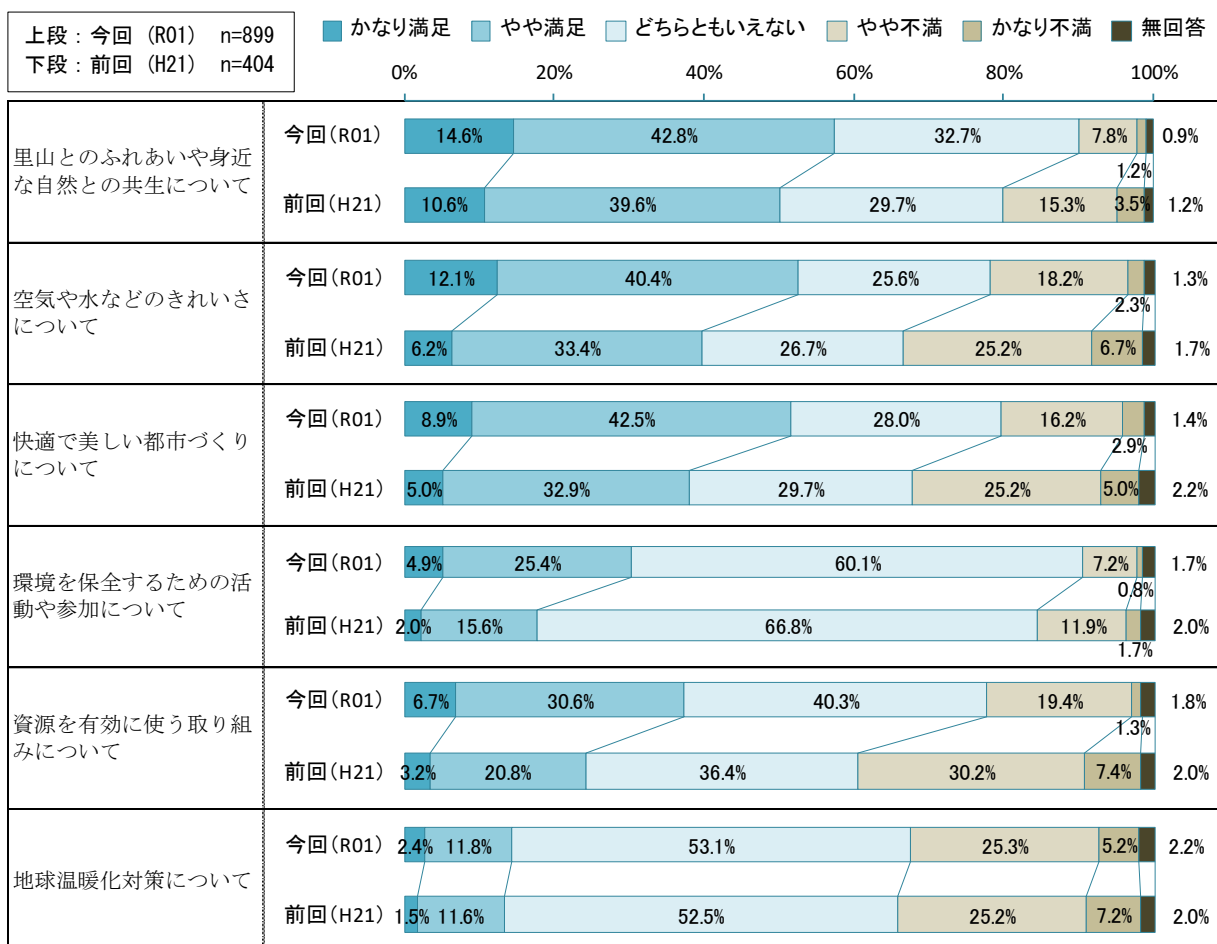
調査対象	18歳以上の市民 2,010人	抽出方法	無作為抽出
配布・回収方法	郵送による	調査期間	令和元年9月11日～9月30日
回収率	44.7% (899/2,010)	有効回答率	44.7% (899/2,010)

### (2) 調査結果

#### 周辺環境の満足度と重要度

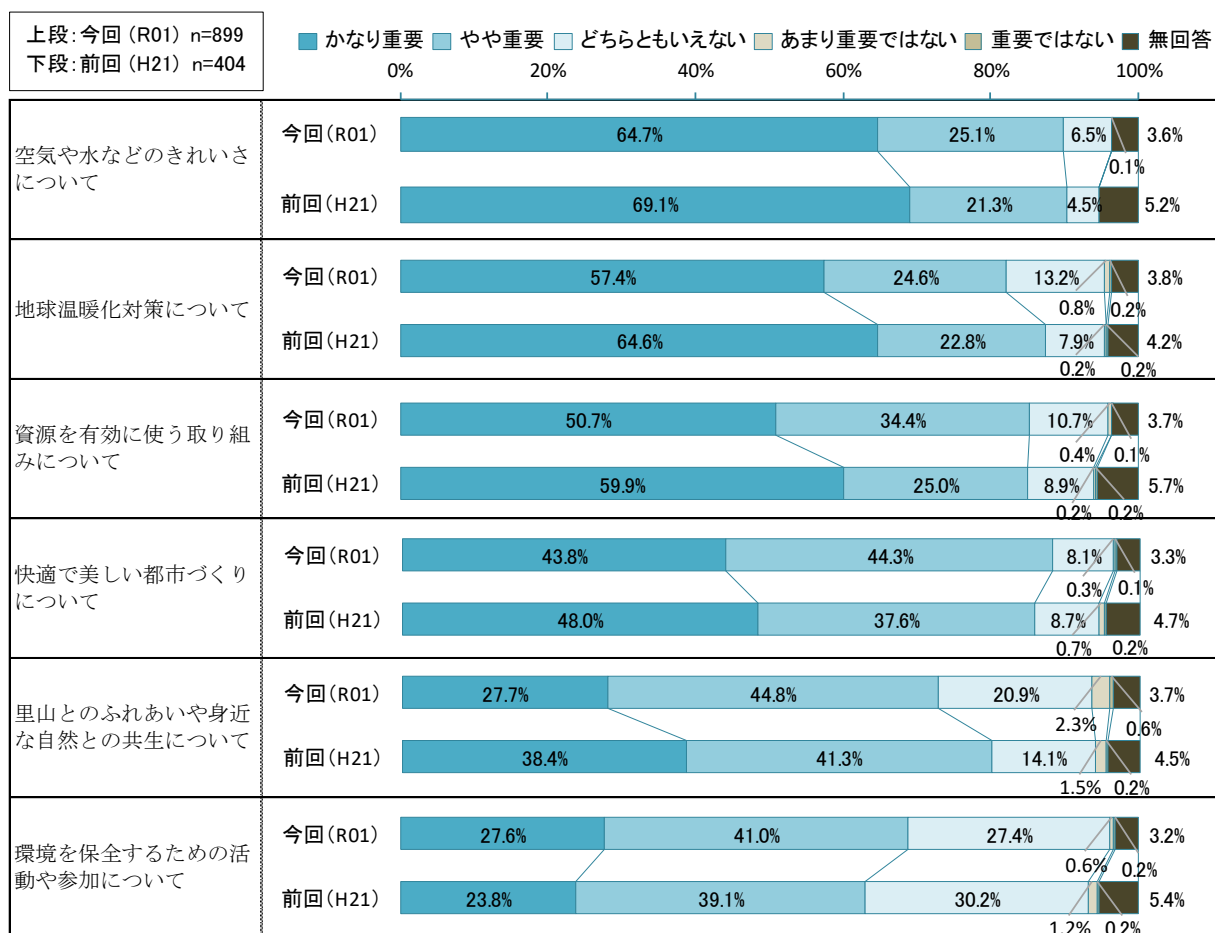
- ・「身近な環境全体について」の満足度は、10年前と比べて上昇しており、全体的に周辺環境への満足度は高まっている。満足度が特に伸びた項目は「資源を有効に使う取り組みについて」、「空気や水などのきれいさについて」、「快適で美しい都市づくりについて」で、これらの項目に関しては市の施策の効果が認められている。
- ・不満が一定数以上ある項目とその原因は、「空気や水などのきれいさ」では「飛行機の騒音がひどい」、「快適で美しい都市づくり」では「公園が手入れされていない」、「資源を有効に使う取り組み」では「まだ使えるものが捨てられている」、「地球温暖化防止の取り組み」では「市役所が地球温暖化対策にどのように取り組んでいるか分からない」が挙げられている。
- ・満足度と重要度の関係から判断した大野城市で行うべき優先順位の高い施策に、「地球温暖化対策」、「資源を有効に使う取り組み」、「環境保全や創造のための活動や参加」等が挙げられる。

#### 【満足度】



※グラフ等の数値は、四捨五入の関係で、合計が100%にならない場合があります。

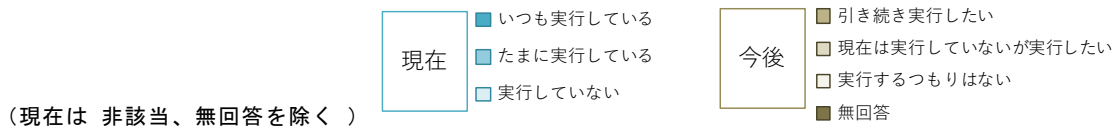
【重要度】



環境保全行動の実行度

- ・全ての行動において頻度の差はあるものの、取組を実行していると回答した人が6割～9割を占めている。
- ・「現在は実行していないが実行したい」の回答者が多い行動は、情報発信や啓発、何らかの補助を行うなどの施策の導入により、実行者の増加が見込める行動であると考えられる。
- ・「電気製品は、使わない時はコンセントからプラグを抜き、待機時消費電力を少なくしている」、「外出時は、できるだけ車に乗らず、電車・バスなど公共交通機関を利用するほか、自転車や徒歩を心がけている」、「テレビをつけっぱなしにしたまま、他の用事をしないようにしている」等が「現在は実行していないが実行したい」の回答が多かった行動であるほか、台所での行動も2～3割の実行を見込める行動が複数ある。これらの取組に関する環境教育に効果があると考えられる。

# 【環境保全行動の実行度の比較（現在と今後）】

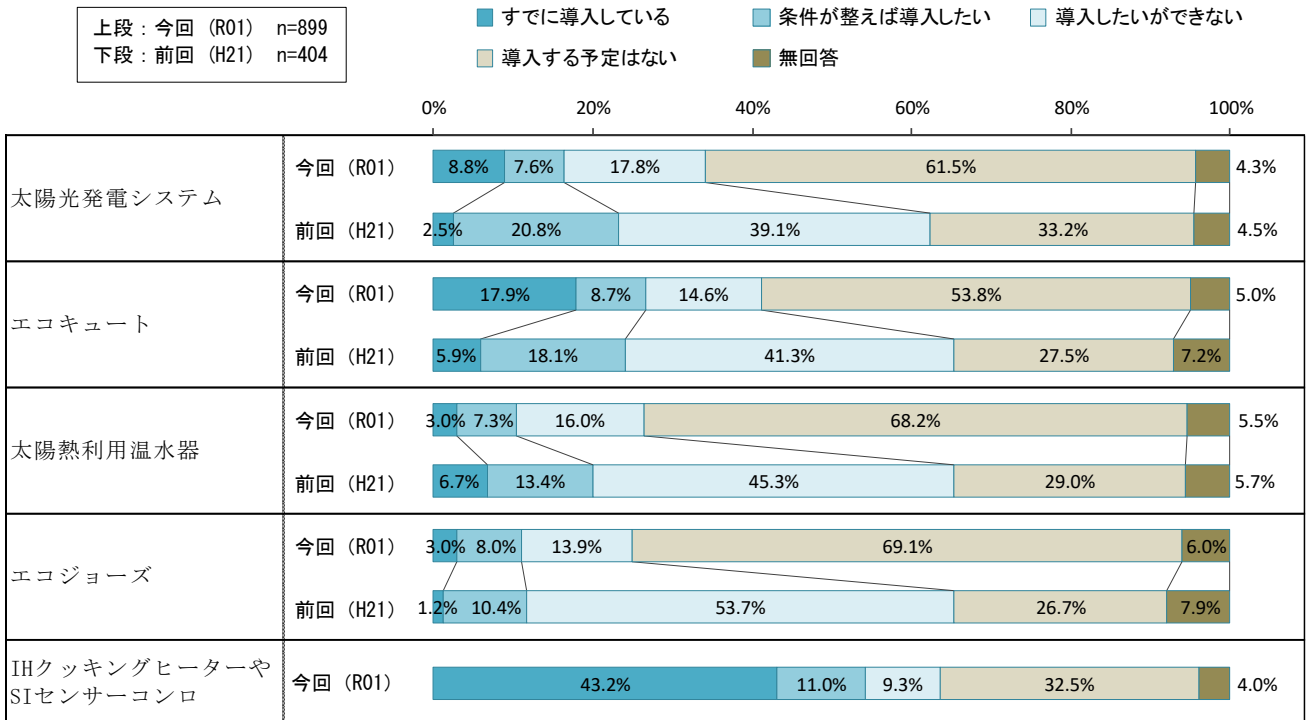


カテゴリー	項目	現在 (いつも)	現在 (たまに)	現在 (実行しない)	今後 (引き続き)	今後 (現在は実行していないが)	今後 (実行するつもりはない)	今後 (無回答)	n
■ 冷暖房設備について	1. 暖房時の室温は20℃、冷房時の室温は28℃を目安に温度設定をしている	41.4%	35.9%	22.7%	61.4%	20.5%	10.1%	7.9%	n=869
	2. 電気カーベットは部屋の広さや用途にあったものを選び、設定温度をこまめに調節している	71.2%	23.3%	5.5%	78.9%	8.9%	1.2%	11.0%	n=417
	3. 冷暖房機器は不必要なつけっぱなしをしないように気を付けている	76.3%	18.3%	5.4%	80.7%	7.1%	1.2%	9.8%	n=864
	4. こたつはこたつ布団と一緒に敷布団と上掛けも使用し、温度設定をこまめに調節している	76.6%	13.9%	9.5%	79.0%	4.4%	1.5%	11.5%	n=338
	5. 照明は、LEDを使用するようにしている	59.8%	27.8%	12.4%	73.8%	17.0%	1.5%	7.7%	n=816
■ ビデオ証明やテレビ	6. 人のいない部屋の照明は、こまめな消灯を心がけている	84.0%	14.0%	2.0%	86.3%	5.4%	0.3%	8.0%	n=888
	7. テレビをつけっぱなしにしたまま、他の用事をしないようにしている	43.8%	39.8%	16.3%	63.6%	26.2%	2.1%	8.1%	n=869
■ 台所について	8. 冷蔵庫の庫内は季節にあわせて温度調整をもの詰め込み過ぎないしたり、ように整理整頓に気を付けている	39.4%	38.1%	22.5%	61.3%	25.4%	5.1%	8.2%	n=875
	9. 冷蔵庫は壁から適切な間隔をあけて設置している	80.6%	12.5%	6.9%	78.1%	8.6%	4.6%	8.7%	n=871
	10. 冷蔵庫の扉は開閉を少なくし、開けている時間を短くするように気を付けている	65.6%	28.1%	6.4%	77.4%	12.7%	1.4%	8.6%	n=877
	11. 洗いのものをすすぐ時は、給湯器は温度設定を出来るだけ低くするようにしている	65.0%	21.2%	13.8%	73.3%	13.0%	4.9%	8.8%	n=782
	12. 煮物などの下ごしらえは電子レンジを活用している	23.6%	42.0%	34.3%	51.7%	25.6%	13.9%	8.8%	n=833
	13. 電気ポットは長時間使わない時には、コンセントからプラグを抜くようにしている	49.7%	15.2%	35.1%	52.4%	24.9%	10.8%	12.0%	n=527
	14. 食器洗い乾燥機を使用する時は、まとめて洗い、温度調節もこまめにしている	71.2%	18.0%	10.8%	76.1%	9.4%	3.8%	10.8%	n=372
■ 水回りについて	15. お風呂は、間隔を空けずに入るようにして追い炊きをしないようにしている	45.0%	36.1%	18.8%	64.4%	20.3%	5.9%	9.4%	n=797
	16. シャワーはお湯を流しっぱなしにしないように気を付けている	65.3%	25.2%	9.4%	75.0%	13.8%	2.6%	8.6%	n=860
	17. 温水洗浄便座や洗浄水は温度設定をこまめに調節し、使わない時はふたを閉めるようにしている	67.2%	21.1%	11.7%	73.2%	16.3%	3.3%	7.2%	n=725
	18. 洗濯する時は、まとめて洗うようにしている	78.1%	15.8%	6.2%	78.9%	8.8%	2.9%	9.5%	n=876
■ 車の使用について	19. ふんわりアクセル「eスタート」(やさしい発進)を心がけている	69.8%	22.5%	7.7%	79.7%	10.0%	2.2%	8.1%	n=679
	20. 加減速の少ない運転をするように気を付けている	70.7%	23.2%	6.1%	80.0%	10.6%	1.6%	7.8%	n=690
	21. 早めのアクセルオフをするように気付けている	69.2%	26.1%	4.7%	80.8%	9.8%	1.2%	8.3%	n=686
	22. アイドリングはできる限りしないように気を付けている	66.7%	23.5%	9.8%	76.5%	11.2%	4.3%	8.1%	n=681
	23. 外出時は、できるだけ車に乗らず、電車・バスなど公共交通機関を利用するほか、自転車や徒歩を心がけている	22.0%	35.0%	43.0%	43.7%	27.7%	20.4%	8.2%	n=759
■ 全般エネルギーについて	24. 電気製品は、使わない時はコンセントからプラグを抜き、待機時消費電力を少なくしている	28.0%	35.2%	36.7%	45.8%	33.9%	12.2%	8.1%	n=874
	25. 電気、ガス、石油機器などを買う時は省エネルギータイプのものを選んでる	59.8%	28.0%	12.3%	71.5%	18.0%	2.3%	8.2%	n=840

※グラフ等の数値は、四捨五入の関係で、合計が100%にならない場合があります。

## 省エネ設備の導入

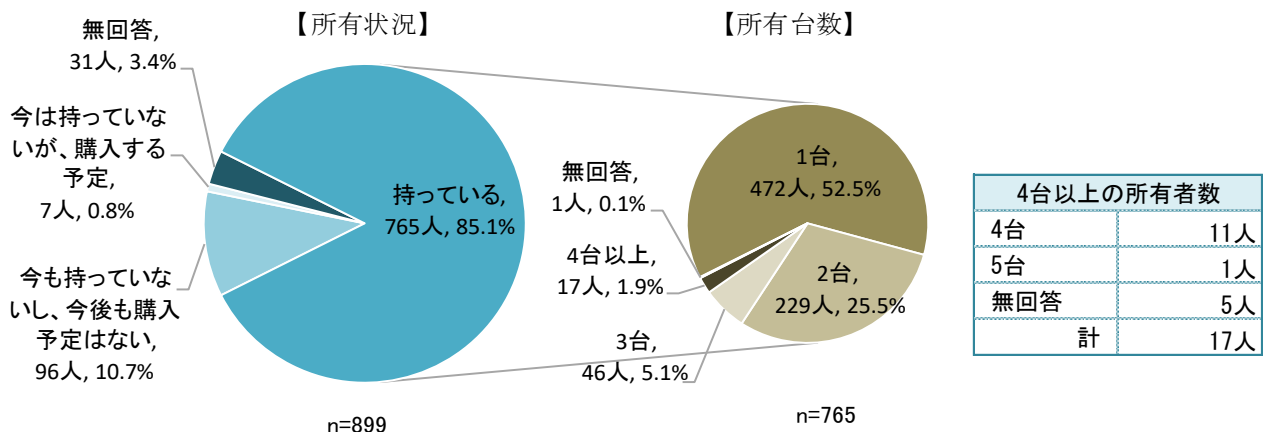
- ・既に導入している設備で多いのは、「IHクッキングヒーターやSIセンサーコンロ」、「エコキュート」、「太陽光発電システム」である。
- ・「条件が整えば導入したい」の回答が多い設備には、「IHクッキングヒーターやSIセンサーコンロ」、「蓄電池」、「エコキュート」である。
- ・「導入したいができない」を何らかの障害が取り除かれれば導入の意向があると判断すれば、各設備とも導入の意向がある人の割合は3割程度となる。



※グラフ等の数値は、四捨五入の関係で、合計が100%にならない場合があります。

## 自家用車の所有状況

- ・約9割の家庭が自家用車を所有している。
- ・所有台数は「1台」が52.5%と最も多く、次いで「2台」が25.5%となっている。
- ・10年前と比べて、「今も持っていないし、今後も購入予定はない」と回答した人の割合が若干増加している。

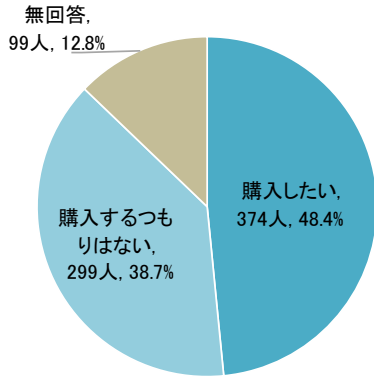


※グラフ等の数値は、四捨五入の関係で、合計が100%にならない場合があります。

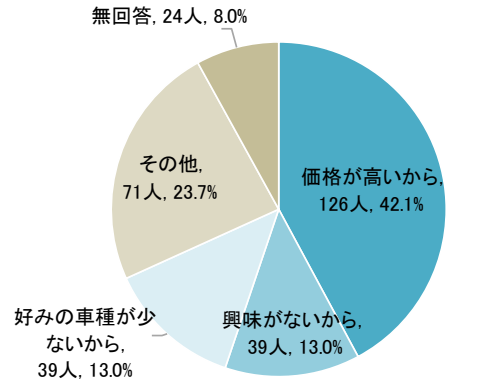
## 次世代自動車の購入意向

- ・約5割に購入意向があり、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車を希望する人が多い。
- ・一方で購入するつもりがない人が約4割で、その主な理由は「価格が高いから」である。

### 【次世代自動車の購入意向】



### 【購入しない理由】

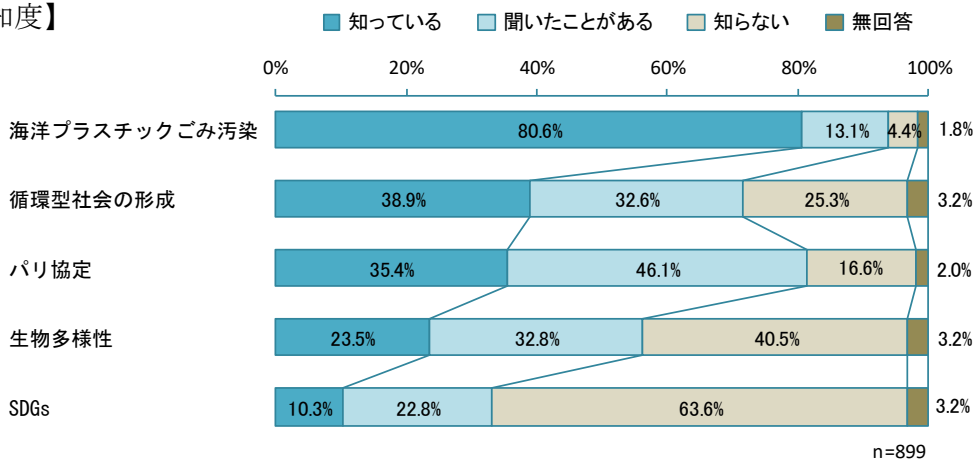


※グラフの数値は、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

## 環境用語の認知度

- ・環境に関する用語では、「海洋プラスチックごみ汚染」、「循環型社会の形成」、「パリ協定」の認知度は高いが、「SDGs」、「生物多様性」など概念的な要素を含む用語ほど、認知度が低い傾向にある。
- ・重要度については認知度の影響が色濃く、「海洋プラスチックごみ汚染」、「循環型社会の形成」、「パリ協定」の評価得点は高いが「SDGs」の評価得点は低い結果となった。

### 【認知度】



※グラフ等の数値は、四捨五入の関係で、合計が100%にならない場合があります。

### 【重要度】

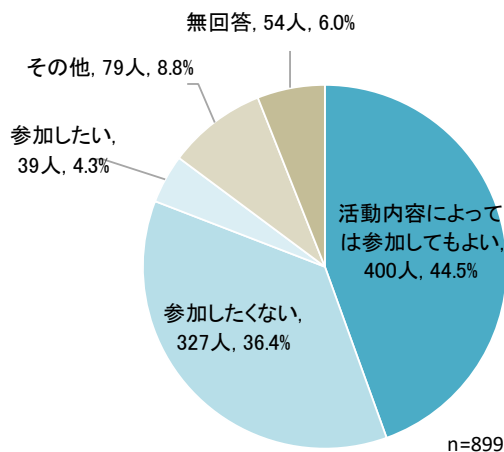
項目	区分	かなり重要	やや重要	どちらでもない	あまり重要ではない	重要ではない	平均評価得点※
		得点	10点	5点	0点	-5点	
回答件数	海洋プラスチックごみ汚染	651件	144件	49件	6件	4件	8.4点
	循環型社会の形成	498件	245件	90件	3件	4件	7.3点
	パリ協定	323件	335件	182件	8件	8件	5.6点
	生物多様性	331件	282件	207件	11件	7件	5.5点
	SDGs	202件	246件	350件	16件	10件	3.7点

※平均評価得点=区分毎の回答件数×区分ごとの得点を項目別に集計した数値÷その項目の回答件数の合計

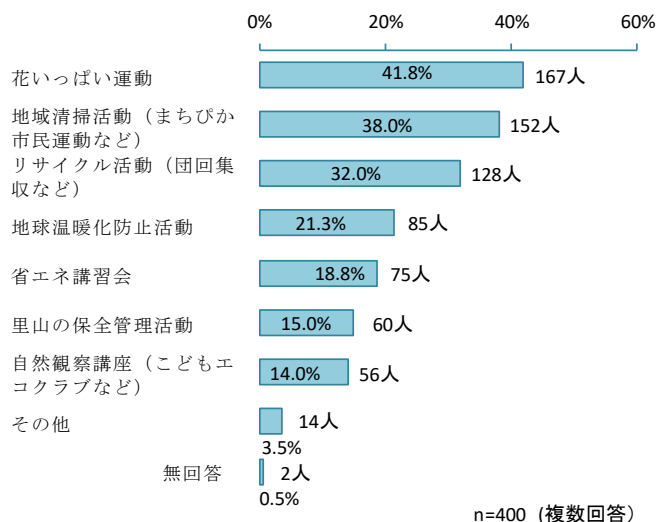
## 市民活動への参加の意向

- ・「参加したい」の回答が4.3%あり、「活動内容によっては参加してもよい」が44.5%を占める。
- ・参加してもよい活動の内容は、地域清掃活動や花いっぱい運動などの地域活動が多い。

【市民活動への参加の意向】



【参加してもよい活動】



## 自由記述意見

- ・回答者数は153人、意見の総数は208件であった。
- ・最も意見が多かったのは「ごみ・資源・リサイクル」に関する記述で、次いで雑草やごみのポイ捨てなど「美化」に関する内容であった。

分類	件数
ごみ・資源・リサイクルに関する意見・要望	89件
環境美化に関する意見・要望	17件
意識・啓発・情報発信に関する意見・要望	16件
都市づくりに関する意見・要望	13件
エネルギー利用に関する意見・要望	12件
ごみ処理のマナー等に関する意見・要望	10件
緑化に関する意見・要望	10件
大気汚染に関する意見・要望	6件
生き物との共生に関する意見・要望	6件
コミュニティ活動に関する意見・要望	5件
地球温暖化対策に関する意見・要望	3件
道路・交通に関する意見・要望	2件
空き家対策に関する意見・要望	2件
騒音・振動に関する意見・要望	1件
その他の意見・要望	16件

## 5. 事業者アンケート調査

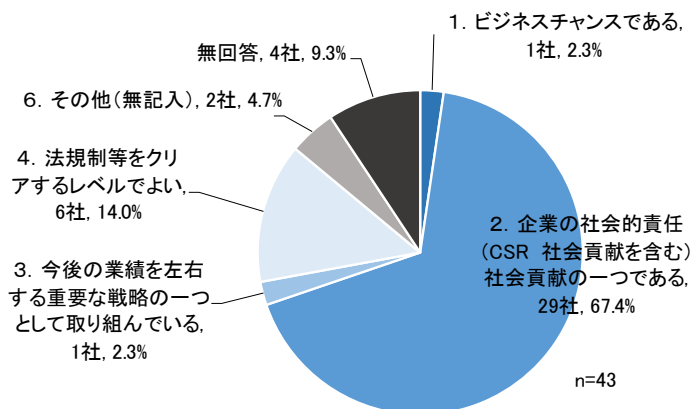
### (1) 調査概要

調査対象	市内事業所 100 社	抽出方法	業種・規模ごとに作為抽出
配布・回収方法	郵送による	調査期間	令和元年 9 月 11 日～9 月 30 日
回収率	43.0% (43/100)	有効回答率	43.0% (43/100)

### (2) 調査結果

#### 環境への取組と企業活動

・「企業の社会的責任、社会貢献の一つである」と考える事業所が多く、義務的に受け止める事業所が多い傾向にある。この傾向はここ 10 年間で顕著となった。

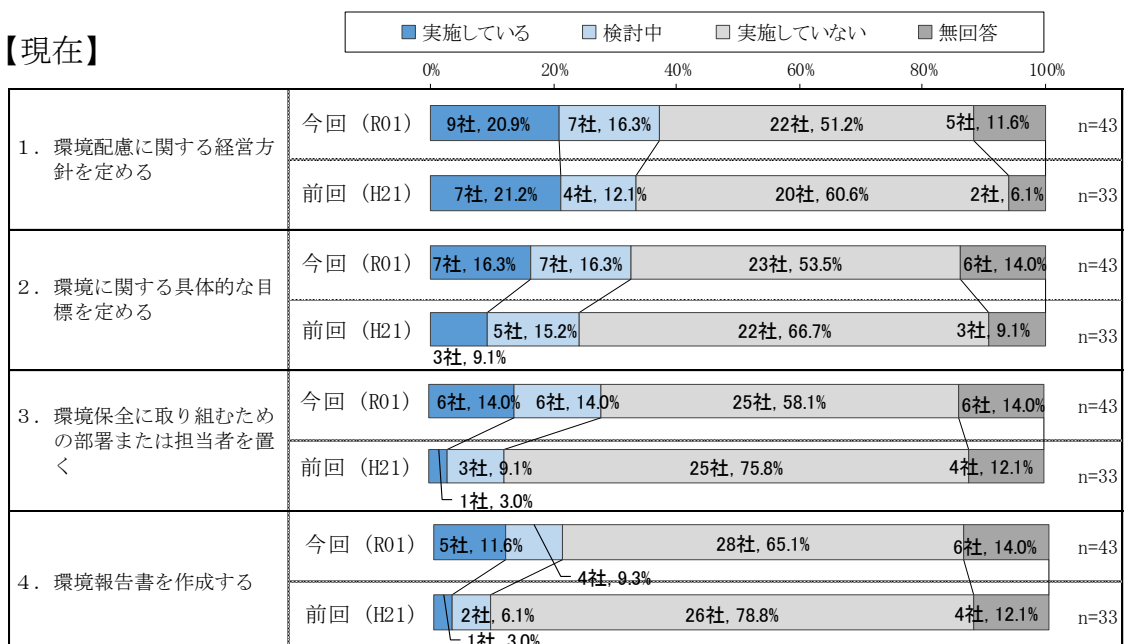


※「5. 環境への取り組みと企業活動は関連がないと考えている」と回答した事業所は無かった

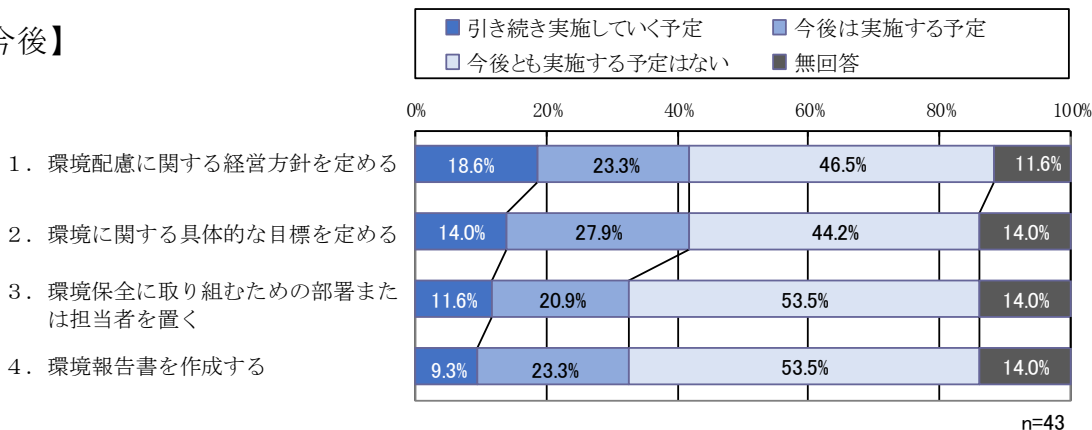
#### 環境配慮計画・組織の有無

- ・ 2 割程度の事業所が「環境配慮に関する経営方針を定める」、「環境に関する具体的な目標を定める」、「環境保全に取り組むための部署または担当者を置く」などの取組を行っている。
- ・ 「今後は実施する予定」を含めば、10 年前に比べて「環境に関する計画や組織の設置等」を実施する意向は着実に増加しており、支援施策を講じれば更なる推進を期待することができる。

#### 【現在】

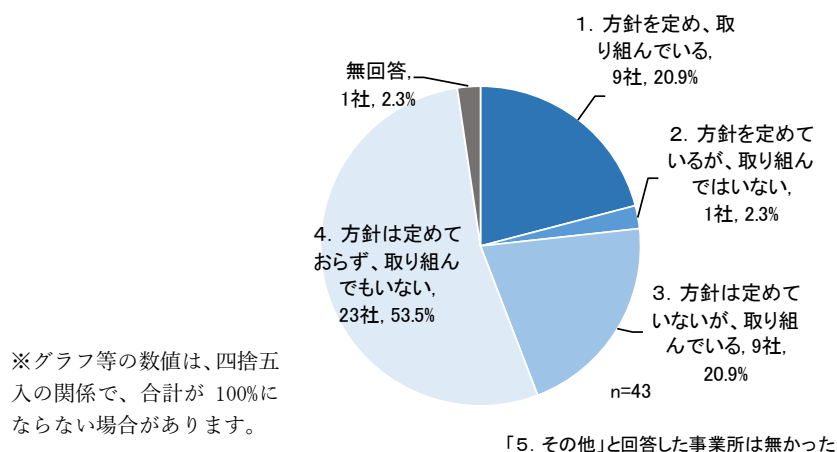


## 【今後】



## 地球温暖化防止の取組

・何らかの取組を行っている事業所が4割を超えるが、10年前と比較して取組を行う事業所数は減少傾向となっている。

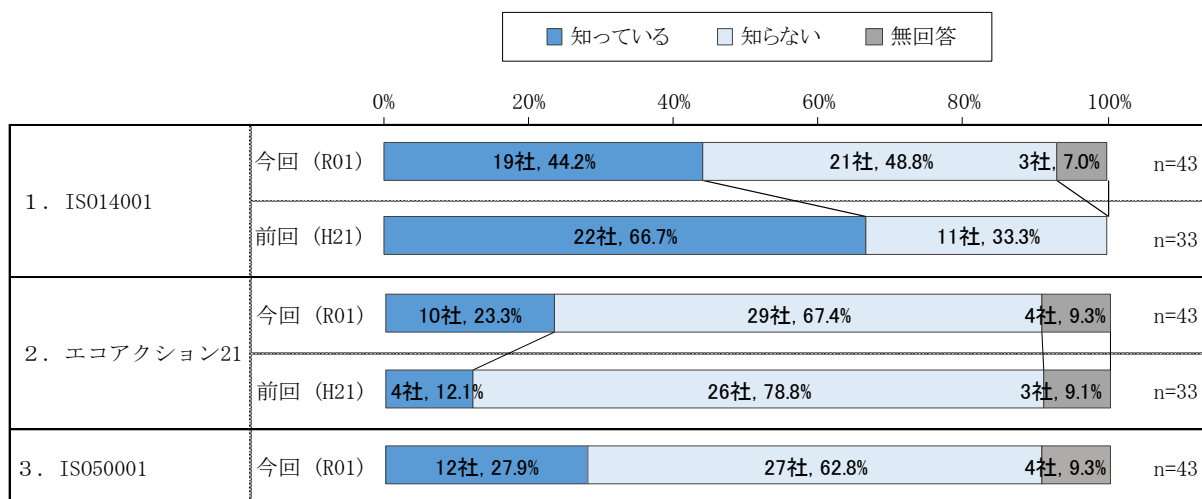


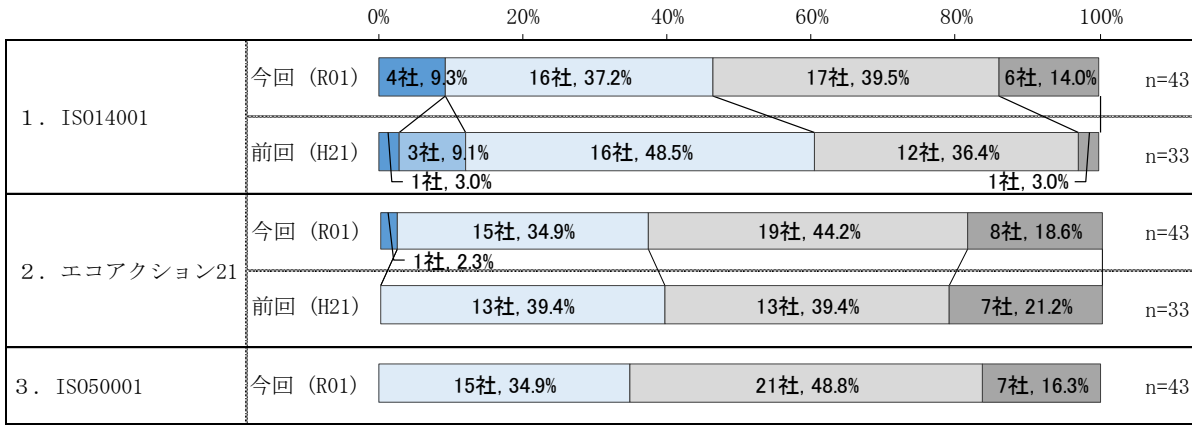
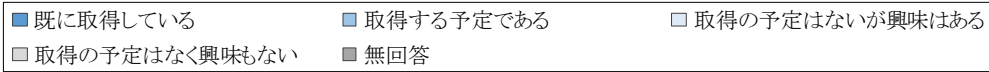
## 環境マネジメントシステムの認知度

・環境マネジメントシステムについて、半数を超える事業者が「知らない」と回答している。

・ただし、「取得する予定がない」と回答とした事業者であっても、4割程度の事業者は「興味がある」としている。

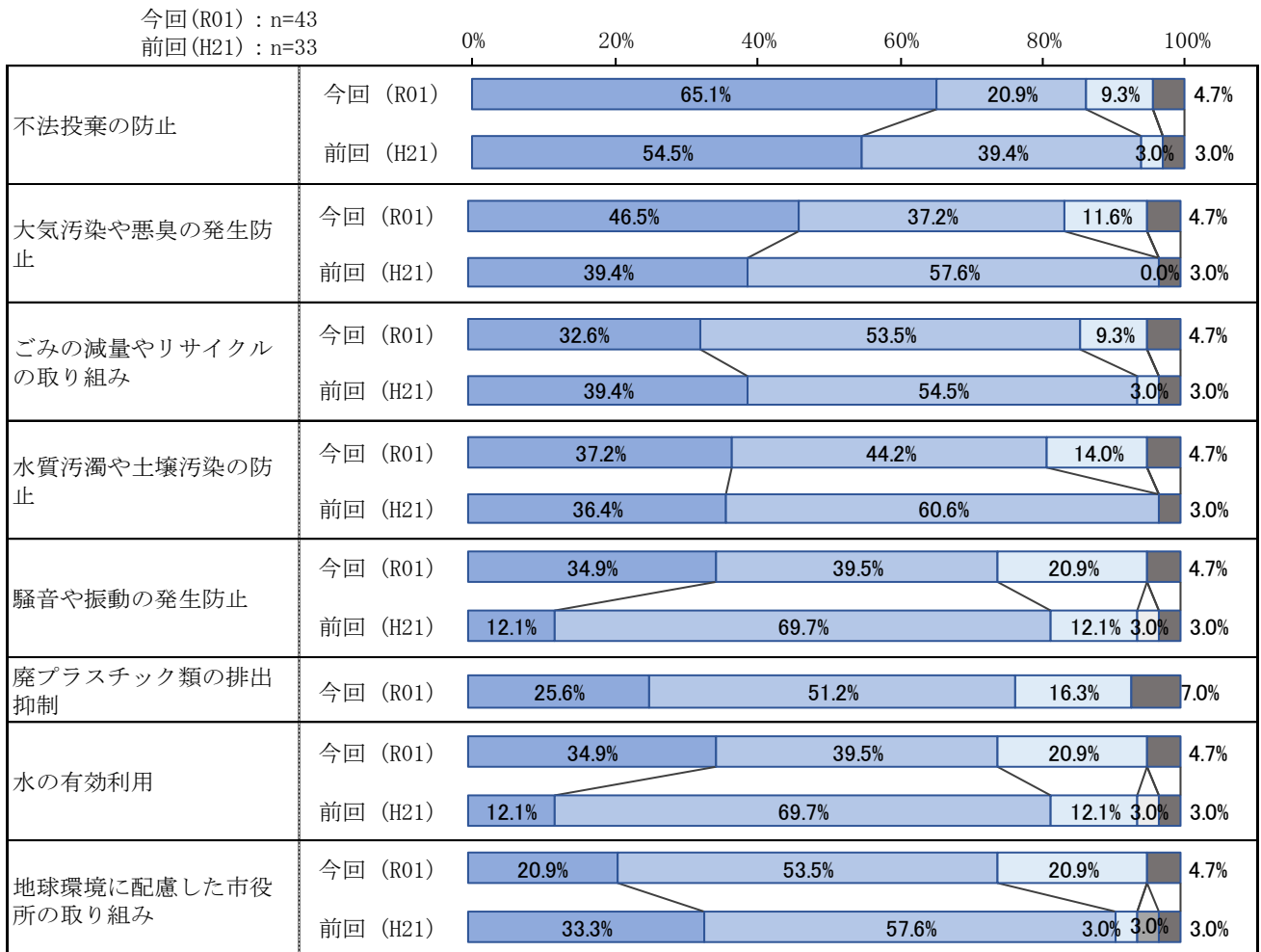
・10年前と比べても、“環境マネジメントシステム”自体の認知度が低い状態にあり、今後事業者を対象とした情報提供等を行うことで、普及の可能性が見込まれる。





### 施策の重要度

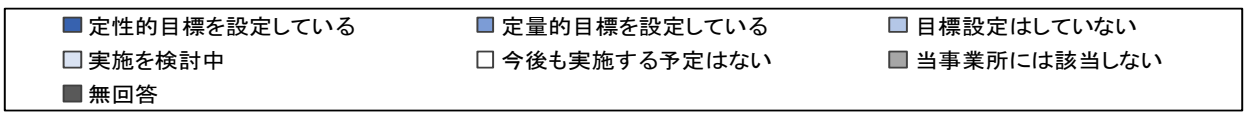
- ・ 施策の重要性が高いと感じている項目は、「不法投棄の防止」、「大気汚染や悪臭の発生防止」、「ごみの減量やリサイクルの取り組み」、「水質汚濁や土壌汚染の防止」等で事業活動に関連する項目が挙げられている。
- ・ 重要度が最も低かったのは「自動車を使わないまちづくり」である。
- ・ 「都市環境とまちなみの美しさ」、「文化財など歴史・文化の保存や整備」、「コミュニティ活動への参加」は10年前よりも重要度が上がっている。



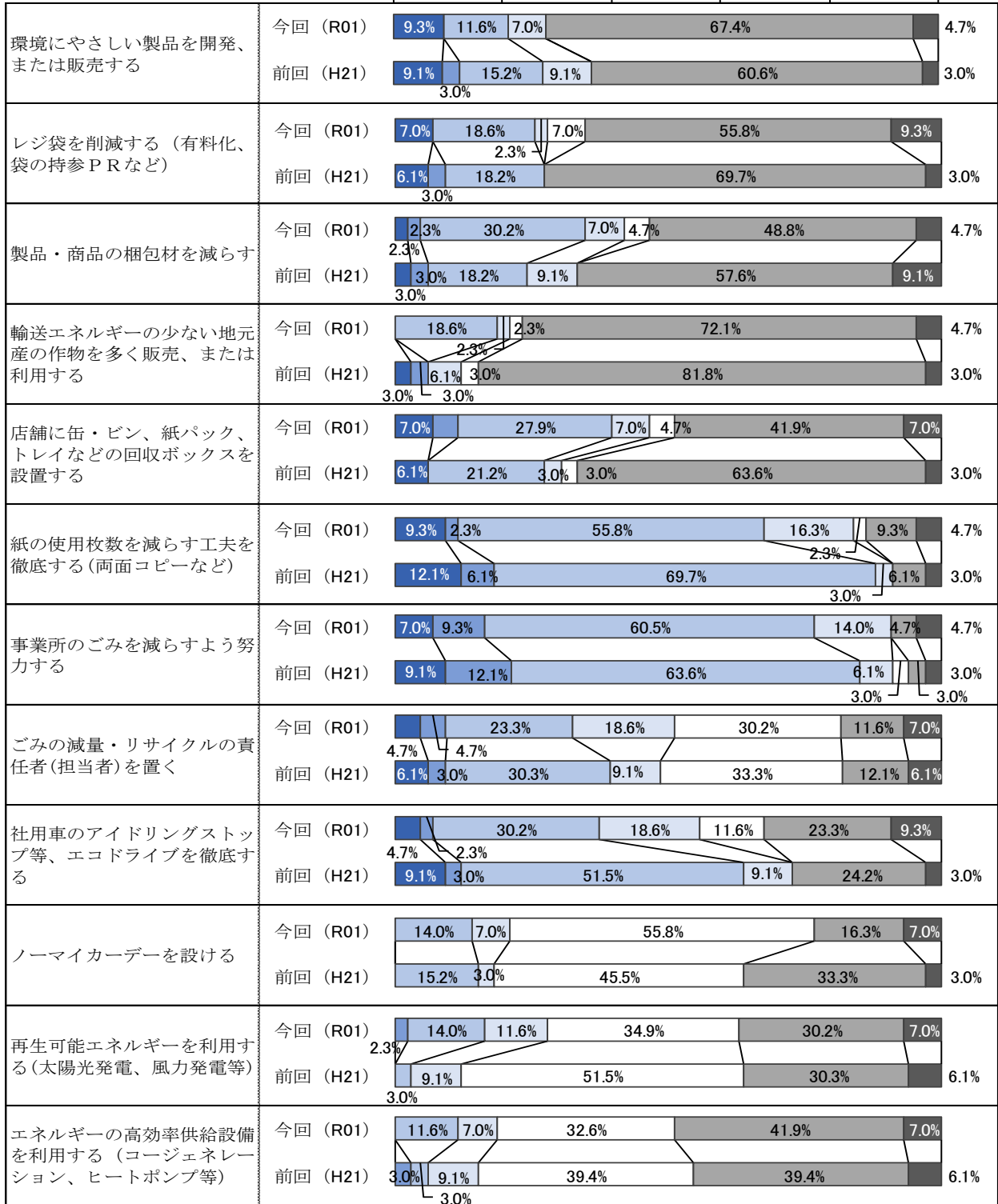
再生可能エネルギー利用の取り組み	今回 (R01)	23.3%	51.2%	20.9%	2.3%	2.3%
省エネルギーの取り組み	今回 (R01)	23.3%	48.8%	23.3%	2.3%	2.3%
	前回 (H21)	33.3%	57.6%	6.1%		3.0%
貴重な自然や多様な生物の保全	今回 (R01)	11.6%	69.8%	14.0%	2.3%	2.3%
	前回 (H21)	27.3%	57.6%	12.1%		3.0%
壊された自然の修復	今回 (R01)	18.6%	53.5%	25.6%		2.3%
	前回 (H21)	27.3%	57.6%	12.1%		3.0%
都市景観などまちなみの美しさ	今回 (R01)	16.3%	55.8%	23.3%		4.7%
	前回 (H21)	9.1%	45.5%	39.4%	3.0%	3.0%
文化財など歴史・文化の保存や整備	今回 (R01)	14.0%	58.1%	23.3%		4.7%
	前回 (H21)	9.1%	54.5%	27.3%	6.1%	3.0%
公園や街路樹など都市の緑化	今回 (R01)	14.0%	51.2%	27.9%		7.0%
	前回 (H21)	12.1%	63.6%	21.2%		3.0%
河川やため池などの快適な水辺空間	今回 (R01)	16.3%	51.2%	23.3%	4.7%	4.7%
	前回 (H21)	12.1%	57.6%	27.3%		3.0%
里山とのふれあいや保全・管理	今回 (R01)	4.7%	67.4%	25.6%		2.3%
	前回 (H21)	18.2%	57.6%	18.2%	3.0%	3.0%
身近な自然や生物とのふれあい	今回 (R01)	4.7%	72.1%	18.6%	2.3%	2.3%
	前回 (H21)	12.1%	60.6%	24.2%		3.0%
剪定枝の有効利用など緑のリサイクルの取り組み	今回 (R01)	11.6%	51.2%	32.6%		4.7%
	前回 (H21)	12.1%	54.5%	30.3%		3.0%
環境教育や環境学習の推進	今回 (R01)	7.0%	58.1%	27.9%	2.3%	4.7%
	前回 (H21)	12.1%	66.7%	15.2%	3.0%	3.0%
次世代自動車の導入	今回 (R01)	14.0%	39.5%	34.9%	4.7%	4.7%
コミュニティ活動への参加	今回 (R01)	9.3%	41.9%	41.9%	2.3%	4.7%
	前回 (H21)	3.0%	39.4%	45.5%	9.1%	3.0%
市民や市民団体、事業者への環境保全活動支援	今回 (R01)	2.3%	44.2%	46.5%	2.3%	4.7%
	前回 (H21)	3.0%	78.8%	12.1%	3.0%	3.0%
住宅地における緑の量	今回 (R01)	4.7%	44.2%	37.2%	9.3%	4.7%
	前回 (H21)	6.1%	57.6%	30.3%	3.0%	3.0%
自動車を使わないまちづくり	今回 (R01)	2.3%	23.3%	48.8%	9.3%	11.6%
	前回 (H21)	3.0%	24.2%	57.6%	3.0%	9.1%

## 環境保全の取組状況と今後の予定

- ・ 目標を設定して取組を行っている項目のうち実施率が高いものは、「昼休みや使っていない部屋の照明をこまめに消す」、「クールビズやウォームビズなどを実践する」、「環境にやさしい製品を開発、または販売する」、「事業所周辺の美化清掃活動を行う」などであった。
- ・ 実施を検討中の事業者が多い項目は、「国や地方公共団体が提唱する環境保全活動に協力する」、「市民団体・市が行う緑化活動に参加・協力する」、「空調使用時の室温の適正化を徹底する」、「次世代自動車を導入する」であり、これらは行政による啓発・支援効果が高いと思われる。



今回 (R01) : n=43  
 前回 (H21) : n=33

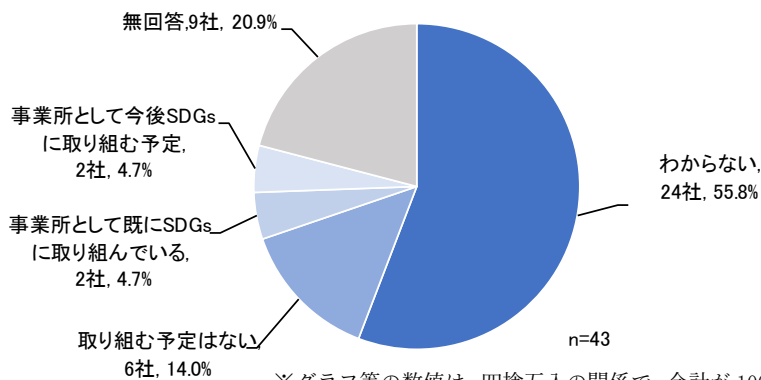


排熱を回収してエネルギー源とする	今回 (R01) 11.6% 32.6% 46.5% 7.0% 前回 (H21) 3.0% 3.0% 42.4% 48.5% 3.0%
空調使用時の室温の適温化 (暖房時20℃以下、冷房時28℃程度)を徹底する	今回 (R01) 7.0% 11.6% 41.9% 20.9% 11.6% 4.7% 前回 (H21) 6.1% 15.2% 63.6% 6.1% 3.0% 3.0%
昼休みや使っていない部屋の照明をこまめに消す	今回 (R01) 14.0% 11.6% 46.5% 9.3% 9.3% 4.7% 前回 (H21) 18.2% 9.1% 51.5% 6.1% 9.1% 3.0%
事業活動に伴う大気汚染や水質汚濁等の公害の防止に努める	今回 (R01) 7.0% 16.3% 14.0% 7.0% 46.5% 4.7% 前回 (H21) 9.1% 36.4% 6.1% 6.1% 39.4% 3.0%
農薬や化学肥料は適量・適正に使用する	今回 (R01) 9.3% 86.0% 4.7% 前回 (H21) 6.1% 87.9% 3.0%
家畜ふん尿を適正に処理する	今回 (R01) 7.0% 2.3% 86.0% 4.7% 前回 (H21) 3.0% 93.9% 3.0%
雨水の利用施設を設置する	今回 (R01) 4.7% 20.9% 67.4% 4.7% 前回 (H21) 6.1% 30.3% 57.6% 3.0%
従業員の節水行動を徹底する	今回 (R01) 7.0% 55.8% 11.6% 7.0% 9.3% 4.7% 前回 (H21) 9.1% 9.1% 54.5% 9.1% 15.2% 3.0%
自然環境を損なわないように保全対策を実施する	今回 (R01) 27.9% 11.6% 9.3% 41.9% 4.7% 前回 (H21) 4.7% 24.2% 9.1% 6.1% 45.5% 9.1% 3.0%
事業所周辺の美化清掃活動を行う	今回 (R01) 9.3% 11.6% 48.8% 11.6% 9.3% 4.7% 前回 (H21) 9.1% 45.5% 12.1% 12.1% 15.2% 3.0%
市民団体・市が行う緑化活動に参加・協力する	今回 (R01) 34.9% 23.3% 25.6% 7.0% 4.7% 前回 (H21) 4.7% 24.2% 24.2% 27.3% 21.2% 3.0%
環境を守るための取り組み状況を公表する	今回 (R01) 14.0% 14.0% 46.5% 16.3% 4.7% 前回 (H21) 2.3% 9.1% 12.1% 45.5% 27.3% 3.0%
地域の祭りなどに積極的に参加する	今回 (R01) 7.0% 39.5% 18.6% 23.3% 4.7% 4.7% 前回 (H21) 2.3% 24.2% 18.2% 33.3% 21.2% 3.0%
クールビズやウォームビズなどを実践する	今回 (R01) 11.6% 11.6% 51.2% 4.7% 7.0% 9.3% 4.7% 前回 (H21) 9.1% 39.4% 15.2% 6.1% 27.3% 3.0%
国や地方公共団体が提唱する環境保全活動に協力する	今回 (R01) 39.5% 27.9% 18.6% 7.0% 4.7% 前回 (H21) 2.3% 30.3% 24.2% 12.1% 24.2% 6.1%
次世代自動車を導入する	今回 (R01) 25.6% 20.9% 27.9% 20.9% 4.7%
廃プラスチック類の排出を抑制する	今回 (R01) 27.9% 18.6% 14.0% 27.9% 4.7% 4.7% 2.3%
クールシェアに協力する	今回 (R01) 2.3% 25.6% 18.6% 27.9% 18.6% 7.0%

※グラフ等の数値は、四捨五入の関係で、合計が100%にならない場合があります。

## SDGs の取組

- ・今後の予定がわからないと回答した事業者が半数を超え、SDGs の取組として何をすべきか模索している状況がうかがわれる。
- ・「既に取り組んでいる」事業所は「卸売業、小売業（200～499 人）」、「金融業、保険業（5～9 人）」の2社であった。

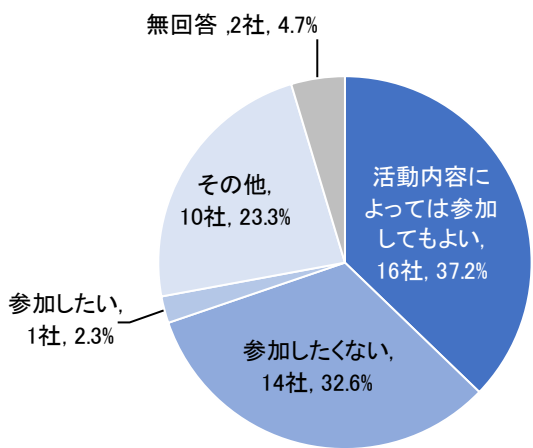


※グラフ等の数値は、四捨五入の関係で、合計が100%にならない場合があります。

## 地域活動への参加

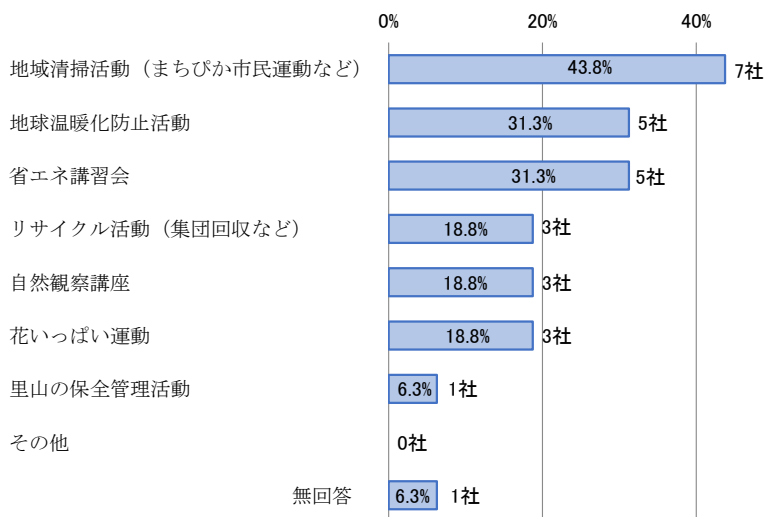
- ・活動内容によっては参加しても良いと考えている事業者が約4割を占めており、その内容は地域清掃活動、地球温暖化防止活動、省エネ講習会等が多くなっている。

### 【地域活動への参加】



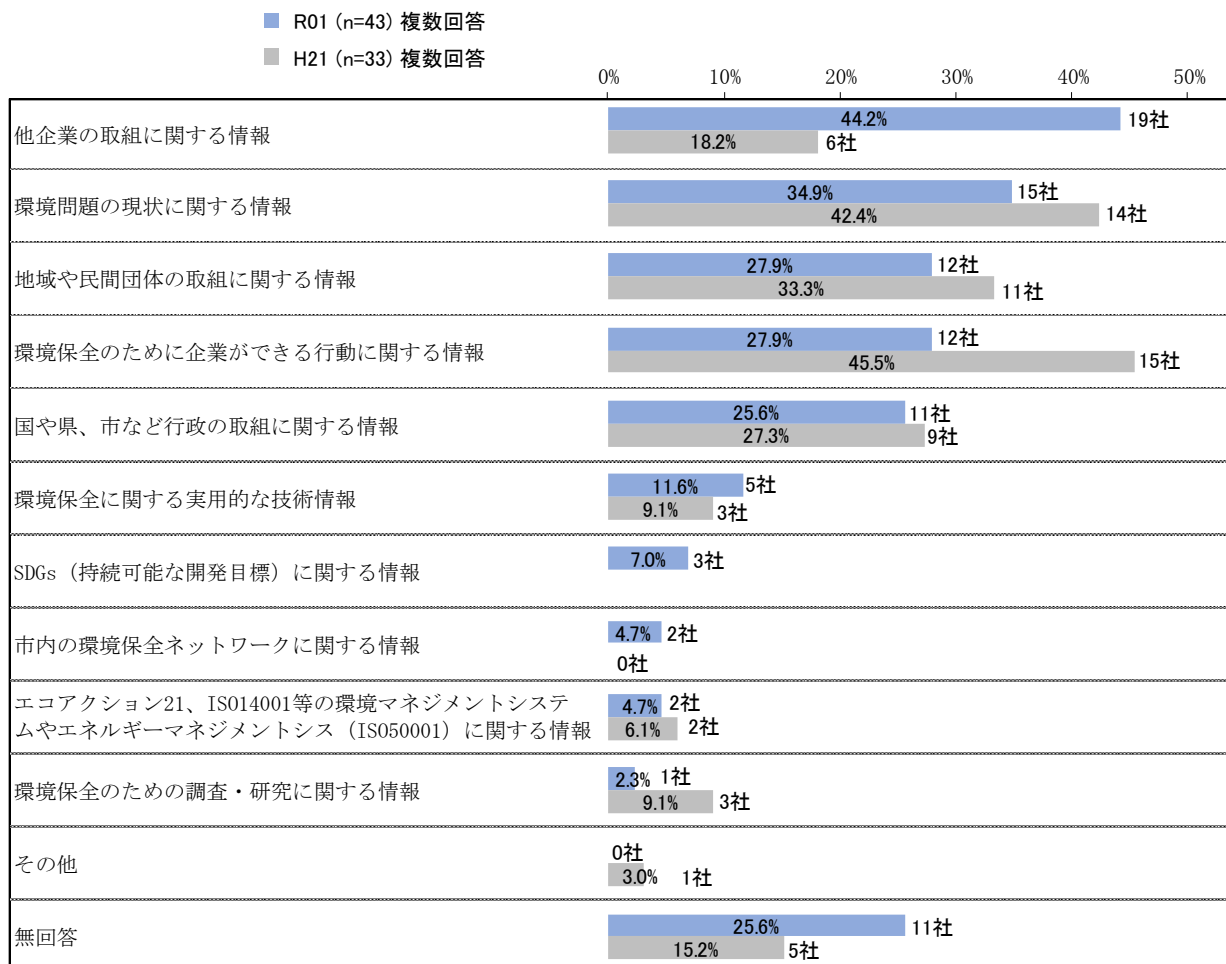
※グラフ等の数値は、四捨五入の関係で、合計が100%にならない場合があります。

### 【参加してもよい活動】



## 提供してほしい環境に関する情報

- ・「他企業の取り組み」、「環境問題の現状」、「地域や民間団体の取組」、「環境保全のために企業が  
できる行動」等の情報提供が望まれている。
- ・特に「環境問題の現状」、「地域や民間団体の取組」は10年前にも情報の提供が望まれる項目に  
挙げられており、業種に関わらず望まれていることが推測される。



## 自由意見

- ・自由意見は4社から寄せられた。
- ・監視カメラの設置等、ごみのポイ捨てや不法投棄を防止するための取組に関する意見が3件、緑化協定の古くなった看板の撤去を求める意見が1件であった。

## 6. 高校生アンケート調査

### (1) 調査概要

対象	大野城市内及び大野城市近郊に位置する高校の生徒 ・福岡県立春日高等学校 140人 ・福岡県立筑紫中央高等学校 767人
配布・回収方法	高校において「大野城市環境基本計画策定のための出前ワークショップ」を開催後、アンケート調査票を直接配布し、当日回収
実施期間	令和元年11月29日(金)～令和元年12月13日(金)
有効回答率	89.9% (907/1,009)

「大野城市環境基本計画策定のための出前ワークショップ」の様子

福岡県立春日高校



福岡県立筑紫中央高校



### (2) 調査結果

#### 市の環境に対する満足度

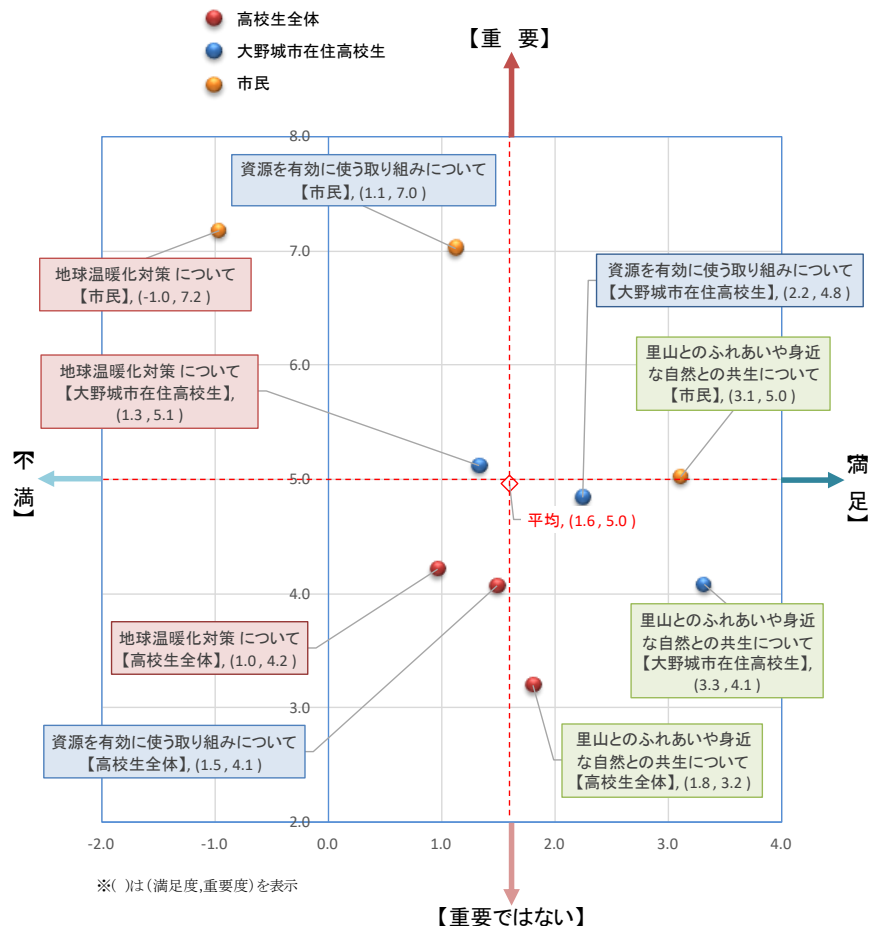
- ・平均評価得点は全てプラス値となっており、満足傾向が不満傾向に勝っている。
- ・満足度の高い順に「里山とのふれあいや身近な自然との共生について」、「資源を有効に使う取り組みについて」、「地球温暖化対策について」となっており、「全体」、「市内高校生」、「市外高校生」ともに、順位はほぼ共通している。
- ・満足度の順位は市民アンケートの調査結果と同様であるが、高校生の方が環境に対する肯定感が高く、特に市内在住者では満足度が高くなる傾向にある。
- ・全体では「どちらともいえない」の選択が最も多く、明確な意向が感じられない。一方市内高校生に着目すると、「里山とのふれあいや身近な自然との共生について」の環境分野で「やや満足」の回答が最も多くなっており、自然環境分野についての満足度の高さがうかがわれる。

項目	区分	得点	かなり満足	やや満足	どちらでもない	やや不満	かなり不満	平均評価得点※
			10点	5点	0点	-5点	-10点	
回答件数	里山とのふれあいや身近な自然との共生	全体	110件	199件	516件	44件	26件	1.8点
		市外高校生	54件	112件	438件	27件	17件	1.2点
		市内高校生	56件	87件	78件	17件	9件	3.3点
		市民(参考)	131件	385件	294件	70件	11件	3.1点
	地球温暖化対策	全体	59件	145件	622件	44件	24件	1.0点
		市外高校生	36件	95件	471件	26件	18件	0.8点
		市内高校生	23件	50件	151件	18件	6件	1.3点
		市民(参考)	22件	106件	477件	227件	47件	-1.0点
	資源を有効に使う取組	全体	87件	182件	558件	43件	24件	1.5点
		市外高校生	50件	114件	441件	24件	18件	1.2点
		市内高校生	37件	68件	117件	19件	6件	2.2点
		市民(参考)	60件	275件	362件	174件	12件	1.1点

※平均評価得点=区分毎の回答件数×区分ごとの得点を項目別に集計した数値÷その項目の回答件数の合計

### 満足度と重要度

- ・施策としての重要性が高く、現状不満に感じている環境分野が取り組む優先順位の高い施策と判断される。
- ・高校生が考える施策の優先順位は、高い順に「地球温暖化対策について」、「資源を有効に使う取組について」、「里山とのふれあいや身近な自然との共生について」と考えられる。
- ・この傾向は市民と同様だが、「地球温暖化対策について」は高校生よりも市民の方がより逼迫して取り組むべき課題として捉えている。



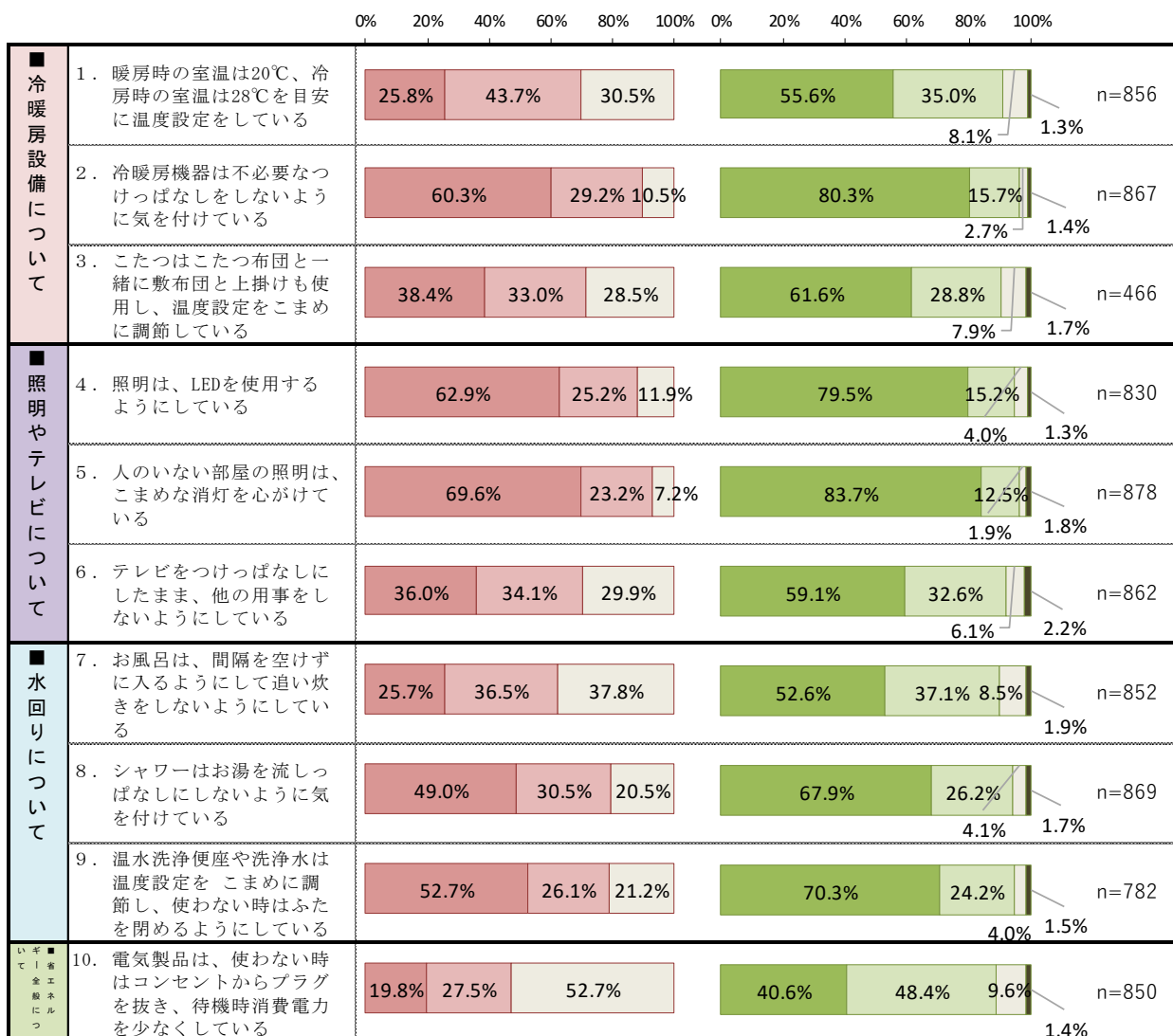
## 環境を保全するための行動

- ・10の行動中9の行動で、「実行している」の回答数が「実行していない」の回答数を上回る。
- ・「いつも実行している」項目は「人のいない部屋の照明はこまめに消灯を心がけている」、「冷暖房機器は不必要なつけっぱなしをしないように気をつけている」、「照明は、LEDを使用するようにしている」となっている。
- ・「現在は実行していないが実行したい」項目は「電気製品は、使わない時はコンセントからプラグを抜き、待機時消費電力を少なくしている」、「お風呂は間隔を空けずに入るようにして追い焚きをしないようにしている」、「暖房時の室温は20℃、冷房時の室温は28℃を目安に温度設定をしている」であった。これらの行動は、情報発信や啓発により、実行者の増加を期待することができる。

### 現在と今後【高校生】



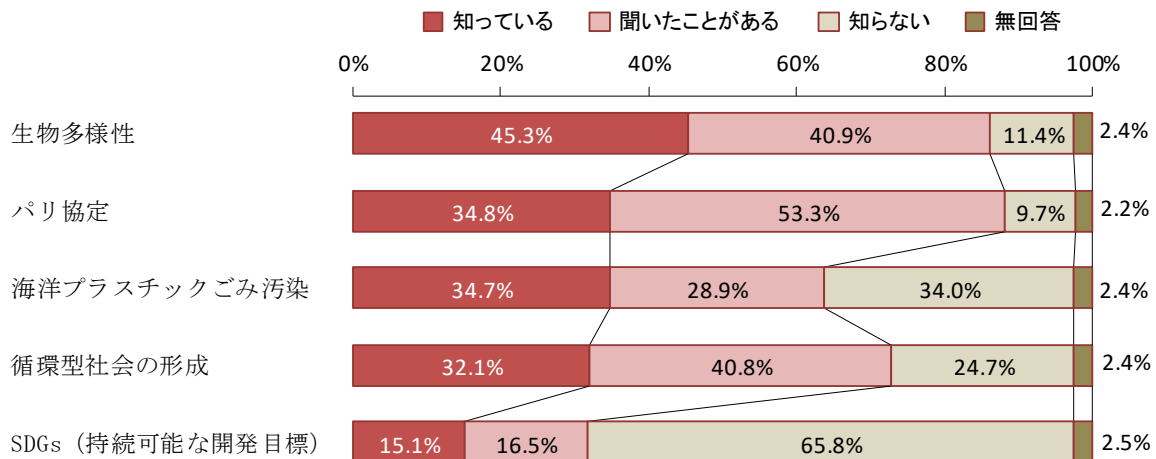
※ 該当しない、無回答を除く



※グラフ等の数値は、四捨五入の関係で、合計が100%にならない場合があります。

## 環境用語の認知度

- ・認知度が高い環境用語は、高い順に「生物多様性」、「パリ協定」、「海洋プラスチックごみ汚染」であり、市民の認知度と共通する用語は「パリ協定」のみである。高校生と市民では情報源が異なると考えられる。
- ・「SDGs」に関しては市民・高校生に共通して最も認知度が低いという結果になった。

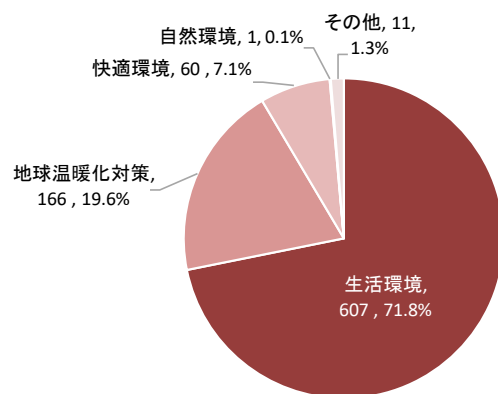


※グラフ等の数値は、四捨五入の関係で、合計が100%にならない場合があります。

n=907

## 環境負荷を軽減するための行動

- ・実践している活動を環境分野に整理すると、実践数の多かった分野は「生活環境」、次いで「地球温暖化対策」、「快適環境」であり、「レジ袋をもらわない」、「3Rの推進」、「ごみの分別の徹底」、「節電」などの日常生活に密着した取組の実施率が高かった。

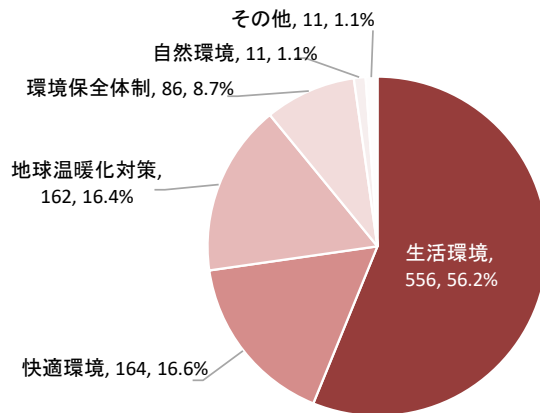


実践活動の総数(845件)、回答者数(702人)

※グラフ等の数値は、四捨五入の関係で、合計が100%にならない場合があります。

## 環境を保全するためにできること

- ・回答者数は798人、実践可能な活動の総数は990件。
- ・多数意見は現在実践している活動の他、クリーン活動などの地域活動への参加、環境問題を知り・考える、日々意識してできることを行動するなど。



実践活動の総数(990件)、回答者数(798人)

※グラフ等の数値は、四捨五入の関係で、合計が100%にならない場合があります。

## 大野城市の将来の環境像

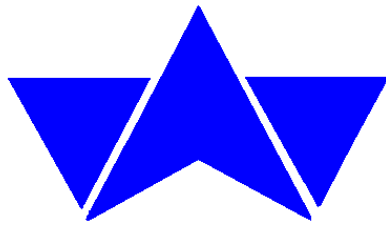
- ・回答者数は808人、将来の環境像の総数は522件であった。
- ・「住みやすい」、「活気がある」などの生活環境の魅力、「環境に優しい」、「自然豊か」などの人と自然との共生、「きれい」、「ごみがない」などの街の景観の美しさに着目したキーワードが多くみられた。

## 環境に対するアイデア・提案

- ・回答者数は206人、アイデア・提案の総数は221件であった。
- ・ごみ（主に街の美化の面から）やリサイクルに関する関心が高く、ごみ箱やリサイクルボックスの増設、タバコの規制に関する意見が多くみられた。また、学校・地域における環境保全活動の新設、増設など、社会とのつながりに関する意見もみられた。

分類	件数
ごみ・資源・リサイクルに関する意見・要望	94件
緑化に関する意見・要望	27件
意識・啓発・情報発信に関する意見・要望	26件
環境美化に関する意見・要望	19件
地球温暖化対策に関する意見・要望	17件
コミュニティ活動に関する意見・要望	13件
都市づくりに関する意見・要望	8件
その他の意見・要望	17件





市民総ぐるみでつくる希望にあふれた脱炭素のまち

大野城市循環型社会推進課

〒816-8510

福岡県大野城市曙町二丁目2番1号

TEL 092-501-2211